

平成 20 年

# 塩竈市議会会議録

(第126巻)

第4回定例会 12月4日 開会  
12月17日 閉会

塩竈市議会事務局

# 平成 2 0 年 1 2 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 4 日 間 ( 1 2 月 4 日 ~ 1 2 月 1 7 日 )

月 日	曜 日	区 分	会 議 内 容	会 期
12. 4	木	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、請願第 8 号、議案第 7 6 号ないし第 8 9 号	1
5	金	休 会		2
6	土	”		3
7	日	”		4
8	月	”	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	5
9	火	”	民生常任委員会 10 : 00 ~	6
10	水	”	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	7
11	木	本 会 議	一般質問 ①小野 幸男 議員 ②中川 邦彦 議員 ③鎌田 礼二 議員 ④浅野 敏江 議員	8
12	金	”	一般質問 ⑤東海林京子 議員 ⑥阿部かほる 議員 ⑦伊藤 栄一 議員 ⑧小野 絹子 議員	9
13	土	休 会		1 0
14	日	”		1 1
15	月	”		1 2
16	火	”		1 3
17	水	本 会 議	委員長報告 閉 会	1 4

# 塩竈市議会平成20年12月定例会会議録目次

## (12月定例会)

### 第1日目 平成20年12月4日(木曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
請願第8号	6
議案第76号ないし第89号	6
散 会	38

### 第2日目 平成20年12月11日(木曜日)

議事日程第2号	39
開 議	41
会議録署名議員の指名	41
一般質問	41
小 野 幸 男 君	
①窓口業務の改善策	41
★ワンストップサービスについて	
②少子化対策	42
★妊産婦健診の今後の考え方について	
③子育て支援	42
★子育てファミリー応援ショップ事業について	
④福祉行政	43
★福祉灯油券について	
★障害者支援対策について	

中 川 邦 彦 君

- ①防災・安全対策について ..... 53
  - ★市内福祉施設の防災・防火管理と災害時の緊急体制について
  - ★女川原子力発電所の安全対策について
- ②安心安全な学校や保育所の給食について ..... 54
  - ★地場産品の取り入れについて
  - ★アレルギー対策について
- ③暮らしと福祉について ..... 54
  - ★福祉灯油の助成と拡充を
- ④雇用について ..... 55
  - ★福祉施設で働く人たちの労働条件の改善について
  - ★高校生のワークシェアリングと職員としての雇用拡大を
- ⑤場外馬券売り場について ..... 56
  - ★現状をどのように把握しているのか。また、本市として反対の表明を

鎌 田 礼 二 君

- ①市長の政治姿勢 ..... 69
  - ★市立病院の今後について
  - ★病院事業への繰出しについて
  - ★魚市場事業への繰出しについて
- ②豪雨対策 ..... 70
  - ★藤倉地区の豪雨対策について
  - ★清水沢貯留池について
- ③市道・公園関係 ..... 71
  - ★街路樹及び公園の管理について
- ④廃屋 ..... 71
  - ★廃屋への対応について
- ⑤教育関係 ..... 71
  - ★食育（学校給食）について
  - ★浦戸二小、浦戸中学校の成果は

浅野敏江君

①広域合併について	82
★広域行政・広域観光における本市の取り組みについて	
★広域合併に対する考えと今後の方向性について	
②離島振興	84
★空き家、休耕地の利活用について	
③教育環境	85
★「スクールカウンセラー」の現状と充実について	
★特別支援教育・ノーマライゼーション教育の取り組みについて	
④男女共同参画	86
★「しおがま男女共同参画推進条例」施行後の現状について	
★本市のDVの実態と取り組みについて	

散会	98
----	----

### 第3日目 平成20年12月12日（金曜日）

議事日程第3号	99
開議	101
会議録署名議員の指名	101
一般質問	101

東海林京子君

①塩竈市立病院問題について（あり方審議会の答申を受けて）	101
★院内の健全化会議改革プラン策定の際、市民・患者・職員の意見・意向を取り入れる方向での議論を	
★病床199床から161床への削減案は、現行のままの病床継続・維持を	
★消化器内科及び外来の充実する内容とは	
★小児科2人医師体制は早急に実現を	
★医師の事務量軽減に医療クラークの配置を	
②NEWしおナビ100円バスについて	104
★試験運行の中で利用者ニーズの集約を	

★停留所にベンチの配置を	
③障害者自立支援について	104
★施設運営の現状と職員の人材確保について	
★一時預かり（レスパイトサービス）はどのように行われるのか	
★親亡き後の行政支援の広域対応の取り組みは	
④子ども無保険について	106
★本市の実態と対応について	
⑤新型インフルエンザについて	106
★流行時に備えて、本市の対応について	
⑥子供の遊び、いじめ、暴力行為について	107
★現状とその対応、防止策についての本市の取り組みは	

阿 部 かほる 君

①門前町のにぎわいの道づくり	117
★宮町、本町歩道景観整備（街路樹・植栽）について	
★ポケットパーク整備について	
②仙台塩釜港港湾計画改訂の進捗について	118
★港の9メートルしゅんせつの津波の関係	
★防潮堤と津波マップについて	
★浦戸航路整備と浦戸自家用船の塩釜港内での係船場について	
③学力向上と総合学習について	120
★市全体での学力向上に向けての取り組み	
★総合学習の取り組みについて	
④食物アレルギーの対応について	121
★乳幼児健診時の対応について	
★学校給食の対応	
⑤浦戸諸島の高齢者福祉の取り組みについて	122
★高齢者福祉の現状と今後の取り組みについて	

伊 藤 栄 一 君

①景気の悪化による行財政の動静	133
-----------------	-----

★基幹産業である水産・加工業について	
★全国的に公共事業費の予算減に対し地元建設業、さらに越の浦・春日線の推移	
★後期高齢者対策、介護施設、独居老人、老老介護政策について	
②学校教育について	133
★夢を持てる体験教育	
★命の大切さと人生、生きる幸せと道徳、どちらも大切であるが、どちらを主として指導するのか	
③防災	134
★縦横の連絡について	
小野絹子君	
①NEWしおナビ100円バスの利便性について	147
★利用者や市民の意見・要望の集約と実施について	
②少子化対策について	147
★子供医療費無料化の年齢拡大について	
★妊婦健診の回数の拡大について	
★ママリフレッシュ事業について	
③国民健康保険事業について	148
★保険税滞納の現況について	
★資格証明書発行について	
★減免について	
④後期高齢者医療事業について	150
★滞納の現状と資格証明書の発行について	
⑤地元水産、商業、企業の現状と支援策について	150
⑥市立病院の答申について	151
★旧塩釜医療圏の救急医療の方向性について	
★院内の受け止め方について	
★市の実効性と改革プランについて	
散会	160

## 第4日目 平成20年12月17日（水曜日）

議事日程第4号	163
開 議	165
会議録署名議員の指名	165
議会運営委員会委員の選任	165
議案第76号ないし第89号（各常任委員会委員長議案審査報告）	165
討 論	170
佐藤英治君	170
菊地進君	173
曾我ミヨ君	175
採 決	178
請願第8号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）	179
採 決	179
議員派遣の件	180
閉 会	180

平成20年12月定例会 12月4日 開会  
12月17日 閉会

議案審議一覽表  
請願審議一覽表  
請願文書表

## 塩竈市議会 1 2 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議案結果	議決年月日
総務教育	議案第76号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	20.12.17
	議案第80号	平成20年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	20.12.17
	議案第88号	塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について	原案可決	20.12.17
民 生	議案第77号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	20.12.17
	議案第80号	平成20年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	20.12.17
	議案第81号	平成20年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	20.12.17
	議案第82号	平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算	原案可決	20.12.17
	議案第86号	平成20年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	20.12.17
議案第89号	塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	20.12.17	
産業建設	議案第78号	塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例	原案可決	20.12.17
	議案第79号	塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決	20.12.17
	議案第80号	平成20年度塩竈市一般会計補正予算		
	議案第83号	平成20年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	20.12.17
	議案第84号	平成20年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	20.12.17
	議案第85号	平成20年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	20.12.17
	議案第87号	塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について	原案可決	20.12.17

## 塩竈市議会 12月定例会 請願審議一覧表

受理番号	件名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第8号	防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願	20.11.28	産業建設	継続審査	20.12.17

平成20年12月4日 塩竈市議会定例会

請 願 文 書 表

番 号	第 8 号
受 理 年 月 日	平成20年11月28日
件 名	防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願
要 旨	<p><b>【請願の要旨】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会資本整備で、国の責任を放棄し「地方切り捨て」、国民の安心・安全の切り捨てにつながる民間開放・地方移譲は行わないこと。</li> <li>2. 国民の生命と財産を守るための公共事業を推進するために、地方整備局廃止を行わず、東北技術事務所をはじめとした事務所を存続させること。</li> <li>3. 公共事業費の予算配分を防災・生活関連・維持管理に重点配分するとともに、東北技術事務所をはじめとした事務所の組織を、災害時でも迅速に対応できる体制に拡充すること。</li> </ol> <p><b>【請願の理由】</b></p> <p>我が国は、地震、台風、集中豪雨等の自然災害に対し脆弱な国土となっており、毎年のように自然災害が多発しています。宮城県内で見ても、03年7月の宮城県北部地震、今年6月には岩手・宮城内陸地震が発生しており、甚大な被害を受けました。</p> <p>マグニチュード7.5前後の宮城県沖地震について、今後30年間での発生確率が99%と国内でも最大となっているなど、大きな不安も抱えています。</p> <p>また、これまでも吉田川の氾濫で鹿島台地内の堤防が破堤するなど、豪雨による出水などにより大規模な被害が発生しています。</p> <p>これらの災害対応については、私たちの職場である東北地方整備局においても一丸となって直轄災害復旧や被災地自治体への広域災害支援等を実施してきました。</p> <p>特に、岩手・宮城内陸地震では、緊急災害対策派遣隊が現地に派遣され、道路・橋梁などの公共施設の点検にあたりとともに、天然ダムの解消などを国の直轄工事として進めています。</p> <p>今、地域住民はこれまでの大規模災害により、「防災対策」の充実など安全で安心な生活を確保するための公共工事に期待しています。</p>

<p>要 旨</p>	<p>私たちは、全ての国民に安全・安心で平等・公平なサービスを提供するためには、これまでと同様に直轄国道や一級河川・大規模ダム・直轄砂防事業等については国の責任において整備・維持管理を行うことが必要と考えています。</p> <p>このような中、政府は「基本方針2007」において地方分権、道州制、公務員削減の推進などを決定しています。しかも、財源については明記が無く、政府が財源の伴わない地方分権を目論んでいることが想定されます。</p> <p>しかし、地方分権で国から地方にその管理が委譲された場合、次の点が危惧されます。</p> <p>①国道45号などの基幹道路は、複数の県や多数の産業・企業に影響を与えることから、高い維持管理が求められています。そこで被害が生じた場合に迅速な復旧が可能でしょうか。大規模災害にはどう対処するのでしょうか。</p> <p>②公共施設は老朽化しています。そのために必要な維持管理費の増加が見込まれていますが、実態は追いついていないのが現状です。その結果、災害に対する危険度も高まっています。</p> <p>あわせて、維持管理では高度な技術的能力が求められます。しかし、自治体の平均土木技術者数は、市5.5人、町2.0人、村0.8人となっています。また、これらの技術者が道路・河川・下水道など様々な分野を担当することになっており、専門性を身に着ける環境にはなっていません。</p> <p>③この間、自立・自助の名の下に、山間地域を中心に、国の補助金削減でバス会社が路線から撤退し、地域の足が奪われています。河川、道路の整備は、地方の財政事情により地域間格差が発生・増大することが明らかです。</p> <p>これまで、重要な河川、道路の整備・維持管理は国が行う中で、全国的に一定の水準を保ってきました。しかし東北地方はその整備が遅れていますし、今後、地方分権が進む中で、安全で安心な生活の地域間格差が益々、増加することが予想されます。やはり、地域間格差のない住民の安全で安心な生活を確保するため、防災・生活関連整備・維持管理はこれまでと同様、国の責任で行う必要があると考えます。</p>
<p>提出者 住所・氏名</p>	<p>宮城県多賀城市桜木三丁目6番1号 国土交通省全建設労働組合東北地方本部多賀城支部 長 岐 岳 彦</p>
<p>紹介議員 氏 名</p>	<p>伊 勢 由 典    佐 藤 貞 夫    東海林 京 子</p>
<p>付託委員会</p>	<p>産業建設 常任委員会</p>

## 議員派遣の件

平成20年12月17日

地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 二市三町議長団連絡協議会 議員研修会

- (1) 派遣目的 講演会等出席
- (2) 派遣場所 多賀城市「ホテルキャッスルプラザ多賀城」
- (3) 派遣期間 平成21年1月26日
- (4) 派遣議員 議員21名以内

平成20年12月定例会 12月4日 開会  
12月17日 閉会

## 塩竈市議会会議録

平成20年12月4日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第1日目）

## 議事日程 第1号

平成20年12月4日(木曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
  - 第2 会期の決定
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 請願第8号
  - 第5 議案第76号ないし第89号
- 

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

---

### 出席議員(21名)

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 曾 我 ミ ヨ 君 | 2番  | 中 川 邦 彦 君 |
| 3番  | 小 野 絹 子 君 | 4番  | 吉 川 弘 君   |
| 5番  | 伊 勢 由 典 君 | 6番  | 佐 藤 貞 夫 君 |
| 7番  | 東海林 京 子 君 | 8番  | 伊 藤 博 章 君 |
| 9番  | 浅 野 敏 江 君 | 10番 | 小 野 幸 男 君 |
| 11番 | 嶺 岸 淳 一 君 | 12番 | 志 賀 直 哉 君 |
| 13番 | 佐 藤 英 治 君 | 14番 | 伊 藤 栄 一 君 |
| 15番 | 菊 地 進 君   | 16番 | 今 野 恭 一 君 |
| 17番 | 阿 部 かほる 君 | 18番 | 鈴 木 昭 一 君 |
| 19番 | 鎌 田 礼 二 君 | 20番 | 木 村 吉 雄 君 |
| 21番 | 香 取 嗣 雄 君 |     |           |
- 

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副市長兼水道部長	内 形 繁 夫 君
総 務 部 長	三 浦 一 泰 君	市民生活部長	大 浦 満 君

健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
会計管理者兼 会計課長	大和田功次君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田直君
総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	産業部次長 兼水産課長	福田文弘君
建設部次長 兼建築課長	千葉伸一君	総務部総務課長	桜井史裕君
総務部財政課長	神谷統君	総務部税務課長	星清輝君
健康福祉部 社会福祉課長	会澤ゆりみ君	健康福祉部 保険年金課長	高橋敏也君
産業部 商工観光課長	阿部徳和君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君
市立病院長	伊藤喜和君	市立病院事務部長	佐藤雄一君
市立病院事務部 業務課長	川村淳君	水道部総務課長	尾形則雄君
教育委員会委員長	東海林良雲君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会 教育部総務課長	小山浩幸君	選挙管理委員会 委員長	稲田喜一君
選挙管理委員会 事務局長	橘内行雄君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長 兼議事調査係長	伊藤喜昭君
議事調査係主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後 1 時 開議

○議長（志賀直哉君） 去る11月27日告示招集になりました平成20年第4回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、18番鈴木昭一君、19番鎌田礼二君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○議長（志賀直哉君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は14日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、本定例会の会期は14日間と決定いたしました。



日程第3 諸般の報告

○議長（志賀直哉君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、監査委員より議長あてに提出された定期監査の結果報告1件、例月出納検査の結果報告1件並びに企業会計例月出納検査の結果報告1件であります。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長あてに提出された第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件及び塩釜地区環境組合議会議員より議長あてに提出されました第3回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） それでは、それぞれ監査報告3件、33、それから34、35と出ております。監査報告を見させていただいて、監査の報告に沿いながら何点かお尋ねをしたいと思っております。

それで、最初、皆さん各議員に配られている監査報告の34号について、いささか私の理解を深めていきたいと思っておりますので、改めて監査報告に沿いながらお尋ねをしたいと思っております。

監査報告の34号は、市立病院の事業の関係で平成20年7・8・9月の現金出納状況などがこの中では書かれております。監査については、結果報告として適正であったということですので、それはそれとして監査上の問題はなしということでもあります。ただ、私ども、改めて病院事業収益の部分を同年度の累計で見ますと、この病院事業収益が6億8,684万円、それから前年度未収金、これは恐らく診療報酬の二月分のおくれの部分かと思いますが3億2,800万、そして一般会計の繰り入れの分で、まだ残がありますけれども一応当年度累計で4億4,000万、そして収入の部で借入れが90億979万円ということで、病院企業会計にとってこの数字、一時借入金を見ますと大変苦勞されているというのをわかるのかなということではいろんな点を考えさせられました。支出の部は、最終的に病院事業収益が10億6,768万円、そして前年度未払金もあります。そして一時借入金の返済が91億966万円。差し引きで収入の部が106億7,400万、あるいは支出の部が105億6,400万ということになっていて、何とか診療報酬の部分でいろいろな外来、入院の収益のところでの取り扱いを進めながら、病院事業会計で現金ベースで大変一時借入が多いと。その返済にその都度やっちはいるようですが、とにかくそういう状況がこの監査報告から見受けられるところであります。

下段の方に一時借入金の限度額が30億というふうになっているようです。そして、一時借入金の記載があって7月が23億4,900万、それから8月が23億3,000万、9月が23億8,830万円と、こういうふうな形での一時借入れによる取り扱いになっております。こういったところと、過般、民生協議会も開かれておりましたが、入院患者さんは、例えば7月で比べると120%ふえているとか、あるいは10月でも105%ふえているということで報告がございました。一方、外来の方は、やはりどうしても外来というのは入院の前提になるわけですが、7月が前年比でほぼ100%、前年並みと。しかし、一方で8月89%、直近の10月で97%というふうに、外来分野での患者さんの減少傾向がなかなか食い止められないということでの報告がございました。

そこで、言ってみれば上半期の現金ベース収支の流れがこれで大体およそ推察がつくわけですが、改めて上半期でのこうした監査上の報告を病院としてどう受けとめているのか。また、きょうはもう12月に入っていますので、12月、1月、2月、3月という点でこれらの資金収支状況見ながら、今後この監査の指摘を受けつつどういう形で取り組みを進めようとしてい

くのか、そのお考えなどについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市立病院事務部長。

○市立病院事務部長（佐藤雄一君） お答えいたします。

資金手当て等につきましては、地元の市中銀行からの借入れ、それから一般会計、水道会計からの低利の資金を活用しながら病院会計の運用に努めているという状況でございます。特に市中銀行からの借入れに当たりましては、市立病院の経営状況を説明申し上げながら融資を仰いでいるという現状でございます。しかし、昨今の経済状況を勘案いたしますと、銀行等からの融資は困難な状況に陥ることも想定されますことから、できれば本年度中には病院特例債を借入れまして不良債務の圧縮を図り、今後とも将来にわたり安定した資金の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、市立病院の経営状況についてのご質問でございますが、先ほど伊勢議員からもお話がありましたように、上半期につきましては所管の協議会にも報告しているところでございますが、実際病院の収益の主要を占める入院収益は、春先は低迷してございましたが、夏場から回復基調を示しております。この傾向は下半期に入っても続いておりまして、病床利用率につきましては、161床を基準にいたしますと11月の病床利用率は92.8%という状況になってございます。また、外来患者も、インフルエンザ等の流行の兆しが見えることから1日平均300人以上を超えるような外来患者という実態になってきております。

それで、市立病院といたしましては、来年からスタートいたします市立病院改革プランというものを実効性あるものにするためには、残されたこの4カ月間、取り組みが非常に重要になってくるものと考えてございます。院内では今年度中に救急患者受け入れ体制を強化するための組織の見直しに今着手してございまして、具体的には総合診療科の設置や地域連携室の強化体制づくりを進めるなどいたしまして、医療提供のさらなる充実と、あわせて今年度の収益改善に結びつけてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（志賀直哉君） 伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君） こういう現金ベースのいわば一時借入れを見ますと、確かにそのとおり銀行側の融資の関係がなかなか厳しい条件が付されるのかなというふうに思うところでございます。いずれにしても上半期ほぼこういうふうな状況を示して、先ほど161床ですか、92%の入院という回転率、あるいは外来でも320人ということで、病院経営には努力はされているかと思しますので、ひとつそういうことも踏まえて対応方をよろしく願いをしたいと思います。

思います。

これは、今回の監査を受けながら、ある意味ではそういう単年度の収支を考えていくと、医局内部での検討などはどういうふうに行われているのでしょうか。

○議長（志賀直哉君） 伊藤市立病院長。

○市立病院長（伊藤喜和君） 医局は、今病院の中で経営健全化委員会というのがございまして、その内容に基づきまして随時できることは実行していくということでございまして、先生方にも毎週行わなければいけないこと、いわゆる地域住民にとって必要なことで我々ができることを実践して、即座に今まで以上に地域医療ができるように先生方にもお願いしてやっているとあります。そういうこともありまして、今ベッドの方もほぼいっぱいに近い状態になっていまして、逆に言うと今度はなかなか動かすのが大変というような状況に、きょうの現実見えていますとそういうことになっております。インフルエンザが先週から非常に流行してまいりまして、きょうも私外来にありましたけれども、きょう外来でも二、三人ほど発生していますし、そういうことで、これから下半期、医局の方が先頭に立ちまして何としても収支均衡にいくように頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第4 請願第8号

○議長（志賀直哉君） 日程第4、請願第8号を議題といたします。

本定例会において所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第76号ないし第89号

○議長（志賀直哉君） 日程第5、議案第76号ないし第89号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程いただきました議案第76号から89号までにつつま

して、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第76号は塩竈市市税条例の一部を改正する条例でございます。

地方税法の一部改正に伴い、地方公共団体が条例で指定する寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象とする制度が創設され、本市におきましても地域に密着した公益活動の促進等を図るため、福祉などの面で関連の深い二市三町に主たる事務所を有する法人に対する寄附金をその対象とするなど、市税条例の関係部分につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

次は、議案第77号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

医療制度改革や後期高齢者医療制度の創設など、国民健康保険事業を取り巻く環境が大きく変わる中、現行税率では平成21年度以降大幅な財源不足が見込まれますことから、国民健康保険事業の安定した運営を図るため税率等の改正を行おうとするものであります。

次は、議案第78号塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例でございます。

野々島地区漁業集落の生活環境等の向上を目的に進めてきた排水処理施設が平成21年4月から供用を開始することに伴い、本条例に施設の名称、位置及び処理区域を追加するため所要の改正を行おうとするものでございます。

次は、議案第79号塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

現行の市営住宅に入居できる収入基準等は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令に基づき規定されておりますが、世帯の所得状況の変化により全国的に応募倍率が上昇し、住宅に困窮する低所得者の入居が困難な状況が生じていることに対応するため、これら施行令の入居収入基準を引き下げる改正が行われ、平成21年4月から施行されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、既に入居されている方々の家賃が上がる場合には、段階的に家賃を引き上げ、5年後に改正後の新家賃となる激変緩和の措置が講じられるものでございます。

次に、議案第80号平成20年度塩竈市一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ2億1,959万円を追加いたしまして、総額を184億4,849万9,000円とするものでございます。

歳出といたしましては、主に次の事業を計上いたしております。

一つ、土地開発公社の経営健全化に向けた保有地取得事業費といたしまして2,734万1,000円。これは、港奥部再開発事業用地の一部を取得し、有効活用を図ろうとするものでございます。

2、旧徳陽シティ銀行建物への企業誘致に伴います設備改修費といたしまして500万円。こ

これは、アパレル企業の誘致のため、給排水、電気、消防法への適合など施設所有者として必要最小限の工事を行うものであります。

3、国の補助を受けて行う塩釜ケーブルテレビの地上デジタル放送対応のための施設整備費補助金といたしまして4,425万円。これは、総務省所管の地域情報通信基盤整備推進交付金にあわせて市の補助を行い、デジタル放送の促進を図るものでございます。

4、月見ヶ丘霊園内の環境整備事業費といたしまして500万円。これは、墓参者の利便性向上のため階段手すりの設置や水洗トイレなどを整備し、貸し出す区画をふやそうとするものであります。

5、清掃工場、市営住宅及び公民館のアスベスト対策事業費といたしまして1,333万円。これは、新たにアスベストが確認された施設において除却及び囲い込みを行わせていただくものであります。

6、国の地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金を活用して行う市内各保育所改修費といたしまして1,500万円。これは、政府の安心実現のための緊急総合対策を受けて、保育所の地震対策を行うものであります。

7、障害者自立支援等の国県補助金等精算還付金といたしまして3,640万5,000円。これは、平成19年度事業費の確定に伴うものでございます。

8、各種施設の燃料費等の維持経費といたしまして1,630万円。これは、公共施設における燃油高騰経費でございます。

9、魚市場事業特別会計の経営健全化に向けた繰出金といたしまして2億6,139万9,000円。これは、昨年6月、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、今後、地方公共団体の財政の健全性は全会計を合計した数値で判断されることとなり、国が定める基準を超えた場合には、その指導のもとで歳入増加や歳出削減の計画を策定することが義務づけられることとなります。

魚市場事業では累積赤字を生じ、この法律で規定されている資金不足比率が290.5%と、経営健全化計画の策定が必要となる経営健全化基準の20%を大きく超えておりますこと、さらには、老朽化しております施設の改修に当たり、その財源を起債に求められるような財政状況にするために、この累積赤字を解消するための繰り出しを行おうとするものでございます。

これらの財源といたしましては、一つには道路特定財源の暫定税率失効期間中（平成20年4月）における減収を補てんする特例交付金といたしまして251万2,000円、また普通交付税と

して1,372万7,000円、使用料として500万円、国庫支出金として5,476万3,000円、繰越金といたしまして1億2,368万円、市債として1,050万円などを計上いたしております。

また、債務負担行為につきましては、更新時期を迎える戸籍システムソフトウェア及び機器整備事業といたしまして2,896万2,000円、市営住宅アスベスト対策事業といたしまして5,000万円、指定管理者の指定に伴いますスポーツ施設管理運営業務委託といたしまして2億5,500万円を追加いたしております。

地方債におきましては、一つには清掃工場アスベスト対策事業として620万円、市営住宅アスベスト対策事業として270万円、公民館アスベスト対策事業として160万円を追加をさせていただきます。

次に、議案第81号平成20年度塩竈市交通事業特別会計補正予算であります。原油高騰に伴います船舶燃料費の計上により、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、総額を2億1,710万円とするものでございます。

次に、議案第82号平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算であります。過年度分に係る国民健康保険税の還付金計上により、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、総額を63億6,609万2,000円とするものであります。

次に、議案第83号平成20年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算であります。一般会計からの累積赤字解消のための繰り出しに伴い、繰入金を2億6,139万9,000円増額するとともに、使用料及び手数料を同額減額するものであります。

次に、議案第84号平成20年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算であります。下水道使用料改定に伴う収入見込み額の精査により、使用料及び手数料を2億1,179万1,000円増額するとともに、繰入金を同額減額するものでございます。

次に、議案第85号平成20年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算であります。野々島排水処理施設の供用開始に伴い、水洗化の普及促進に向けた水洗化改造資金利子補給金の計上により、歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加し、総額を1億450万8,000円とするものであります。

また、債務負担行為におきましては、後年度における水洗化改造資金利子補給金及び損失補償金173万2,000円を追加いたしております。

次に、議案第86号平成20年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算であります。平成21年度の介護認定事務の見直しなど、制度改正に伴う介護認定システムの改修経費に係る消防事

務組合への負担金の計上により、歳入歳出それぞれ261万円を追加し、総額を37億4,280万4,000円とするものでございます。

次は、議案第87号塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定についてでございます。

これは、塩釜港旅客ターミナルの指定管理者として申請のありました塩釜港開発株式会社について審査をいたしました結果、適任と判断いたしましたので、同社を指定管理者に指定しようとするものでございます。

次に、議案第88号塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定についてでございます。

これは、塩竈市体育館及び塩竈市温水プールの指定管理者として申請のありました特定非営利活動法人塩釜市体育協会について審査いたしました結果、適任と判断いたしましたので、同協会を指定管理者に指定しようとするものでございます。

次に、議案第89号塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

分娩により発生した重度脳性麻痺の子供さんを抱える家族の経済的負担を速やかに補償すること等を目的として産科医療補償制度が創設されることに伴い、同制度に加入しております病院・診療所等で出産される場合、その保険料相当額が分娩費用に上乗せされますことから、被保険者の費用負担を補うことを目的として、出産育児一時金を3万円引き上げる改正を行おうとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の資料に記載をさせていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。なお、補足を必要とする部分につきましては担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から議案第77号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

説明の都合上、第4回市議会定例会議案資料No.4の9ページをお開きいただきたいと思います。一部改正の概要がまとめてございます。

本市の国民健康保険事業特別会計につきましては、平成16年から19年までの期間中、一定の税率改正を行いながら収支の均衡を図ってきたところでございますが、19年度末には1億400万円の基金を積み立てることができたことなどから、平成20年度につきましては、後期高齢

者支援分の税率設定という新たな枠組みの中でありましたけれども、基本的には税率のアップをすることなく現行の税率の範囲内で改定を行ってきたという経過がございます。その後、21年度以降の収支計画あるいは収支の見通しを進める中で収支不足が生じることなどから、今回必要最小限の税率改正を行い、本資料の1の改正の目的でございますように国保事業の安定的な運営を図ろうとするものでございます。

2の改正内容につきましては、所得割率の改正、それから均等割、平等割の改正を行うものでございまして、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた平均の改正率は13.76%、平均の改正額は年額で2万6,384円とするものでございます。国保税の通常徴収は8期でございますので、1期当たりでは3,298円、12カ月で割り返しますと一月2,199円の平均改正額となるものでございます。

(1)の税率改正の案についてご説明申し上げます。①の表には医療分の税率等の改正内容を区分ごと、そして現行、改正案、該当条文ごとにまとめてございます。医療分につきましては、所得割額を現行の8.75%を8.85%に、同じく均等割額につきましては現行の2万円を3万2,000円に、平等割額につきましては現行の2万4,000円を2万8,000円に改正するものでございます。平等割額の点線の下に括弧書きで特定世帯と書いてございます。これは、③の表の下にその説明を加えさせていただいておりますが、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして国保税の軽減措置として、例えば高齢者の2人の世帯で1の方が後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯となる場合、5年間の平等割額が半額となる措置となっておりますので、その特定世帯の平等割額を特に規定をして不利益の生じないような形にするという内容のものでございます。ページ中段の②の表につきましては、後期高齢者支援金分の改正内容をまとめてございます。同様に③の表につきましては、介護納付金分の改正内容をまとめてございますので、ご参照いただければと思います。

(2)の軽減額の変更についてでございますが、国保税では一定の所得金額以下の方につきましては、それぞれの所得に応じまして医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の均等割及び平等割額につきましては軽減制度があり、軽減率につきましては7割、5割、2割となっております。今回の均等割額及び平等割額の変更に伴いまして、区分に応じた軽減額の改正をあわせて行うものでございます。

(3)の施行月日につきましては、平成21年4月1日とするものでございます。

(4)の適用でございますが、21年度以降の年度分の国保税について適用するという内容の

ものでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。

改正後の国保会計の収支見通しについてまとめてございます。今回の改正案は、平成21年度から23年度までの3カ年間の期間の収支の安定を目指した改正案でございますが、改正後の主な費目につきましては24年までの見通しについてまとめてございますので、ご説明をさせていただきます。

まず(1)の歳入の①の国保税でございますが、被保険者数の変動が少ないということから税収額は横ばいで推移するものと見ております。②の国庫負担金につきましては、歳出の保険給付費と対象経費の増に比例いたしまして、国庫負担等は定率でございますので、その定率負担に基づきまして増加の見込みを立てているところでございます。③の前期高齢者財政調整交付金につきましては、国保、それから被用者保険の65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するものでございます。当市は国内の平均加入率よりも高い傾向にあるため、交付を受ける団体となります。ただ、今後、国が定める調整率などまだ不確定な要素がございますので、今後の見通しといたしましては平成20年度の交付額と同額で積算をさせていただいております。

この結果、表中にお示しのとおり、国保税につきましては21年度から24年度まで17億3,900万円から17億6,200万円で推移する見込みですし、国庫負担金につきましては21年度以降同様に14億5,600万円から24年度には16億1,000万円、前期高齢者財政調整交付金につきましては20年度と同額の17億4,400万円と見込んでいるところでございます。

次に(2)の歳出についてでございますが、①の保険給付費につきましては高齢化等による自然増といたしまして3%の伸びを見てございます。②の後期高齢者支援金につきましては、同じく医療費の伸びに準じ3%の伸びで積算をしているところでございます。③の老人保健拠出金につきましては、22年までで清算が終了いたしますので所要額を計上している内容でございます。④の介護納付金につきましては、基本的に被保険者数には大きな変動はないために平成20年度と同額で見ているという状況でございます。

この結果、表中にお示しのとおり、保険給付につきましては21年度から24年度まで44億9,900万円から49億1,300万円、後期高齢者支援金につきましては21年度以降7億2,200万円から24年度には7億8,900万円、介護納付金につきましては20年度と同額の2億7,200万円を見込んでいるところでございます。

⑤は一般、退職被保険者別の給付金の内容ですので、後ほどご参照いただければと思います。次に、11ページをお開きいただきたいと思います。

本表は、先ほどの主要な項目以外のすべての費目を含めまして改正後の収支をまとめてございます。上段が歳入、下段が歳出、3段目が収支ということでまとめてございます。

下から3段目、単年度収支の欄をごらんいただきたいと思います。

21年度は5,000万円、22年度は3,100万円、23年度はマイナス4,800万円、24年度はマイナス1億3,400万円と見込まれているところをございます。計画期間中の平成21年度から23年度の3カ年の収支は、23年度末の最下段にありますように、一定の基金を充当する中で財政調整金残高7,300万円となるものと見込まれております。

次に、12ページをごらんいただきたいと思います。

税率改正のモデルケースといたしまして、六つのモデルで収入に応じた課税額の現行と改正案、そして改定金額をまとめてございます。すべてのモデルは2人世帯で介護納付金も含めた試算でございます。

一番上のモデルは7割軽減世帯でございます。公的年金控除あるいは給与所得控除などによりまして、実際の収入は左側の方にありますように135万円でありますけれども、各種控除を引かれまして所得金額はゼロとなります。均等割額及び平等割額につきましては7割軽減されるということで、改定額は右の2列目に見られますように今回1万1,520円という状況になります。1期に換算いたしますと、先ほど申し上げましたように8期でございますので割り返しますと1期1,440円、一月に換算いたしますと960円の改定額をお願いする内容でございます。

以下同様に、2番目のモデルにつきましては5割軽減世帯で、改定額が2万135円。3番目のモデルにつきましては2割軽減世帯で、改定額が3万4,515円。4番目から下のモデルにつきましては軽減のない世帯モデルでございまして、給与収入350万円が改定額におきましては4万9,070円、500万円が改定額が5万5,615円、800万円は限度額を超える世帯ということになりますのでゼロということになります。

なお、本資料の4ページから8ページまでにつきましては新旧対照表を添付してございますので、後ほどご参照いただければと思います。以上で私の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） それでは、私からは主に議案第80号平成20年度塩竈市一般会計補正予算の概要についてご説明を申し上げます。

同じくNo.4の20ページをお開きいただきたいと思います。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします額は、一般会計が2億1,959万円、特別会計が1,069万4,000円、予算総額は最下段の371億7,670万2,000円となり、補正前比較で0.6%の増となるものでございます。

次に、一般会計の補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

説明の都合上、先に歳出についてご説明をさせていただきますので、23、24ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、歳出予算を目的別に分類し比較してございます。

費目2の総務費1億1,444万6,000円でございますが、備考欄で主なものをご説明申し上げます。

まず、財産管理費は燃料費高騰によるもので、以下「（燃料費等）」と括弧書きしているものは同じ理由によるものでございます。

二つ目の建物改修負担金は、本町の旧徳陽シティ銀行への企業誘致に伴う改修負担金です。

土地開発公社経営健全化事業費は、賑わい地区の事業進捗にあわせ土地開発公社所有地を買い戻すとともに、公社の経営健全化の一助とするものでございます。

地域情報システム整備事業は、本市も出資しております地元ケーブルテレビが地上デジタル放送への対応をすべく施設整備を予定しておりますが、これに対する国と本市の補助でございいます。

次に、費目3の民生費1,788万円でございますが、まず地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業でございますが、これはいわゆる国の1次補正でございまして、この交付金を活用して各保育所で地震などの際のガラス飛散防止措置などを行い、保育環境の向上を図ろうとするものでございます。

2行目の介護保険事業特別会計繰出金は、制度の改正による介護認定システムの改修に係る経費を繰り出そうとするものでございます。

次に、費目4の衛生費1,620万円でございますが、月見ヶ丘霊園施設整備工事は同霊園の環境整備に伴う工事費でございます。

清掃工場アスベスト対策事業は、清掃工場機械室のアスベストを除去する経費でございます。

次に、費目6の農林水産業費2億6,148万3,000円でございますが、まず魚市場事業特別会計

繰出金は、財政健全化法の本格施行に向け、魚市場事業特別会計の健全化のため繰り出しを行い、累積赤字を解消しようとするものでございます。

また、漁業集落排水事業特別会計繰出金は、野々島漁業集落排水施設の供用開始に伴います水洗化普及促進に向けた改造資金利子補給に対する繰り出しでございます。

費目8の土木費における2億679万1,000円の減額補正でございますが、清水沢などの市営住宅のアスベスト対策事業経費を計上するとともに、下水道事業特別会計繰出金につきましては、使用料改定に伴い一般会計からの繰出金の減額を行おうとするものでございます。

費目10の教育費1,365万円でございますが、小学校給食費は古くなった米飯給食用保温庫の購入費でございます。

四つ目、五つ目の小中学校の教育振興援助事業費は、要保護、準要保護児童生徒数の増加によるものでございます。

また、2行目では公民館のアスベスト対策事業費を計上しております。

費目13諸支出金272万2,000円ですが、これは交通事業特別会計繰出金として原油高騰に伴います交通事業船舶燃料費に対する繰出金を計上してございます。

25、26ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、ただいまご説明申し上げました歳出を性質別に分類し、比較しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、歳入の補正内容につきましてご説明を申し上げますので、21ページ、22ページをお開きいただきたいと思います。

費目9の地方特例交付金251万2,000円でございますが、これは、本年4月に道路特定財源の暫定税率が失効し譲与税等が減額されたものに対して交付されます地方税等減収補てん臨時交付金を計上するものでございます。

費目10の地方交付税1,372万7,000円ですが、これは普通交付税の確定によるものでございます。

費目13の使用料及び手数料500万円は、月見ヶ丘霊園の墓地増設に伴う永代使用料でございます。

費目14の国庫支出金5,476万3,000円は、地元ケーブルテレビ地上デジタル化への補助金に係る地域情報通信基盤整備推進交付金、各保育所改修に係る地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、市営住宅アスベスト対策に係る地域住宅交付金でございます。

費目16の財産収入886万8,000円は、土地開発公社から購入いたしました土地の売払収入でございます。

費目19の繰越金1億2,368万円は、平成19年度からの繰越金でございます。

費目20の諸収入54万円は、平成19年度私立保育園事業費確定に伴います補助金返還金でございます。

費目21の市債1,050万円は、清掃工場及び公民館のアスベスト対策に係る石綿対策事業債と市営住宅のアスベスト対策に係る公営住宅事業債でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（志賀直哉君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） それでは、私の方から議案第87号塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。

資料No.1の7ページをお開き願いたいと思います。

地方自治法の規定によりまして、塩釜港旅客ターミナルの指定管理者につきましては塩釜港開発株式会社を指定したいと考えております。指定期間は来年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年にしたいと考えているものでございます。

この提案に至りました経過などをご説明申し上げます。

これまでの指定管理者による塩釜港旅客ターミナルの管理運営を総括いたしました。その結果、導入の目的である市民サービスの向上と経費の節減等々が図られていると判断し、21年度以降も指定管理者による管理運営を行うことといたしました。

それでは、資料No.4の42ページをお開きいただきたいと思います。

このページでは塩釜港開発株式会社の概要を掲載しております。過去3カ年の営業成績まで掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、43ページをお開き願います。

指定管理者候補者の審査結果についてご説明をさせていただきます。

まず第1番目、選定委員会の経過でございますが、9月26日に産業部内に塩釜港旅客ターミナル指定管理者選定委員会を設置いたしました。委員については、外部から2名、産業部内から3名、計5名の委員としております。そして、同日第1回の委員会を開催し、選定方法を公募型プロポーザル方式にすることや募集要項、選定基準などを協議し決定させていただきました。9月29日にホームページに掲載し募集を開始しましたところ、事前の問い合わせ

が3社ありました。10月10日、募集に関する説明会を開催したところ、2社が出席され、10月24日、1社からの提案書の申請を受理したところでございます。それを受け、10月29日に第2回の選定委員会を開催し公開のプレゼンテーションを行いました。候補者の方からはヒアリング等々を行いました。そして一般傍聴者については2名でありました。さらに、11月6日、第3回の選定委員会を開催し審査したところでありました。これらの審査結果を庁議に報告し、候補者の最終決定をしております。

次に、審査の概要についてご説明申し上げます。

44ページにまとめてあります選定基準項目、評価項目でご説明させていただきます。

この表は、申請がありました提案書をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選定基準、審査項目、そして審査基準ごとに選定委員の平均評価点数を掲載させていただいております。欄外にありますように、評価は5点満点の5段階評価として、20項目の審査項目の合計点数100点を満点として、70点以上を指定管理者候補者としての採用基準とさせていただきました。

評価の主な特徴ですが、表の真ん中にある「安定した運営体制」、その下の「賑わいの創出の取り組み」については具体的な提案がなされており、評価点数が3.6から4.4と一定の評価をしております。3段目の「効率的な管理運営」については、3.1から3.8と若干評価の低い項目もありましたが、本議案を可決いただいた際に、この項目については協定書締結まで候補者と改善について協議してまいりたいと考えております。評価点数の合計としては70点以上を上回る73.8点となったため、選定委員会としては塩釜港開発株式会社を指定管理者の候補者に選定いたしました。

今後の予定ですが、本議案を可決いただきました際に、評価の低かった項目については具体的な改善策を協議しながら協定書締結を取り交わし、来年度4月の指定管理者による管理運営に備えてまいりたいと考えているものでございます。

なお、45、46ページについては指定管理者の募集要項でありますので、ご参照願えればと思います。

以上、議案第87号の説明とさせていただきます。

○議長（志賀直哉君） 渡辺教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 私の方より、議案第88号塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案資料No.1の8ページをお開きください。

地方自治法の規定により、塩竈市スポーツ施設である塩竈市体育館と温水プールの指定管理者につきましては、特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定したいと考えております。指定の期間は来年4月1日から平成24年3月31日までの3カ年でございます。指定検討に当たりましては、これまでの指定管理者による塩竈市スポーツ施設の管理運営を総括いたしました。その結果、指定管理者制度導入の目的である市民サービスの向上と経費削減が図られていると判断し、平成20年度以降も指定管理者による管理運営を行うことといたしました。

次に、議案資料No.4の49ページをお開き願います。

ここでは、特定非営利活動法人塩釜市体育協会の概要を掲載しております。1の団体名、2の所在地、以下9の平成19年度実績までまとめておりますのでご参照願います。

続きまして、50ページで指定管理者候補者の審査結果についてご説明いたします。

指定管理者の候補となる事業者選定に関する経過等につきましては、1の経過に簡単にまとめております。平成20年10月6日に職員及び民間の方で組織する5名の選定委員会を開催いたしました。その選定方法を公募型プロポーザル方式とすることや、それに伴う募集要項及び選定基準等を決定いたしました。翌10月7日には塩竈市のホームページに掲載して募集を開始いたしました。15日には募集に関する説明会を開催いたしました。説明会には三つの団体から参加がありました。11月4日の募集締切日には1団体のみ提案となりました。これを受理いたしました。11月7日には第2回の選定委員会を開催し、申請団体からプレゼンテーションを受けヒアリングを実施し、これをもとに厳正な審査を行いました。この結果は庁議に報告、候補者を決定いたしました。

次に、2の審査概要につきましては、次の51ページにまとめている選定基準項目と評価点数でご説明いたします。

選定基準といたしましては、特にサービスの向上策、経費の削減策、経営能力、市内のスポーツ事情への精通度などを重視いたしました。この表は選定基準、審査項目、そして審査の視点ごとに選定委員の平均評価点数を掲載しております。欄外にありますように、評価は5点満点の5段階評価とし、20項目の審査項目の合計点数が70点以上であれば指定管理者の候補者とすることにいたしました。

審査評価、結果の特徴といたしましては、表の選定基準(4)の「市内のスポーツ事情に精通していること」では、すべての審査視点で4.0以上の高い評価がなされました。一方、

(1)、2)の「サービスの向上」の6「利用料金の設定及び総収入額の考えは適当か」などの項目については、3.2と若干低い評価が見られました。これにつきましては今後の課題と考えて、本会議の可決をいただいた後に、体育協会と協定締結までに改善策等について協議してまいりたいと考えております。

審査の結果、評価点数の合計といたしましては、指定管理者候補者の採用基準としました100点満点中70点以上の評価点数を上回る73.6点となったため、特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定管理者の候補者に選定いたしましたところでございます。

なお、52ページから54ページは塩竈市スポーツ施設指定管理者の募集要項でありますので、ご参照願います。

今後の予定ですが、本会議で議決いただいた後に、塩竈市スポーツ施設指定管理者の指定団体である特定非営利活動法人塩釜市体育協会と細目の協議を行い協定締結を行って、来年4月からの指定管理者の管理運営に備えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願います。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） これより議案第76号ないし89号の総括質疑に入ります。5番伊勢由典君。

○5番（伊勢由典君）（登壇） 平成20年度12月補正予算を中心に総括質疑を行います。

議案第80号平成20年度一般会計補正予算と議案第83号平成20年度塩竈市魚市場事業特別会計、そして議案第84号塩竈市下水道事業特別会計各補正予算について関連してお聞きをいたします。

議案第83号平成20年度魚市場特別会計補正予算で、歳入、使用料手数料2億6,139万円が減額され、一方、歳入として繰入金2億6,139万円が補正計上されております。主な理由は先ほど提案にあった魚市場会計の累積赤字2億6,139万円を解消しゼロにするための補正として組まれております。一方、魚市場会計への繰出金の裏づけとなる一般会計の歳出予算は、農林水産費の歳出で魚市場特別会計への繰出金2億6,139万円が示されております。しかし、一般会計予算書や予算説明書の歳入には、魚市場特別会計への繰出金2億6,139万円に対する歳入の予算は何も示されておられません。そこで、一般会計の歳入でほぼ同額なのが平成20年度当初予算で組まれた土木費の下水道事業特別会計繰出金、これは当初の計画ですが、15億1,529万円が今回の補正で2億1,179万円減額されております。つまり、今回の魚市場特別会計への2億6,139万円の繰入金への財源に当たるのか、あるいは財政調整基金の取り崩しなのか、この二つの点についてお聞きをいたします。

二つ目として、魚市場特別会計の累積赤字は7年間でたしか約5,000万円の繰り入れで解消するとしておりました。しかし、今回の12月議会の補正予算で、塩竈市魚市場の累積赤字の解消のために急に2億1,179万円の歳入予算が提案されました。先ほどの提案理由によれば、2億6,139万円の繰り入れを予算化した背景に、塩竈市魚市場上屋の改修が必要で財源を起債に求めるためということのようであります。宮城県からの指導を受けて赤字解消と聞いておりますが、改めてその点での説明をお願いをしたいと思います。

下水道特別会計で補正予算には、ことし6月から8月までの下水道料金使用料値上げ分、現年度分で2億1,179万円が歳入として増額補正され、同額が他会計繰出金として減額されております。そこで、この2億1,179万円は平均改定23.6%の下水道料金徴収の補正額なのか、再度お聞きをいたします。

議案資料No.4によると、平成20年度9月から平成21年の、つまり来年の2月までの下水道使用料は6億7,144万円が補正見込みとして示されております。当然、一般会計からの繰り出しが同額圧縮されることにもなります。もともとは市財政の健全化を前提にしていたわけであり、そこで2点伺います。この6億7,144万円について値上げ分の繰出金と、そして2月補正までのこの6億7,144万円について財政運用の基本的な考えについてお聞きをしたいと思います。

次に、議案第80号、一般会計補正予算の説明書No.3に建設改修負担金500万円が補正計上されております。内容は先ほど提案説明にありましたが、5番地跡地、旧徳陽シティ銀行の地下と1・2階をアパレル系企業に賃借するため、下水道あるいは水道などの改修のため負担金500万円を予算化しております。

5番地跡地は、旧今野屋あるいは徳陽シティ銀行は、平成12年当時、5番地再開発準備組合の要請で、整理回収機構から土地開発基金を使って当時約1億4,000万円で買い取ったものであります。その後、旧今野屋の建物が危険なため、同基金を活用し解体し、現在イベントや観光バスなどの駐車場の広場として活用されております。議会でも、徳陽シティ銀行は高齢者施設あるいは杉村画伯の美術館の提案など、そして一昨年はアート回廊の美術の展示会場など、本町を中心に発信し、本町での交流人口につながる拠点の建物として役割を果たしてきました。市内中心地で唯一残された空間であり、市民の税金が投入された公共的建物であります。

そこで、一つは、企業誘致とはいうものの、誘致民間事業者に対し前段述べた建設負担金

500万円を支出する公的理理由について、根拠について伺います。また、過去にも同箇所への企業誘致の話があったのかお聞きをいたします。

議案第87号、塩釜港旅客ターミナルの指定では塩釜港開発株式会社と、議案第88号、塩竈市スポーツ施設指定管理の指定団体として特定非営利活動法人塩釜市体育協会を指定しようとする議案が提案されております。あわせて、債務負担行為として体育館施設の管理業務委託料が平成21年度から3カ年で2億500万円が設定されております。

そこで2点お聞きをいたします。第1点は、平成16年12月議会の今回の2団体の指定管理の際、債務負担の行為はありませんでした。体育館施設管理委託料を今回設定した理由をお聞きいたします。一方、塩釜港株式会社は3年前も今回も債務負担行為は設定されておられません。その理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊勢議員から3点にわたる総括質疑をちょうだいいたしました。

初めに、魚市場事業への繰り出しを行う理由、なぜ今赤字を解消するのかというようなご質問、あるいはその財源等々についてございました。

初めに、なぜ今かという話でございますが、魚市場事業特別会計につきましては昭和60年に収支が整わず繰上充用という緊急的な予算措置をしまいったところでありました。自来20年を超えてこのような取り扱いをいたしてまいりました。

思い起こしますと、私が市長に就任し、平成15年に繰上充用のための臨時議会を開催させていただいた折にも、多くの議員の皆様方からこういったことをいつまで続けるのかと、できるだけ早くこのような状況は解消すべきではないかというようなご指導をいただきました。我々も、もとよりこういった形が本来のあるべき姿ではないということは、臨時議会等あるいは定例会等を通してご説明をいたしてまいりました。その前提となりますのは、やはりそれぞれの会計が収支均衡、少なくとも単年度の収支均衡が図られるような体制であるべきではないかということを申し述べさせていただいてまいりました。

実は繰上充用、この魚市場事業特別会計だけではなくて、駐車場事業特別会計もございました。例えば駐車場事業特別会計につきましては、駐車場の利用形態の見直し等を行う中で単年度収支均衡が図られ、たしか18年度でありましたか、繰上充用というような措置を解消させていただいたところでありました。

また、魚市場事業会計につきましても、何とか単年度収支を整えるような努力をさせていただいてまいりました。歳入の増、歳出の削減等々によりまして、おかげさまで平成19年度には久方ぶりに単年度黒字を計上できるところまでこぎつけることができました。このような状況を判断させていただき、いつまでもこのような取り扱いをすることはいかがかということで、19年度には毎年5,000万ぐらいの一般会計からの繰り入れをさせていただき、7カ年で解消させていただくというようなお願いをいたしてまいりました。

その後、これは予定はされていたところではあります、19年度の地方財政健全化法によりまして、資金不足比率が20%を超えるものにつきましては経営健全化計画を提出しなければならないということでもあります。ちなみに魚市場事業特別会計につきましては、残念ながら資金不足率が290%とかなり高い比率であります。このようなものをいつまでも続けていくということは、市民の皆様方にも大変な重圧感、何よりも基幹産業であります水産業に携わっていただいております皆様方にも大変なご心配をいただいていたということでもありますので、まずはこういったことからぜひ今回このような状況を解消させていただけないかということをご提案させていただいたところでもあります。

また、あわせまして、魚市場前面の岸壁の老朽化であります。残念ながら今、一部使用停止という措置をさせていただいており、県の方に早期に復旧をお願いいたしているところではありますが、県におきましては、一応20年度、予算化をさせていただいております。しかしながら、大変複雑な地形あるいは既設の構造物等が数多くある中で、なかなか適切な改修復旧工事が見つからないというような状況にあります。塩竈市としても何度かそのようなご相談をいただいております、塩竈市としても、長期間、修繕復旧のために魚市場岸壁が使えないという状況は大変に困りますというようなことを申し上げてまいりました。

そういった中で工期短縮を図るためには、今建っております建屋の一部を取り壊しをせざるを得ないというようなお話を今いただいております。これらにつきましては、原則どおりまいりますと、県有地をお借りして建屋を建てておりますので、建屋の改築については塩竈市の負担でというようなお話もちょうだいいたしておりますが、我々といたしましては工事の施行主体が一定程度ぜひ対応していただきたいということを私どもの方からも申し上げております。そういった話し合いを今ようやく始めたところでもあります。いずれ年度内には改修工法の一定の方向性が示されると思っておりますが、そういった中で魚市場建屋の一部解体、さらには改築といったようなことも発生する、そういった場合の対処方針も今から見通して

いくべきではないかということで、そのようなご説明をさせていただいたところでもあります。

繰り出しの財源についてご質問いただきました。一般財源につきましては、通年での見通しに立って計上させていただいておりますが、平成20年度では既に前年度の決算剰余金5億4,500万円が確保されており、今後、一定程度適正な財政運営が可能ではないかという見通しから、その一部を今回の魚市場事業への繰出金に充ててまいりたいと考えております。なお、補正予算は、国の施策や社会情勢の変化に応じましてその時点で必要となる経費や財源を計上させていただいておりますので、12月補正予算に係ります一般財源といたしましては、歳出におけます下水道事業への繰出金の減額など、歳入では特例交付金や普通交付税、さらには前年度繰越金の一部などによりまして1億4,896万7,000円を計上させていただいたところでもあります。

なお、下水道会計につきましては後ほど担当よりご説明をさせていただきます。

次に、本町地区への企業誘致についてであります。本市にとりまして地域経済の活性化につきましては、まずは現在立地いただいて一生懸命頑張らせていただいております企業の方々をご支援を申し上げるということではありますが、あわせまして新たな企業誘致ということも大変大きな課題ではないかということで、私も初めさまざまな企業に誘致についてのお願ひに上がっているところではありますが、そういった中、このたび新たに服装企業を誘致できる見通しとなってまいりました。誘致を予定している場所は、本町5番23号にある、議員の方からもご質問いただきました旧徳陽シティ銀行跡であります。

経過といたしましては、本市が先行取得をいたしておりました2棟の建物のうち1棟につきましては、旧今野屋であります。倒壊のおそれがあるため解体をさせていただきましたが、残る1棟は当面地域団体などの活動を支援するために活用いたしてまいったところでもあります。今回、本市進出を予定しております企業は仙台に本社があり、平成19年度に本町まちづくり研究会が開催をいたしました、もとまちアート海廊のイベントの際にこの建物を訪れていただいたそうではありますが、ぜひここに本社とアトリエを移転させたいというような強い意向が本年2月に示されたところでもあります。

市が関係機関と調整を重ねてまいったところではありますが、このたび、地上4階・地下1階のうち、地階、1階、2階の部分に限定して活用する考えであります。このため必要となる改修は、企業側が内外装の工事を行いますほか、給排水工事や電気の復旧、消防法に適合するための工事等もあわせて行うこととなっておりますが、財産として資産価値が高まる部分、

一部を本市が負担をさせていただけないかという提案をさせていただいております。この負担金は上限を500万として工事終了後に完了検査を行い支払いを行うことといたしております。

本市にとりましてファッションアパレル業の進出はこれまでにない新たな企業の進出であり、今までにない若年層の方々の増加拡大も期待をされますことから、ぜひこのような取り組みを進めてまいりたいということで、このたびそのような提案をさせていただいたところであります。

また、指定管理者であります。債務負担行為についてご質問いただきました。

前回の指定管理者の指定に当たりましては、本市にとって制度発足後初めてのケースということもあり、12月議会で指定の議案をお認めいただき、その後に2月議会に債務負担行為を設定させていただきました。指定管理者についての他自治体の取り扱い事例等もその後勉強させていただき、より適正な事務処理等、議員の皆様方に活発な質疑をいただくために、今回は指定の議案と債務負担行為を同時に提案をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 菅原建設部長。

○建設部長（菅原靖彦君） 私からは下水道会計の補正予算につきましてご回答させていただきます。（「簡潔に」の声あり）はい。

今回の下水道関係の補正予算は、先般、平成20年2月議会におきまして23.6%の改定率でお認めいただきました料金の改定、これに伴います増額の補正をするものでございます。改定後の使用料は、5月検針、そして6月徴収分からの適用となっております。これまで実績を見ていたところでございます。これまで5月検針分から8月検針分まで、これらが実績として数値として把握できておりますので、それらを見まして今後の決算見込みを作成しまして現在の予算計上額との差額を補正計上したというものでございます。詳しくは資料41ページの方に掲載してございます。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） 平成20年12月議会の総括質疑を行います。塩竈ニュー市民クラブを代表し、今般12月定例議会に提案されました議案について総括質疑をいたしてまいります。

株価の低迷、不況の様相が抜け切らないでこの師走に入り残すところわずかとなりましたが、社会環境の変化に私たちの塩竈市はスムーズに対応できるのかが心配です。

そこです、議案第80号、一般会計の補正予算額が2億1,959万円で、補正後の合計が184億4,849万9,000円となります。この補正予算での実感として私たちのまちの景気や豊かな暮らしというのが全然見えてきません。今回の補正の目玉、そしてその施策が市民生活にどのような貢献ができるのか、市民生活に具体的に役に立つ予算なのか、市民にわかりやすくまず説明願いたいと思います。「海・食・人が活きるまち 塩竈」を目指している長期総合計画はどうなっているのか。「日本で一番住みたいまち塩竈」はどうなるのか。

そこです第一に、2月議会の施政方針、予算との整合性はあるのか疑問に思いますので、説明願いたいと存じます。

また、補正の内容を拝見しましたが、補正額のうち2億6,139万9,000円の魚市場会計への繰出金であります。単年度収支が黒字のめどが立ったということから累積不良債務の縮減にシフトしてきたわけですが、いろんな理由をつけて単年度赤字の場合にも2月議会での補てん措置を前提にされていますが、おかしいのではないのでしょうか。では、独立採算制の意義はどうか。赤字とならないための自己努力はどうかさってきたのかの説明もなく、一般会計からの繰り出しでの処理となると、市民生活の向上はどうなるのかが気がかりです。行政の責任を言わずして市民の大切な税金を使うというのはどうかと思い、市長の明快な説明を願いたいのです。

財政健全化法のことでも、今塩竈市の財政問題は苦しいながらも何とか市民生活に影響が出ないで済んでいると思います。現在は第二の夕張にもなり得ない状況ですので、市民福祉向上についてのお考えをお伺いいたし、1回目の質疑といたします。よろしく願います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から総括質疑をいただきました。補正予算についてであります。私が常日ごろ掲げております「安心安全」あるいは「活気元気」「安らぎに満ちたまちづくり」について、今回の補正予算はそういったものをしっかりと実現できる内容のものであるかということのご質問でありました。

今回は、例えば国の地域活性化・緊急安全実現総合対策交付金制度等を活用させていただいて、多年の懸案でありました、各保育所の乳幼児あるいは園児の皆様方が安心して保育を受けられるような地域環境の向上にというような対策も講じさせていただいているところでありますし、あるいは、9月定例会でも墓地霊園について塩竈はもっともっと一生懸命取り組

むべきではないかといったようなことに対しましても、500万円という小さい金額ではあるかもしれませんが、早速取り組みをさせていただいたところでありまして、先ほど伊勢議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、旧来の塩竈市には比較的手薄でありましたアパレル企業の誘致についても取り組みを始めているところでありまして。

そして何よりも、「本来、本市の基幹産業であります水産業」と私もこの壇上からたびたび申し上げてまいったわけでありまして、残念ながら、昭和60年以来、収支均衡が図れず繰上充用という大変変則的な取り組みをしてきたということでありまして。このことにつきましては、繰り返しになりますが、臨時議会の都度、多くの議員の皆様方から「市長が水産業が本市の基幹産業と言うのであれば、まずはそういった状況をしっかりと改善することが緊要の課題ではないか」というような大変温かいご指導もいただいてまいったわけでありまして、本市の財政全般が大変厳しい状況にあり、そういったものの立て直しに取り組んでまいったところでありまして、ようやく魚市場事業特別会計につきましても、平成19年度でありましたか、単年度の黒字を計上できたということでありまして。このような機会をとらえまして、ぜひこのような繰上充用という緊急的な措置を解消させていただき、やはり年度を見通したしっかりとした予算編成をやっていくということが我々の大変重要な課題であると私も認識をいたしております。

今回の補正予算につきましては、そういった意味合いからは、12月の補正となっておりますのですべてがということではないかと思っておりますが、ここに積み残された課題等につきましては来る21年度の予算編成にしっかりと反映をし、本当にこの塩竈が社会福祉の充実でありますとか教育の充実、さらには産業の活性化、そして少子高齢化社会に対応できるしっかりとしたまちづくりが今後とも進められますよう、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（志賀直哉君） 15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君） 説明ありがとうございました。

それで、まず確認だけしておきます。地方財政健全化法の四つの指標は今のところはまず基準を下回っているの、私は先ほども申しましたとおり第二の夕張にはほど遠いなど思っています。ですから、安心して行政運営をしてもらいたいと思っています。

あと第2点、魚市場に関してですが、施設整備の件に言及しておりましたが、その前にやっぱり一本化の問題の解決が先でないかと。あともう一つ、市長はいわゆる年度を見通して経

営をしていくんだと言う割には、単年度の赤字になった場合は2月議会でまたお願いしたいと。何か矛盾があるんですよね。一貫として本当に独立採算制を守ってもらいながら、そして収支均衡が図れるように、先ほども申しましたとおり魚市場会計側では収支均衡をどう図っていく努力をしたのか、漁船誘致をしたのかとか、そういうことを住民に説明してもらえばわかるんですが、何か歯切れが悪いのではないかなと思いますので今回質問させてもらったわけです。

それで、一本化の問題とあと原油高騰で水揚げ減で、全国的に漁業が大変だというのはわかるんですが、では隣の女川はどうですかと。水揚げ上がってますよと。その辺の整合性とか、塩竈だけが悪いのか、それともほかがではいいところあるのかというのもありますので、なぜ塩竈が収支均衡が図れないのか庁内で一生懸命議論されているのかどうか、その辺が見えてこないの今回お伺いしたわけですので、説明を願いたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 初めに、財政健全化法についてご説明をいたします。

確かに財政健全化法、連結実質赤字比率を初めさまざまな項目がございます。実はこれらの項目については、一般会計あるいは特別会計、さらには企業会計、一つ一つが積み上がっていったの連結実質赤字になるわけでありまして、国の方におきましては、個別の特別会計等につきましても一定程度の範囲を超えたものについては早期に是正・改善するという事で、先ほど申し上げさせていただきましたように、20%を超えるような収入不足が発生した場合については健全化計画を総務省の方に提出することになっておりますので、そのことを申し上げさせていただきますところであります。いずれ、本来はすべての会計が健全化が図られるということが私どもの究極の目標でありますので、こういったことになお努力をいたしてまいりたいと考えております。

また、卸売機関の一元化であります。現在二つございます卸売機関を何とか一元化を図り、塩竈魚市場として総力戦で、先ほど議員の方からもご提案いただきましたような、例えば漁船誘致活動でありますとか、魚市場のコストそのものを引き下げるといようなことに力を向けていくべきではないかということで、私も関係者の方々と再三再四お話をさせていただいております。それぞれ個々の事情があり、なかなか前向きな取り組みが図れないということが実態かと思っておりますが、決して私はあきらめておるつもりではありませんで、あらゆる機会をとらえまして両卸売機関の責任者の方々にもお会いしまして、塩竈魚市場の現状、

これから先大変厳しい環境であります。先ほど、こういった中でも水揚げ高が上がっている市場があるのではないかと。恐らく全国的にもそういった市場があるかと思いますが、ご案内のとおり塩竈市場についてはマグロー極という形でやってきた弊害が今至るところに出てきているわけであります。やはりその他の魚種についても今後でき得る限り拡大をしていくということも喫緊の課題ではないかと思っております。こういったことにつきましても、やはり卸売機関の一元化を図りそういったことに取り組んでいくということが大変重要ではないかと考えているところであります。

また、そういったことのためには、我々が本当に汗を流して生産者の方々のところをご訪問するという事ではないかと思っております。過去4年間ぐらひはそういった漁船誘致活動に努めてまいりました。昨年1年はちょっと休止をいたしておりますが、また今後関係者の皆様方と一生懸命生産者の方々を訪問させていただきたいと思っておりますし、生産者の皆様方も、今回議会でご承認いただきました原油高騰に伴う生産者の皆様方への補てん措置について大変大きな評価をいただいております、そういった方々が今積極的に船を塩竈に入港させていただいているというお話もお伺いすることができております。本当に議会の皆様方には感謝を申し上げるところであります。

いずれ、原油高騰につきましてもようやく一段落しつつある状況かと思っておりますので、今後の取り組み等につきましてもまた議会の皆様方にもさまざまなご指導をいただければ大変幸いと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 8番伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君）（登壇） それでは、私の方からも、今般市長から提案をいただきました議案第76号から議案第89号までについてご提案趣旨を先ほど聞きましたので、その感想を申し上げながら、議案第76号につきまして質疑をさせていただきたいと考えております。

まず、今回相当踏み切った繰り出し等を市長はされた予算案なんだろうと思います。長年私も議会の方で繰り出しの部分で疑問を呈したところ、繰上充用の部分で疑問を呈してきたところを今回一気に整理をかけるという姿勢については、評価をさせていただきたいと思えます。また、前半各議員の方から出されましたような今後のあるべき姿等について、本来であればあわせてご提案をいただければ、もっと市民も安心できるんじゃないかと思いますが、その辺のところを十分肝に命じられまして今後の市政運営を行っていただければと思います。

ただ1点残念なところは、今回指定管理者において、旅客ターミナルの指定管理者、今回も

塩竈市及び宮城県が57%ぐらいの出資をしております第三セクターを、議案としては指定管理者として指定をしていくという内容のものとなっておりますが、一方で、交通事業会計、特別会計の経営の健全化ということも考えていかなければいけない時期に今後来るんでありますから、そういったところをうまく……、この指定管理者という、官民化テスト、要は行政がやった方がいいのか、それとも民間がやった方がいいのかということを具体的に示した上で指定管理という形になっていくんだと思いますので、そういった資料を今後出していただきながら議論を私どもができればもっと理解が深まるのかと感じたものですから、その辺を申し上げさせていただいて、議案第76号の塩竈市市税条例の一部を改正する条例につきまして総括質疑を行いたいと思います。

先ほど市長が提案理由として、この議案第76号につきましては、地方税法の一部改正に伴って、地方公共団体が条例で指定する寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象とする制度が創設され、本市においても地域に密着した公益活動の促進等を図るため、福祉などの面で関連の深い二市三町に主たる事務所を有する法人に対する、要は法人を条例で定めるということがこの条例改正の本旨かと思えます。ただ、一方、今回の定例会議案資料4番目にこの一部市税条例の改正について説明資料が載っております。その中で地方税法の改正の部分で、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金、これは社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附金のうちから地方公共団体がその法人を指定するとなっております。多分、今回のこの市税条例の一部改正の議会が議決をしなければいけない部分というのは、どういう団体を指定するか、法律の改正の目的をどう受けとめてそれを条例として定めていくかというのが大きな目的であると私は考えております。

そういった中で、私は以前から、住民が直接行政の施策に対して納税者として意見を言う、具体的に自分の税金はこう使ってほしいと言えるような寄附条例についてご提案を申し上げてきたところでございます。今回のこの市税条例の改正は、今までの行政と住民の関係を大きく変える一歩になるのではないかと私は考えております。

そこで、まず1点お伺いをしたいのは、この法律の中で、個人住民税における寄附金控除の対象に、所得税の対象の中から都道府県または市町村が住民の福祉の増進に寄与する寄附として条例で定めるものが追加されたはずですが、ということは、この住民の福祉というものをそのまま福祉と考えるのか、もしくは公共の福祉と意味づけるのかでは、相当この条例をつくるに当たって大きな違いが出てまいります。ここの部分、本市ではどのような議論がなさ

れたのか。これは今、全国の市町村の行政関係者は大変この部分で悩んでおります。それはなぜか。国が具体的に寄附金の対象としてさっき申し上げた社団法人、財団法人、学校法人とかいろいろ具体的に書いたものを列記はしたものの、本当にそれを選択していいのかどうかという基準が全くありません。これは地方分権の一步だと思えます。要は地方がみずから考えて市民との協働を促進をして、少ない税収を市長がよく言う「選択と集中」等を活用しながら効率的に運用するためにどうやるかという大きな、切り口としては私は大変すばらしい内容だと思っております。ひいては住民が責任を持って参加するという地方自治に立ち返るという意味でも重要だと思っておりますので、その部分の考え方を伺いたしたいと思います。

なぜこういう質問をしたかといいますと、今回の市長の説明要旨、それから先般の議会運営委員会での副市長の説明の中では、残念ながら法人1件だけを念頭にした条例となるという見込みのように聞いております。それで、多分この条例をつくった場合、法人の廃止とかさまざまな外的要因がありますから、それを即座に条例上対応するためには規則という選択をするというのもこれはしょうがないかと思っております。であれば、その規則にどう具体的な法人名を記入するのかということを、この条例審議にあつてはあわせて出させていただくのが丁寧なやり方かということも感じましたので、あわせてその辺をお伺いをしたいと思います。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊藤議員から、塩竈市市税条例の一部を改正する条例についてご質問いただきました。

これは、平成20年度、税制改正によりまして住民税の寄附金控除の適用対象がふえることとなりました。この改正によりまして、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、都道府県または市町村が地域における住民の福祉の増進に寄与するものと判断して条例で指定した寄附金が控除の対象となります。

宮城県では、この改正の趣旨を踏まえ、個人県民税の寄附金控除の対象の拡大として、住民の福祉に寄与する対象といたしましては、議員のご質問の部分かと思いますが、教育や科学の振興あるいは文化の向上、社会福祉への貢献など、社会一般に共通する幸福でありますとか利益につながるものとして社会福祉法人など250法人を既に指定をいたしております。でありますので、福祉という部分に限定したものではないというふうにご理解をいただきたいと

思います。

このことによりまして、県内それぞれの地域でばらばらの対応ということはいたずらに混乱を招くことになるかと思いますが、本市ではこのような基準に合致するものは、例えば社会福祉協議会など7法人がございます。また、塩竈市は、二市三町で福祉、教育、その他さまざまな分野で広域行政として連携を図りながらやってきております。例えば多賀城市では4施設が認定されております。松島町では3施設、七ヶ浜町では1施設、利府町2施設であります。塩竈市におきましては、今回はこのような観点から二市三町内にあります17法人を指定したいと考えているところでございます。

このことによりまして県条例指定の250法人と整合性は図れることになるわけでありまして、先ほど申し上げました住民税の寄附金控除については、市税条例の一部を改正するということが対応することになります。また、具体的な法人の指定等については、条例ではなくその他の方法によりましてすべての市民の方々におわかりいただけるようなことを明記させていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 8番。伊藤博章君。

○8番（伊藤博章君） それでは、時間がまだあるようですので2回目の質問をさせていただきます。

ここから先はお願いになるかもしれませんが。これからそれぞれ所管委員会の審議等もあるでしょうから、市民の皆さんに具体的法人名を開示していくというのは、それは当たり前のことです。ただその前に、その議案を審議しなければならない議会に中身が全くわからないで、だって今回の条例の改正に必要なところは、別に寄附の手続がどうなるこうなるというのは国で地方税法とかなんかの改正で決まっていることでしょうか。問題点は、どういう法人を指定するかということがこの法律の大事なところなんです。ここを隠しておいて、言葉だけでこうだああだと言われて、議会で議決をしました、後で出てきたことは、え、こんなもんだけなのでは、なかなかこれは理解に苦しむものです。やっぱり議会が責任を持って議決するのであれば、議決や採決をしたり意思や判断を示していくのであれば、やっぱりそれなりの資料を見せられてですね。ですから、規則の案でも何でも見せてほしいというお話なんです。こういうところが僕から言わせれば全然丁寧じゃないということなんです。確かに今回の資料、結構丁寧に書かれておりますが、もうちょっと肝心なところを丁寧にお書きいただいて、そういうことを書くことによって塩竈市がどういう施策をどう具体的に支援していくのかと

ということもわかるわけでしょう。そういうところにも結びつきますので、ぜひ所管委員会にはそういったものを出していただいて、最終日の採決にそういうものが議会として反映されながら一定程度の意思が決定されるように望みまして終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君）（登壇） 私は、議案第77号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、日本共産党市議団を代表して総括質疑を行います。

初めに、12月議会が告示されて議案が配付された11月27日、同じ27日に国保運営協議会が開催され、国保税の税率改定の諮問・答申が行われました。本来ならば、議会に議案を提案する以前に市民の意見を聞く場を設けて、諮問・答申を受けてからその後に議会に対しての提案をすべきと思いますが、なぜそのようなことになったのか伺います。

質疑の第1点は、国保制度に対する考え方について伺います。

広報しおがまの12月号では、国民健康保険の台所事情として国保は助け合いの制度と、このように述べています。この考え方というのは、今から70年前の戦前の1938年に成立した旧国保法の第1条の目的に記載されている「相扶共済の精神に則り」と同じであります。すなわち、助け合いの精神が重要ですと、このように言っているのであります。戦後何回かの法改正が行われましたが、1958年に全面的に改正された新法の第1条では「社会保障の一環」と、このように明記されました。市長は事あるごとに「国保は相互扶助の精神」、このように言ってきましたが、その根拠となるものは何なのか伺います。

第2点は、職場での保険に加入していない人々はすべて国保に加入することが義務づけられ、その結果、国保は国民皆保険制度においてセーフティネットの役割を果たしています。しかし、このセーフティネットの役割を果たしている国保加入者の所得水準はほかの職域保険に比べると低く、健保組合の約4割、政管健保の約6割の水準にすぎません。

本市においては、国保加入世帯の6割以上が所得150万円以下となっております。このような中、平成18年度の県内13市の国保税の調定額の比較では、塩竈市は1人当たり9万3,211円で、13市の中で一番高い保険税となっております。さらに、6月3日付の朝日新聞でもモデルケースの試算が報道されたように、本市の国保税が県内一高いことが明らかにされました。

今回の値上げ提案は、平均で13.76%、1世帯当たり2万6,384円で国保加入世帯に大変な負担増を強いるもので、この値上げ率は、この間の平成16年度の10.3%、17年度の5.88%を上

回るものであります。しかも、提案内容は、現在の法定減免の7割・5割・2割を維持するためというものの、所得ゼロとなる7割軽減世帯への値上げ率は35.8%、5割軽減世帯では26.3%、2割軽減世帯で19.3%の値上げと、低所得世帯ほど値上げ幅が大きくなるのであります。本市は県内13市の中で高齢者が多く医療費が一番高いからといって、低所得者が多い国保加入者にこのような大変な負担を強いるやり方には限界があると考えます。ぜひ社会保障の観点で対応すべきと考えますが、見解を伺います。

第3点は、平成20年4月から創設された後期高齢者保険制度によって、国保を取り巻く状況が大きく変わったと民生の協議会でも報告されました。国保の決算の推移を見れば、平成16年度と17年度の2度にわたる値上げ後、平成18年度と19年度、いずれも単年度収支は黒字決算となりました。ところが、財政見通しによれば、後期高齢者医療制度が発足した平成20年度以降は、平成24年度までの5年間、各年度すべてが赤字と予測しているのであります。しかも、5年間の赤字推定額は総額11億5,700万円にもなるものであります。平成20年度からの後期高齢者医療制度の創設によって国保会計はどのような影響を受け、多額の赤字が見込まれる原因は何なのか伺います。

第4点は、財政の見通しと議案の提案について伺います。

ことしの1月に算定した財政見通しは、平成20年度は1億500万円の単年度収支不足でした。これがことしの8月には収支不足が4,100万円減って、6,400万円に下方修正となりました。値上げは市民生活に大きな影響を与えるだけに、緻密に行うこととしっかりと時間をかけて行うべきと考えます。また、国からの前期高齢者交付金は、不確定要素が多いために、平成20年度の交付額17億4,400万円を平成24年度までの5年間同額で計上しているなど、まだ見通しが見えない流動的な面もあると私は考えます。多賀城市では値上げを提案する際には、その年の所得税が確定した後の6月議会で、しかも数年度ではなく単年度についての値上げ提案、このようになっていると聞いております。なぜ本市においては今回の12月議会での提案となっているのか、さらに単年度ではなく3年間まで含んだ値上げ提案となっているのか伺います。

以上で第1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま吉川議員から議案第77号国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご質疑をいただきました。

大変景気が低迷している中であってこのような提案をせざるを得ないこと、恐縮をいたしております。しかしながら、国民皆保険につきましてはさまざまな制度でそれぞれの市民の方々にご対応いただいております。確かに国民健康保険に加入をされる市民の方々もおられますし、例えば我々のように共済に加入する者もおります。そういったさまざまな保険制度をすべて集約して国民皆保険ということになるのかと思っております。それぞれの保険の中で一定程度収支均衡を図っていくということがこの制度を維持する上で何よりも肝要なことではないかと判断をいたしまして、このたびこのようなご提案をさせていただいたところがあります。

まず、国民健康保険運営協議会への諮問の時期であります。本市の国保運営協議会につきましては、旧来より大体毎年11月中・下旬に開催させていただいております。本年度の第3回目の開催も、議員の方からもお話をいただきましたが11月27日に開催させていただきました。今回運営協議会がこの時期になりましたのは、前年度の決算状況でありますとか今年度の上半期の収支状況を十分踏まえまして今後の予測をしていくということが大変重要ではないかと。いわゆる精度を高めて責任のある見通しを立ててまいらなければならないということで、このような時期を選ばせていただいているところでもあります。また、委員の皆様方には、そういった大変心苦しいお願いの中、さまざまなご審議を重ねていただきましたことに心より感謝を申し上げます。

また、税率等については当然のことではありますが、議会の皆様方にしっかりとお示しをした後の提案となるべきではないかということで、このような時期を選んだことにつきましてもご理解をいただければと思います。

さらに、現在の国保会計の置かれました状況等につきましては、さまざまな機会をとらえまして収支の見通し等についてご説明をさせていただいてまいったところでもあります。先ほど議員の方からご紹介いただきました広報誌についても、そういった一環として、なるべく多くの市民の方々に現下の状況を適切にお知らせをするということでそのような対応をさせていただいたところでもありますし、市内の各町内会長さん等がお集まりの際にも、私からもそのような状況について先日ご説明をさせていただいたところでもあります。今後とも多くの市民の方々にこの国保の置かれました状況につきまして、なお時間をとりましてしっかりと説明をさせていただきたいと思っております。

税率改定についてであります。本市では、被保険者の年齢構成の高齢化等によりまして、医

療給付費については今後も大幅な増加が見込まれます。また、国保は医療給付費が高ければ国保税の負担も高くなるという傾向となっております。平成20年度におきましては財政調整基金の一部を充当することにより対応をいたしておりますが、現行税率のままでは21年度以降基金が底をつき収支不足が見込まれますことから、平成21年度から3カ年間にわたり、安定的な運営を図るため、今回このような税率改定をお願いをさせていただいたところであります。また、国保税の法定軽減制度についても言及をいただきました。現在、一定の所得以下の方につきましては、7割・5割・2割の軽減措置が講じられておりますが、この軽減割合につきましては応益割合が45%以上55%未満の範囲に入っているということが前提条件になりますため、応益割合がこの基準内になるように改正を行い、引き続き軽減措置が多くの市民の方々に受けていただけるような配慮もさせていただいたところであります。

医療制度改革、特に後期高齢者医療制度について言及いただきました。後期高齢者医療制度や前期高齢者財政調整制度の創設に伴いまして、国保財政が大きくさま変わりをいたしております。例えば、歳出面では後期高齢者医療制度への高齢者支援金分の創設でありますとか老人医療拠出金の減、さらには歳入面では国保税の減等を収支見通しでお示しをさせていただいたところでございます。このような制度改革のほか、特定健診、特定保健指導の実施などによる医療給付費の抑制にも努めているところでございます。本市国保では被保険者の年齢構成の高齢化等により、医療給付費については残念ながら今後も増加が見込まれる状況にあり、これに対処するために今回税率の改定をお願いするものでありますことをご理解をお願いいたします。制度改正等による影響については今後とも十分留意を払いながら、なお一層適切な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、1月時点での収支見込みについてご質問いただきました。これは、医療給付費が平成20年1月から3月にかけて当初見込みを大きく下回り、収支が好転したことによるものでございます。

議案の提出時期等について性急過ぎないかというご質問をいただきました。平成20年度の国保条例の改定は国から条例準則が示されるのがおくれましたために、やむを得ず今年6月議会に条例改正案を提案させていただきました。通常、国保税に係る税率改定につきましては、各年度の賦課期日が4月1日でございますことから、被保険者の方々への周知などに必要な期間を考慮した時期に条例を改正することが必要となると判断をいたしております。このたびの国保税率の改正の議案につきましては、議案第89号で提示しております出産育児

一時金の改正あるいは後期高齢者制度の一部変更など、市民の皆様への周知期間を設けるため12月定例会の提案とさせていただきますことをご理解をちょうだいいたしたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（志賀直哉君） 4番吉川 弘君。

○4番（吉川 弘君） では、2回目の質疑をさせていただきます。

確かに国保運協ですね、精度を高めてというのはそのとおりでというふうに思えます。ただ、やはり順序を踏まえて、市民の意見を聞いてその上で議会に提案というそのことを申し上げているので、ぜひご理解のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

あと、広報誌に対して、市民に対するお知らせということですが、私が指摘しているのは、やはり旧法と新法の違いで、新法に基づいてやっていただきたいと思うんです。ですから、日本の社会保障の中心というのは医療保険も含めた社会保険だというふうに思えます。ただ、社会保険方式でも限界が生じるんです。ですから、その限界を認識して保険料を負担できない人に対する保障を行っていくことが大事であるし、そういう立場から相互扶助ということが、旧法が今回の新法ですね、戦後変わって社会保障というふうに変ったと思えます。ぜひその辺について今後よろしくお願ひしたいと思えます。

あと資料4の12ページになりますけども、7割軽減世帯ということで135万の収入、2人世帯ということで出ておりますけれども、この方々というのは本来ならば生活保護基準の以下、そういう状況なんです。生活保護というのはご存じのとおり医療費は免除されていると。ところが、国保税の場合はこれまでも3万数千円かかって、これが今回35.8%ふえて4万三千数百円になると。大変な値上げなんですね。ですから、今回の値上げというのは低所得者ほどやはり負担が重いと。この問題がなぜそうなっているのか。

私としては、さっき言った社会保障の立場からすればもっと申請減免、法定減免だけでなく申請減免での低所得者に対するきちんとした対応、実効ある対応をすべきだと思えます。その辺で、低所得者ほど重い負担増と、あわせて先ほど44%の応益割が今回の値上げで何%になるのか伺います。以上です。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは私の方から、4点ほどご質問ございますので（「簡潔に」の声あり）お答えいたします。

まず、国保の運協の日程につきましては、市長が申しあげましたように、事務的には非常に

精度を高める必要があるということで、4年ぶりの改定ということでございましたので、そういった意味では、市民の方々に改めてご負担をいただく、あるいはご審議をいただくという過程の中でやはり精度の高い資料を出したかったということが第1の要因でございますので、なお運協の日程につきましては今後十分留意してまいりたいというのが第1点でございます。

それから、広報しおがまの関係でお話がありました。市民の方々には基本的にわかりやすい表現をするということで、私の方としては掲載したいということがまず第一でございます。

それから、社会保障制度の関係で今お話がございました。私どもで考えている国民健康保険と社会保障制度の関係について簡単にお話し申し上げますと、いわゆる社会保障といえますのは、公的扶助あるいは社会福祉、社会保険、児童手当、公衆衛生、医療、環境政策、こういう形で現在大きく六つの部門に分かれているというのが一般的な体系かというふうに思っております。その中で国民健康保険といえますのは、社会保障体系の中の社会保険、議員がご指摘ありましたように、そういった中の医療保険として位置づけられているということは紛れもない事実でありまして、いわゆる社会保障の中に組み入れられているというのが基本だろうというふうに思っているところであります。その中で、被保険者の拠出を主な財源として、病気でありますとかけが、出産、死亡、こういったものに対してきちっとした給付を行うというのが国保の大きな仕組みでありますし、市町村は、保険者、いわゆる主体といたしましてこういった保険の健全な運営を図っていき、そして収支均衡を図る義務を負っているということでありますので、そういった基本に沿った形で私たちは運営をしていっているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、低所得者に対して今回非常に負担が重いのではないかというお話がございました。私どもといたしましては、今回のモデルケースでもお示ししておりますように、7割軽減世帯、ごらんいただければわかりますように確かに改定率としては35.82%という率になっておりますけれども、改定額をごらんいただきますと、先ほどもご説明いたしましたように1万1,520円、1期ごとで1,140円です。月で言いますと960円ということで、ある意味では低く事務整理の中では抑えてきているということが一つ。それから、比較する部分としてこちらにありますように、給与収入あるいは年金収入、それと改定額の比率をごらんいただくとわかんと思うんですけれども、7割軽減世帯では給与収入に占める割合というのは0.85%。7割軽減ですね。

○議長（志賀直哉君） 部長、委員会の方で詳しく説明してください。

○健康福祉部長（棟形 均君） 5割軽減世帯以上につきましてはほとんど1%なり2%の高率になっておりますので、そういった意味ではそういう配慮をしているということについてのご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、明5日から10日までを常任委員会を開催するため休会とし、11日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明5日から10日までを常任委員会を開催するため休会とし、11日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時15分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年12月4日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 鈴木昭一

塩竈市議会議員 鎌田礼二

平成20年12月11日（木曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第2日目）

## 議事日程 第2号

平成20年12月11日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

#### 出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長兼水道部長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
会計管理者 兼会計課長	大和田功次君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田直君

総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	産業部次長 兼水産課長	福田文弘君
建設部次長 兼建築課長	千葉伸一君	総務部総務課長	桜井史裕君
総務部財政課長	神谷統君	総務部税務課長	星清輝君
健康福祉部 社会福祉課長	会澤ゆりみ君	総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君
市立病院長	伊藤喜和君	市立病院事務部長	佐藤雄一君
市立病院事務部 業務課長	川村淳君	水道部総務課長	尾形則雄君
教育委員会教育長	小倉和憲君	教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 総務課長	小山浩幸君
教育委員会教育部 学校教育課長	有見正敏君	選挙管理委員会 事務局長	橘内行雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	丹野文雄君

#### 事務局出席職員氏名

事務局次長	伊藤喜昭君	事務局次長 兼議事調査係長	伊藤喜昭君
事務局長	佐久間明君	議事調査係主査	斉藤隆君
議事調査係主査	戸枝幹雄君		

午後1時 開議

○議長（志賀直哉君） ただいまから12月定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第2号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、20番木村吉雄君、21番香取嗣雄君を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

○議長（志賀直哉君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。10番小野幸男君。（拍手）

○10番（小野幸男君）（登壇） 平成20年度12月定例会におきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。

佐藤市長を初め、当局の誠意あるご答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

初めに、窓口業務の改善策について、市民サイドに立った優しくて便利な総合窓口、ワンストップサービスについてお伺いいたします。

市民の方との接点となる窓口業務においての、さまざまな申請や届け出等の手続を1カ所で要件を済ますことのできるワンストップサービスの推進をと思っております。市民の方は正面玄関入り口を入り、用事のある窓口がわからないときは1階ロビーの受付で聞かれ、親切丁寧に案内を受け、1カ所目はどこに行けばいいかがわかります。

しかし、その次が大事だと思っております。例えば、転入届を提出した場合に、職員は1カ所に立ち、お客様である市民の方が住所変更手続などで関連する各課の窓口はその都度移動して申請する光景が見られます。また本市では、宮町分室・壺番館・水道・下水道等など、庁舎が分散しております。

そこでお聞きいたしますが、市役所本庁舎において市民の方が各担当の窓口に出向くことなく、申請や届け出の手続など市役所本庁舎において、窓口1カ所で用を済ますことができ

るのであれば市民の方は大変喜ばれると思いますが、行政手続を1カ所で行うワンストップサービスについてのお考えをお聞かせください。

次に、少子化対策の一環として妊産婦健診について、今後の考え方をお聞きいたします。

母と子の健康を守る妊婦健診は、一般的に妊娠6カ月までは月1回、7カ月目からは2週間に1回、10カ月目に入ると毎週というペースの計14回程度の受診が望ましいとされております。ただし、妊産婦健診には健康保険は適用されず、健診費用は1回5,000円前後から、内容により1万円以上もかかる場合があります。

こうした経済的負担から健診を全く受けなかったり、徐々に受けなくなる母親もいて、受診せずに陣痛が始まり、初めて病院に駆け込む飛び込み出産が問題視されております。こうした出産の場合、受け入れ病院ではすぐに母体と胎児の状態がわからないため、出産には大きな危険が伴います。こういった状況を解決するために、妊産婦健診が大事になってまいります。

厚生労働省のことし4月の調査では、妊婦健診の助成回数は全国平均で5.5回となり、昨年の2.8回からほぼ倍増しております。妊産婦健診費の助成回数拡充については、公明党でも再三質問をしております。

本市では、平成20年度から妊産婦健診の助成回数を2回から3回へと拡充をしていただきました。また、7月からは里帰り出産にも適用され、大変喜んでおります。本当にありがとうございます。

公明党はことしの10月に、舛添厚生労働大臣に妊産婦健診の無料化を申し入れた際、舛添厚生労働大臣は「妊婦健診費用について、厚生労働省が望ましいとする14回分を無料にする」と明言し、新経済対策の中に盛り込まれました。本市における妊産婦健診の助成拡充について、今後はどうされようとお考えなのかお聞きいたします。

次に、子育て支援対策として、子育てファミリーショップ事業についてお伺いいたします。

この事業は、子育てを支援する環境を整えるため妊婦のいる世帯、または小学校就学前の子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを事業の内容としております。ある先進地の事例では、企業や商店の協力により、妊婦のいる世帯や小学校就学前の子育て世帯の方が事業に協賛していただいた店舗で買い物などをしたときに、母子健康手帳、または子育て応援カードを提示すると、協賛店が独自に決めた割引や特典のサービスを受けられます。子育てを地域全体で支える仕組みとなっております。

対象の世帯には子育て応援カードの交付を行い、協賛店には子育て応援ステッカーの交付があります。協賛店舗は衣料品店や飲食店、学習塾、美容院、金融機関、宿泊施設などで、さまざまな特典もあり、商品の割引、ドリンク無料など多彩となっております。子育て世帯の方に大変喜ばれているというお話をお聞きいたしました。

さらには中心の商店街への回遊、あるいは身近な商店にも、子育て世代の方が多少ではありますが見受けられるようになったと報告を受けました。

本市においても、こういった取り組みでやりくりの大変な子育て世帯を応援できないかと思っております。中心市街地の活性化及び子育て世代を応援する立場から、本市としてのお考えをお聞かせください。

次に福祉行政について、1点目に福祉灯油券についてお聞きいたします。

平成19年度は原油価格の高騰に伴い、1. 75歳以上の高齢者の世帯、2. 18歳以下の子供のいるひとり親世帯、3. 重度障害者世帯等規定はありましたが、1世帯5,000円の灯油券が支給され、いただいた方は大変感謝をしておりました。

今年度は現在原油の価格は下がってきてはおりますが、世界の経済がどうなるのか見通しがきかない状況にあります。物価高や景気の後退など、今の経済では底辺においては生活状況は大変厳しい状況に置かれております。平成20年度におかれましても、灯油券が支給されるのであれば、市民の方も大変喜ばれると思いますが、市長の判断をお聞かせください。

2点目に、障害者支援についてお聞きいたします。

塩竈市障害者プランの中では、「地域で共に 自分らしく 健康で 安心した生活ができるまち。障害のある人もない人も、誰もが生まれたことを祝福され、人として自立し、社会に参加し、また社会に必要とされる、そのような豊かな人生を送ることができる「まち」を目指します」とあります。

また基本理念として、一つ目は、障害のある人もない人も、住みなれた地域や家庭でともに生きる社会こそ、当たり前の社会とするノーマライゼーションの理念。二つ目は、障害のある人の能力と自信の回復、そして向上を目指し、社会参加していくことをすべての段階で支援していくリハビリステーションの理念。三つ目は、まちの中の施設や設備に存在する障壁、人々の心の中の差別や偏見といった障害者への障壁を取り除くバリアフリーの3つの基本理念が書かれております。

障害者の子供を持たれる親御さんは、自分たちがいなくなったらだれがこの子の世話をし

てくれるのか、住みなれた地域で生活が続けることができるのかとの不安は、大変切実な悩みとなっております。障害者が就労のチャンスを得て、積極的な社会参加を実現できるシステム、きめ細やかな生活支援の徹底が必要ではないかと思っております。

障害者の就労・自立に向けて、本市ではこれまでどういった取り組みをなされてきたのか、また今後はどういったお考えをお持ちなのかお聞かせください。

私たち公明党、嶺岸、浅野、私の3人で愛媛県松山市の障害者施設「きらりの森」を視察に行っていました。「きらりの森」では、職員の方が相談から生活訓練、就労の支援まで利用者本人とともに行動し、部屋探しから各職場への働きかけなど、積極的に行われているようです。

本市にある施設の取り組み状況を踏まえ、本市において今後高齢化の進展に伴って、こういった状況に対し、どのような方向性とお考えをお持ちなのか伺いをいたしまして、1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から、市民の視点から見た行政サービスのあり方を初めといたします4点にわたるご質問をちょうだいいたしました。

初めに、窓口業務の改善としてのワンストップサービスのご質問にお答えいたします。

市役所の窓口業務は多くの市民の皆様方がご利用いただく、最も身近で大切な行政サービスの最前線であると認識をいたしております。常日ごろから職員の接遇を含め、サービスの充実向上に挙げて取り組んでいるところであります。

その一方、本市におきましては行政庁舎が分散をいたしておりますことから、各種の手續に際し、その都度市民の皆様には足を運んでいただくなどのご不便をおかけいたしており、大変心苦しく感じているところであります。

本市といたしましては、この問題に対応していくため、平成15年度に窓口業務を担当いたしております関係職員で構成する総合窓口検討委員会を設置させていただき、ワンストップサービス、あるいはワンフロアサービスの導入につきまして、それぞれの部署で具体的な検討を行った経過がございます。その結論といたしましては、やはり抜本的な解決策としては、行政庁舎の物理的な統合、すなわち本庁舎の建てかえとなりますため、財政的な問題から長期的な課題としてとらえざるを得ないのかなというふうなことであります。次善の策といたしましては、現状の中ででき得るサービスの向上策を講じていかなければならないとの方

向が一致したところであります。

これを受けまして、市役所のそれぞれの窓口で受け付けをさせていただいております各種の申請や届け出等を総点検し、平成17年度より、従来例えば壺番館の福祉事務所で行っておりました児童手当などの業務を本庁の保険年金課に移す、あるいは教育委員会所管の小中学校の入学手続を市民課で行うなど、でき得る限り本庁舎で用が足せるような改善を行ったところであります。さらに、住民票などの発行予約をファクスや電話で行えますようにしたほか、窓口業務も毎週火曜日については夜6時半まで時間を延長させていただいておりますほか、繁忙期における土日の開庁、さらには自動交付機を設置しての365日稼働などに努めてまいったところであります。このほか、本庁舎に相談業務でお越しをいただく市民の方々に対しましては、分庁舎の職員が本庁舎に出向いてお話をお伺いさせていただく等の対応もさせていただいているところであります。

今後とも、技術革新を生かした電子申請などについても研究を深めながら、担当職員の資質の向上、窓口間の連携などソフト面のさらなる充実強化を図り、物理的な制約を補えますような努力をいたしてまいりたいと思っております。議員から「本当に窓口業務の方が優しく」というようなお話をいただきました。我々もこの言葉を重く受けまして、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

次に、少子化対策についてご質問いただきました。

妊産婦健診についての今後の考え方についてでございますが、今年度につきましては助成回数では2回から3回に助成させていただいたところであります。額につきましては、3万5,750円に拡大をさせていただいたところであります。

しかしながら、隣接他市町に比べてまだまだ水準が低いとのご質問をたびたびちょうだいいたしました。引き続き助成回数の拡大が大きな課題との認識に立ちまして、新年度予算編成に向けて、本市独自の助成策も視野に入れながら、今、実施に向けた課題解決に取り組んでいるところであります。

このような中、厚生労働省では妊産婦健診を14回無料で実施できるよう補助を行うとのマスコミ報道がございましたが、現在のところ補助要綱等の具体的通知は残念ながらまだ来ておらないところであります。県におきましても市町村の意向調査を行いながら、県医師会と来年度に向けた協議を既に行っているところでありますので、その動向も踏まえながら、来年度の拡大策について、予算化に向けた努力をいたしてまいりたいと考えております。

子育てファミリー応援ショップ事業についてのご質問でありました。

子育て支援について、特に子育てファミリー応援ショップ事業につきましては、この6月から宮城県は「みやぎっこ子育て家庭応援事業」として、県内全域にわたりまして市町村との共催事業として、村井知事はその先頭に立って子育て家庭を支援する事業を展開いたしております。

この事業は、15歳未満の子供さんがいる子育て家庭に応援カードが配布され、各市町村において、この事業に協賛する店舗や企業に登録をしていただき、カードを提示することによって商品価格の割引や、特典のサービスを受けられるといったような仕組みでございます。カードの利用は県内全域で行うことができ、協賛店などの情報は県の専用ホームページのほか、店頭に掲示している専用ステッカーなどで確認をいただけることとなっております。本市では商工観光課が担当いたしまして、協賛店を募集する広報活動を行いました。9月30日現在で20店舗が協賛店として登録しており、例えば粉ミルク用のお湯の提供でありますとか、あるいは授乳・おむつの交換場所の提供、さらにはお子さん連れのお客様への景品プレゼントなどのサービス提供を開始をいたしておるところであります。

今、議員の方から学習塾、金融機関というご提案がありましたが、本市におきましてはまだそういった職域につきましては拡大をいたしておりませんので、今後の課題としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

この子育て家庭への応援カードとリーフレットの配布は、児童福祉課が窓口となりまして、保育所、認可外保育施設、あるいは小中学校、母子通園施設、幼稚園、保健センターを通じ、対象となる子育て家庭に7,342枚配布をさせていただいております。さらに、8月広報で事業内容の一層の周知を図ったところであります。今後とも、なお一層の制度の定着と協賛店の登録増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油についてご質問をいただきました。

昨年からの急激な原油高騰は市民生活に大変大きな影響を与えてまいりました。このため、19年度は激変緩和策として非課税の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯等に福祉灯油券を配付をさせていただいたところであります。

本年度も夏にかけてまして原油高騰が著しく、8月には県内でも配達込み18リットル缶の平均価格が2,431円に達し、本市でも県内の石油価格の動向調査や対象世帯の把握を行うなど、本年度の対応策を早くから検討させていただいたところであります。現在まで県内でも寒さ

の厳しい内陸部の市町では、かなり早い時期から福祉灯油の実施を決めておりますが、このところ原油価格の下落が相次ぎ、12月1日の県内平均価格は18リットル缶、配達込みで1,485円と、昨年12月の価格1,820円と比較いたしましても大きく低下をいたしておりますので、仙台市を初め仙台圏域、あるいは沿岸部の市町では現在のところ福祉灯油を見送る方針とお伺いをいたしております。

本市といたしましては、これからも石油価格の動向調査を引き続き継続し、激変緩和策が必要な場合には、速やかに対応できる体制をとってまいりたいと考えております。

次に、障害者支援対策についてご質問をいただきました。

18年度に施行されました障害者自立支援法は、障害者が地域の中で、自立して生き生きと誇りを持って暮らしていただけることを目標といたしております。本市でも障害福祉計画に基づき、市内の関係機関と連携し、また自立支援協議会の意見等もお伺いをしながら、さまざまな方面から障害者を支援させていただいているところであります。障害者が地域で自立して暮らしていくためには、やはり地域の方々の理解をいただくこと、そして就労と住まいの確保が大きな課題となっております。

本市では、毎年障害福祉フォーラムを実施させていただいておりますが、昨年は障害者の就労をテーマに、多くの障害者を積極的に雇用し、障害者の自立に貢献をされている会社経営者をお招きし、障害者の方々の雇用促進に関するご講演をいただきました。また今年度は、障害者の地域生活の基礎となるグループホームでの暮らしをテーマに、パネルディスカッションを開催し、多くの方々にご参加いただくことによりまして、障害者の方々に対する自立支援の理解が徐々に深まりつつあると感じております。

今年4月には精神障害者の小規模作業所「藻塩の里」を、知的障害者と身体障害者も対象とする地域活動支援センターに機能強化し、嶋福祉会に委託して、新たな施設としてスタートいたしました。

このセンターは、社会参加の第一歩としての利用や就職活動も含めた支援を行っており、利用者の増加と活動内容の充実が図られるなど、着実な成果につながっているところであります。一般就労に向けた実習と就職も現在は5名と、着実に利用されているところであります。また、通所施設の就労支援としては、一般就労を見込んだ作業訓練を行っており、工賃倍増計画に基づき、作業内容も徐々に拡大をされているところであります。

さらに、私も毎年新卒者と障害者の雇用促進のため、塩釜圏域の事業者を志賀議長を初め

歴代の議長の方々にもご同行いただき、塩釜職業安定所長とともに企業訪問し、雇用の依頼をさせていただいているところであります。今年は15社を訪問しましたが、各企業の中では不況の中でも快くお話を聞いていただき、障害者雇用に対するご理解も深まっているものと感じております。今後とも、なお一層こうした取り組みを続けてまいります、やはり市民の方々の理解がより一層高まってまいりますことが何よりも肝要ではないかというふうと考えているところであります。

以上、4項目にわたるご質問に対するご答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） 丁寧なるご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは2回目の質問をさせていただきます。

初めの、市民からさまざまな申請、また届け出や証明書交付等の手続をですね、一つの窓口で統合してサービスを行う総合窓口、いわゆるワンストップサービスなんですけれども、こういったサービスを実施する自治体がふえてきておりまして、東京都福生市では4月から、また愛媛県今治市等では10月から、こういったワンストップサービスの導入を行いまして、市民の方も窓口を移動することなく時間の短縮にもつながり、大変喜んでいらっしゃるというお話を伺いました。

そこで、もう一度再度お聞きいたしますけれども、本市では庁舎が分散しているということで、各施設の予約また申請、届け出など各分庁舎の最小限の必要書類とかですね、使用率の高いものなどですけれども、本庁舎でも手続できるようにソフト面とかIT等の活用も、もっともっとそういったものを活用していただいて、ワンストップサービスを取り入れていただきたいと私は思っております。そういったことを活用しながら、当局の努力をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

また、次に妊産婦健診の助成拡充については、妊産婦健診は1965年になりますけれども母子保健法の制定以降に行われるようになりまして、周産期である妊娠22週から生後7日未満の子供の死亡率、また妊産婦の死亡率はともに大幅に低下しております。それでもなお周産期に亡くなる子供の数は、2007年では4,906人、分娩など一時的に重篤な状態に陥った妊産婦は死亡率の70倍以上に上るとい調査結果もございます。改めて出産が命がけであることを感じております。

そこで回数 of 拡充については示されてはいないわけですが、3回、やっぱり財政が厳しくても5回は無料にするような内容の通達とかも出てると聞いておりますので、もう少しですね、拡充できないのかなと私自身は思っておりますし、強いて言えば国の動向もありますけれども14回ですね、それまでの拡充をできないものかと思っておりますので、こういったことを踏まえながら当局のお考えをちょっとお聞きしたいなと思っております。

次に、子育て応援ショップ事業ですけれども、県事業で共同で取り組んでいただけるということですが、なかなか見えますと表になって見えてないのではないかと私自身感じているんですけれども、本市独自の考え方で、もっともっと商工会や商店会と連携を図りながら、もっと力を入れて取り組んで中心市街地の活性化にあわせ、本市の実情に合ったものと考えていただきたいと思っております。これによって人口減をとめるためにも、その環境をつくることも大事ではないかと思っておりますけれども、こういった点、こういったお考えを持っているのかお聞きしたいと思っております。

さらに、旧徳陽銀行跡地に新しく進出してくる企業があると議会に報告がございました。この企業はアパレル業、つまりファッションを売る店だとお聞きいたしましたけれども、こういったことから少しでも波及効果が図られるようお願いしたいなと思っております。また子育て支援の一助にもなれるようにしてもらいたいと思っております。あわせてそのお考えをお聞きしたいと思っております。

次に、福祉灯油券でございますけれども、今回は見送りというかそういう方向でというお話がございました。財政の厳しい部分も理解しているんですけれども、今後価格の動向、また周りの市町村の動向を見据えながら結論を出していただきたいと思っております。できれば物価高や景気の後退など、そういった点からも今年度も実施されることを望んでおりますので、この点もご検討のほどよろしくお聞きしたいと思っております。

次に、障害者支援対策について、愛媛県の松山市の「きらりの森」は精神障害者を対象とした生活訓練などを支援する多機能施設でございます。自立と就労の部屋が分かれておりまして、1階には喫茶室があり、調理室、あとは盛りつけ室も分かれて設置されておりました。喫茶で出す軽食づくり、またはお菓子づくりなどと、福祉施設の給食を90食分をつくったりもしているそうです。廊下やトイレでは清掃作業の姿が見られまして、一般就労を想定した企業実習が自然な形で行われておりました。2階には自立支援の部屋もありまして、家庭の雰囲気を出され、お風呂やごみの分別など、またレンジも今の家庭を想像しましてガスとI

H式ですとかですね2台備えてあったり、一般家庭で生活をしやすいような工夫がされておりました。また同じ敷地内には、知的障害者の支援施設や公園や児童館など備えた複合施設などもございまして、常時住民と児童や障害者が触れ合う交流も活発になされておりました。

「きらりの森」では2年間の施設の利用を通し、確実に利用者のステップアップを行い、社会へ送り出すことを目標にしまして、一人一人の訓練の計画や企業開拓の取り組みなども積極的に職員の方が行っておりまして、本市においても仕事につきたい、仕事をして自立して、生きている支えや自信、また誇りを持ちたいという願いにこたえるためにも、就労、自立への取り組みなど、また企業開拓の積極的な取り組みとか環境づくりをもっともっとお願いしたいと思っておりますが、再度当局のお考えをお聞きいたしまして、2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） それでは、私から初めに窓口業務のワンストップサービスにつきましてお答えをさせていただきたいと思えます。

I T等を活用した各種申請手続等をワンストップでできるようにというご意見をちょうだいいたしました。現在本市におきましては、例えばインターネットのホームページに各種申請書をプリントアウトできるようなコーナーを設けて、前もってこの申請書を各ご家庭でプリントアウトしていただきましてご利用いただける、そのようなコーナーを設けてございます。

また、今後インターネットの技術の開発によりまして、二、三年後には個人を認証できるシステムもでき上がり、そうしたものによるインターネットでの申請手続等というものも開発されつつあるというふうに情報を得てございます。他市町村とは違って、庁舎が分散している本市でございますので、ただいまご意見いただきましたように、こうした新しい技術をより早く情報を収集し、積極的に活用して市民の皆さんの利便に供するような取り組みをさらに充実してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、私の方から妊婦健診ほか4点についてご質問がありましたので、お答えをいたします。

まず、妊婦健診についてお答えをいたします。

基本的には市長がご答弁申し上げたとおりでございますが、現在5回分については地方財政措置が講じられているということで、基本的に14回分のうちの9回分について措置をどうするかというのが大きな課題になっているところではありますが、基本的には国の予算の二次補正予算の中で地方財政措置が講じられるという状況になっているところではありますが、21年の2月から23年の3月までの26カ月分の所要額が現在1,580億円ですか、という形で想定されているという状況でありますので、それはちょっと二次補正予算の動きがまだ国の方でああいう状況でありますので、その辺十分踏まえながらですね、対応したいというふうに思いますし、その中で9回分のうち2分の1につきましては国庫補助、それから2分の1につきましては地方財政措置が講じられるという状況でありますので、その辺もう少し十分状況を踏まえながら対応していきたいというふうに思っておりますし、基本的には一定程度、現在の2回が3回になっておりますので、そういう拡充の方向で今検討するように指示をされておりますので、事務的にはそういうふうに考えているところでございます。

それから、子育てショップの関係でご質問がございました。

基本的には今宮城県で、私どもと共催でやっているという形が基本でございます。本市独自の対応ということでございますけれども、先進地で近隣の市でも独自でやっている市町村もございしますが、その辺もちょっと参考にさせていただきながら、当面は県と共催の現在の事業を例えば事業者を開拓するでありますとか、そういったことに力点を置きながら、まず現在の制度の定着を図って、本市独自の分につきましてはそういったことを踏まえて、つなげていくような形にしていく必要があるのかなというふうに思っておりますので、その辺はひとつご理解をお願いしたいと思います。

福祉灯油の関係でございます。

福祉灯油の関係につきましては、現在、灯油の店頭価格が、直近ですと大体18リットル1,100円、1200円台ということで、さらに下がってきているという状況もございしますので、この辺は灯油価格の動向を踏まえながら、緊急時には市長が申しあげましたような対応も指示されておりますので、そういったことを考えていきたいというふうに考えております。

それから、障害者の支援の関係で「きらりの森」のご質問がございました。

確かに松山市だったと思いますけれども、「きらりの森」というのは非常に先進的な施設でございまして、議員がおっしゃったように直接就労に結びつくような企業実習であります

とか、あるいは地元の交流、あわせまして隣接する部分につきましては精神障害者ですか、を対象にした民間の社会福祉法人が運営する多機能型の施設も隣接しているということで、非常にモデル的な施設だということについては理解をしているところであります。

私どもの方も、ちょっとこのような総合的な一体的なエリアではありませんけれども、現在例えばあすなろでありますとか、あるいは新浜町に今回地域活動支援センターということで藻塩の里をさらに拡大いたしまして、3障害の生産、あるいは創作活動の就労につながるような施設等もオープンしておりますので、その辺十分充実させながらですね、なおかつ行政と事業者とで十分連携しながら、なお対応を進めていきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 10番小野幸男君。

○10番（小野幸男君） ありがとうございます。

では3回目の質問ですけれども、ワンストップサービスについては今やっぱり高齢化も進んでくることから、そういった高齢者の方にも優しい取り組みをお願いしておきたいと思っております。

あと、妊産婦健診については情報を的確に考えていただきながら、今後の取り組みをお願いしておきますので、よろしく願いしたいと思います。

子育てショップ事業については、協賛店が20店舗ということで少し、少しというか少ないのではないかなと思っております、もっともっといろんな面での協賛店になっていただけるような、そういった取り組みを私自身お願い、そういった取り組みをしてですね、まちの活性化をしていただきたいと思いますので、この点もよろしく願いいたしたいと思います。

次、障害者支援対策についてですけれども、とにかく「きらりの森」には職員の方が最初から最後までという、そういった取り組みをやっておりまして、行った時には目つきから行動的な部分から、すべて「やるぞ」というか、そういった感じをこっちが受ける取り組みをしておりましたので、とにかく障害者が住みなれた地域で安心して健康に暮らしていけるノーマライゼーションのまち塩竈ということで、そういったことを実現できるというか、進むように、前へ進むような取り組みをお願いいたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。（拍手）

○2番（中川邦彦君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

第一は、防災・安全対策について伺います。

最初に、市内の福祉施設の防災・防火管理と災害時の緊急体制について伺います。11月13日未明に、仙台市内にある介護施設から出火し、鉄筋コンクリート2階建てのうち1階の個室が全焼するなど、約35平方メートルが焼けました。出火時には施設内には職員3人、入所者39人の計42人がいました。入所者3人が重傷し、30人がけがをしました。負傷された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

仙台市消防局では介護施設での火災を受け、市内の有料老人ホームとショートステイ施設等への緊急点検を実施し、消防法の不備が20施設で見つかりました。不備のあった施設には文書か口頭で指導し、点検から10日以内の改善を求めたことが明らかになりました。

塩竈市内には入居型の施設として、介護老人福祉施設を初め介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護施設、身体障害者療護施設、障害者グループホームなど18施設に定員が555人の方々が共同生活を行っています。仙台市内の福祉施設での火災を教訓としていくことが必要ではないでしょうか。本市としても行政と消防機関と連携して、施設に対する緊急点検等を行っているのか伺います。また、施設での災害時における安全対策や、自主的な取り組みを行っているのか伺います。

二つ目に、女川原子力発電所の安全対策について伺います。

女川原子力発電所には3基の原子炉があります。さらに隣の福島県沿岸部にも東京電力の原子力発電所には3基の原子炉があり、しかも東北電力では福島県に新たな原子力発電所を計画しています。

女川原子力発電所では、1号機が稼働してから24年間で6件の火災が発生し、ことしに入ってから2カ月間で3件が集中しています。そのような中で近い将来宮城県沖地震が予想される中で、県はこの地震をマグニチュード7と想定しています。ところが東北電力では、マグニチュード6と想定して、耐震補強工事を進めています。原子力発電所が設置されている近辺は活断層があり、宮城県沖地震はたびたび地震を繰り返している海域です。火災は1号機にある炉心の耐震補強工事を進めている中でのものでした。

今までに世界各地で起きている原子力発電所や核開発施設の火災による爆発で、放射性物質の飛散が心配されています。安全管理に問題があると指摘されている今こそ、万全の安全対策が求められているのではないのでしょうか。

宮城県地域防災計画原子力災害対策編では、半径8キロメートルを環境放射能の測定監視

地域と指定しています。東北電力では災害協定を宮城県、石巻市、女川町、雄勝町と結んでいます。チェルノブイリ原子力発電所事故では立ち入り禁止は40キロメートルでした。この塩竈市は、女川原子力発電所から直線40キロメートルと変わりがないのです。塩竈市も女川原子力発電所に関心を持って、県の防災計画にきちんと明記させるように県に働きかける必要があると思いますが、当局の見解を伺います。

第2は、安心安全な学校や保育所の給食について伺います。学校や保育所の給食で、地場産品の取り入れについて伺います。

今、国民は食の安全についての関心が高まっています。2月に中国産冷凍餃子等による有機リン中毒事件や、残留農薬、事故米、食品の産地偽装など重大な社会問題になっています。

特に発育盛りの幼児や小中学校に提供されている給食は、安全が確保されなければならないことは言うまでもありません。輸入食品88品目が市内の保育所や学校給食でどのように利用されているのか、その実態について伺います。

また宮城県産の食材の品目、利用量の実態について伺います。地場産品の利用を拡大して、安心安全な給食に結びつくよう努力すべきと考えますが、見解を伺います。

二つ目に、アレルギー対策について伺います。

平成19年4月に、文部科学省がアレルギー疾患に関する調査研究報告書を発表しました。全国の小中学校と高校の児童生徒約1,277万人のうち、ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギーなどの児童生徒は、延べ338万2,000人に上り、どこの学校や学級にもアレルギーを持つ子供がいると言われていています。とりわけ、アレルギーの中にはアナフィラキシーなど場合によっては生命にかかわるといふ重大な疾患や特性も含まれています。

市内のある学校で、アレルギー除去が不十分なまま給食が出されていると聞いております。塩竈市は各学校での単独方式での給食を行っていますが、保育所や各学校でアレルギー除去にどのように取り組んでいるのか、またどのように指導しているのか伺います。各学校でアレルギー除去をしていく上で、現在の調理員数で対応できるのか伺います。

次に、福祉灯油の助成と拡充について伺います。先ほどの小野議員と重複すると思うところもございしますが、改めて私は原油価格の高騰から生活の実態について伺いますので、ご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

12月に入ってから灯油の店頭価格は、先ほど部長が言いましたように1,100円台というの

は、取りに行ってもこそ売っている値段ですので、私は店頭価格の販売から話したいと思えます。店頭価格として1,400円から1,500円と、昨年と同時期より下がってはおりますが、原油価格の高騰による物価の上昇の影響を受けて、生活が困窮している低所得者を対象として、冬期の暖房費として助成を実施していただきたいと思えます。

12月に入ってから、低所得者を中心に灯油購入費用の一部を助成する福祉灯油を実施する自治体がふえています。県内では本年度に実施を表明している自治体は東松島市、栗原市、色麻町などです。実施する自治体では、実施理由の一つとして「灯油価格は下落傾向だが、原材料費高騰による食料品の値上がりで、市民の生活が苦しい」と述べて、対象は生活保護世帯と住民税非課税世帯の高齢者、障害者、ひとり親世帯を対象というものです。

市民の中にも「物価高で生活が苦しい」、「寒さが厳しくなるので何とか助成していただきたい」という声が聞かれます。本市でも昨年度に福祉灯油を実施してきた実績があります。共産党市議団として、2009年度対市要望書を提出する中に福祉灯油の助成の要望も含まれています。本市としてもこの冬期間に実施する方向で検討したと思えますが、見解を伺います。

第4は、雇用について伺います。

一つは福祉施設で働く人たちの労働条件の改善について伺います。

現在、多くの介護事業所の経営は危機に追い込まれています。過去2度の改定で、報酬が3%から10%も引き下げられました。2005年からの制度改正でサービス利用も抑制されたためであります。市内のある施設に聞いてみると、「3%の報酬増分だけでは経営も働く人たちへの給与アップにはならないし、労働条件もよくなる」と語られました。日本医師会は「経営状況が健全で、確固たるものにならない限り、介護サービス従事者を取り巻く諸問題が根本的に解決するものでは決してない」と指摘しています。

今、介護施設では報酬の引き下げで職員の人材確保が難しく、正規から非正規化へと進んでいます。障害者福祉労働者の報酬と労働条件を改善する、これを第一歩として社会保障の削減から拡充へと転換することは、直接市民の暮らしを支え家計を温める、将来不安を解消する、そして医療・介護・福祉などの各分野で新たな雇用を生み出し、地域経済を活性化させることにもなります。国に対しては安定した経営と労働条件の改善のために、財政的な支援を働きかけられたい。見解を伺います。

二つ目に、高校生のワークシェアリングと職員の採用の拡大について伺います。

金融危機に伴う景気低迷で雇用の不安が広がり、高校新卒者の就職内定率は12月10日の新

聞報道では、東北・北海道ブロックで57%と全国平均を下回ったと新聞で報道されました。県内でも企業の採用手控えや、新卒の大学生や高校生の中で採用の内定取り消しがふえてきています。新卒者が路頭に迷わないよう、行政としての支援をお願いいたします。

本市でも市内の高校生を対象に行ってきたワークシェアリングを、今年も継続していただきたい。その期間中に就職についての研修やアドバイスなど、相談できる体制をとっていただきたい。

職員の削減では1人当たりの業務量がふえ、病休者も出てきていると聞いております。職員の採用では一般職で19年度は4名、20年度は3名で、21年度も採用を予定してきていると聞いていますが、現在の雇用状況を踏まえて21年度の採用枠を拡大するべきではないかと考えます。当局の見解を伺います。

第5は、場外馬券売り場について伺います。

場外馬券売り場の問題については6月議会でも質問いたしましたが、十分な議論もなく終わりましたので、今回改めて質問を行いますので、誠意ある回答をお願いいたします。

第1に、市長の場外馬券売り場設置に対する姿勢についてです。

仙台市の12月議会での提案で、二つの地区に限定された仙台市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例が2件出されました。その概要は、近隣商業地域または準工業地域内に指定された大規模集客施設制限地区内においては、市長が特例許可をした場合を除き、建築物を建築してはならないとするもの。劇場、映画館、遊技場、店舗、勝馬投票券発売所、場外車券発売所などに供する建築物で、床面積の合計が1万平米を超えるものと規定しています。

仙台市では、過去2度にわたって場外馬券売り場が地域住民やPTAなど広い市民の反対運動で断念させた経過があります。市長はまちづくりの上からも「日本で一番住みたいまち、安心・安全なまちを目指す」と事あるごとに述べていますが、場外馬券売り場が本市の活性化につながると思っているのでしょうか。また市長は、さきの私の6月議会の答弁でも、「中央競馬会に足を運んだ」と言っておりますが、場外馬券売り場の設置の推進をお願いしてきたのかどうか伺います。

第2に、渋滞問題についてです。

一つは、しおりトンネルができてからは、北部地域の住宅地にある道路は交通量が多く、朝夕は特にひどくなっています。この道路は住宅地にある生活道路として利用しています。さらに新浜町に大型の遊戯施設が建設されていますが、そこに場外馬券売り場ができた

ら、風紀上、安全上住みにくくなると訴えられてきています。国道45号線や市内の幹線道路の交通量が増大するのではないのでしょうか。

市長は、推進するのであれば地域住民の交通渋滞や住環境の悪化に対する、その不安に対して住民に説明すべきではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

次に、県道利府中インター線上にあるパークアンドライドをJRAから場外馬券場に来る人たちの駐車場として利用するために休業しているのか伺います。

第3に、ギャンブル依存症についてです。近年、ギャンブル依存症を病気としてとらえ、そのような人たちが全国的に多くなってきています。そのような中で、横浜市を中心に川崎市や埼玉県では、ギャンブル依存症の人の家族や医療福祉関係者が中心となって行っているNPO法人ワンデーポートが、専門の施設で入所ケアを行っています。同法人は、依存症が多額の借金や犯罪につながるケースが多いため、社会問題として救済活動に取り組んでいます。現在もグループセラピーなどを活用して、横浜市内で約30人の入所者のケアを行っています。先月、盛岡市で救済方法を話し合う「ワンデーポート家族セミナー」が開かれました。このセミナーでは独自のケア方法を紹介し、有識者や司法書士による講演や体験談がありました。このようなことをどのように考えるのか伺います。

以上の点について伺いますので、市長の答弁をお願いいたしまして、第1回目の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま中川議員から、5項目にわたるご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

初めに、福祉施設の防災・防火管理と災害時の緊急体制についてのご質問にお答えいたします。

本市における滞在型の介護施設は、特別養護老人ホームのほか有料老人ホーム、グループホームなどの施設に大別ができ、市内には12カ所の施設がございます。また、障害者施設といたしましては入所施設とグループホームがあり、6施設でございます。これらの施設の防災・防火管理と災害時の緊急体制につきましては、年に1回以上消防署の査察が行われ、初期消火や入居者の避難誘導等の避難訓練も同時に実施しているところであります。また、各施設では非常災害時の対応手順、役割分担等について定められましたマニュアルに基づき管理運営が行われております。

先月11月13日に発生をいたしました仙台市若林区の有料老人ホームでの火災の教訓もござい  
ますので、今後なお一層、県や消防署等の関係機関との連携を密にしながら、防災安全対策  
の確認をさらに徹底してまいりたいと考えているところであります。特にこれから先、寒さ  
がますます厳しくなる年末に向けましては、塩釜消防署とともに総合的な点検を実施させて  
いただきたいと思いますと考えております。

次に、女川原子力発電所の安全対策についてご質問いただきました。

宮城県では女川原子力発電所における災害に対応するため、宮城県地域防災計画原子力災害  
対策編を策定いたしておりますが、この計画では発電所から半径およそ10キロメートル範囲  
内における地域を防災対策の重点地域に指定をしております。この半径10キロの根拠となっ  
ておりますのが、国の原子力安全委員会で策定をいたしております「原子力施設等の防災対  
策について」という指針であり、その中では原子力発電所の場合の防災対策を重点的に充実  
すべき地域の半径を、半径8キロメートルから10キロメートルと規定をしているところであ  
ります。

この結果、本市は県の防災計画による防災対策の重点地域には指定をされておられません  
が、この計画では放射性物質等の大量放出による影響が周辺地域に及ぶおそれがある場合につ  
きましては、必要に応じて県内各市町に対して情報の提供を行い、適切な対応を指示するとい  
うようなことが盛り込まれております。我々も地形的には女川と陸続きの地域であります。  
途中に東松島市、松島、あるいは利府等との市町もありますが、これら連続性を有する他の  
市町とも、機会を見ましてこの問題について議論をさせていただきたいというふうに考えて  
いるところであります。

次に、安全安心な学校及び保育所の給食について、ご質問いただきました。残念ながら、  
今日ほど食の安心・安全が大きく揺らぎ始めている時期はなかったのではないかとというふう  
に、我々も大変事態を憂慮いたしております。

まず、保育所における地場産品の取り入れについてのご質問ですが、保育所給食で使  
用している原材料につきましては、米は100%県内産であります。野菜類につきましても、ほ  
とんどが県内産を使用させていただいております。また塩竈ならではの食材といたしまして  
は、魚でありますとか魚加工品、海藻類などがございしますが、保育所の食材として使用する  
際には、乳幼児に提供するための工夫も必要となっております。今後地元業界の皆様にご  
いった点でのご協力をいただきながら、なお一層地場産品を使用した給食づくりに取り組ん

でまいります。

食育につきましては、平成17年7月に食育基本法が施行され、これを受け平成20年に塩竈市食育推進計画を策定をいたしました。この計画と連動し、保育所でも食育推進の取り組みといたしまして、年度当初に1年間食育計画を作成し、それに基づきさまざまな食育を実施させていただいております。例えば、給食献立の中に季節感のあるメニューを取り入れるでありますとか、行事色を取り入れ、日本の豊かな食文化や、食べることの大切さや楽しさを日々の給食時にお伝えをさせていただいております。また、保育の中で野菜栽培やクッキング教室などを通じて、食べ物の大切さや食材を調理して食べることの楽しさをはぐくんではいるところであります。さらに保護者の方々に対しましては、給食便りや給食試食会などを通じて食育についての啓発を行っております。今後もなお一層、地場産品の活用を努力をいたしてまいります。

次に、保育所におけるアレルギー対策であります。

アレルギー児童に対する給食の取り組みといたしましては、公私立10カ所すべての保育所で除去食及び代替食の対応をとっております。具体的には、栄養士とアレルギー児童の保護者が面談し、医師による診断書を提出していただき、診断書に基づいた内容で除去食を提供させていただいているところであります。取り扱いを間違えないようにするために、毎日調理担当者と保育士が連携して、一人一人の内容を確認をさせていただきながら給食を配膳させていただいているところであります。同じく学校給食につきましても、地産地消の視点での塩竈の地場産品をできるだけ活用しており、また食物アレルギーを持つ児童生徒の増加に対応して、アレルギー対策にも配慮をさせていただいておりますが、なお詳しい内容につきましては教育長よりご答弁をいたさせます。

次に、福祉灯油の助成と拡充についてのご質問をいただきました。先ほど小野議員にもご説明をさせていただきました。原油高騰、本当に市民の台所を直撃いたしております。多くの市民の方々がこのような影響を受けているところであります。我々もさまざまな施策で対応させていただいているところでありますが、こういった中、石油福祉灯油の助成についてのご質問をいただきました。

今年8月には、先ほどもご説明させていただきました18リットル配達込み2,431円まで高騰いたしました。しかしながらこのところ下落が続き、12月1日の県内平均価格は18リットル配達込みで1,485円であります。このまま落ちついてくれるのであればということをお望み

んでおりますが、これからも石油価格の動向を注意深く調査し、必要な場合には対策が講じることができまよう配慮をいたしてまいりたいと思っております。

次に、福祉施設で働く方々の労働条件の改善についてご質問いただきました。

福祉施設で働く方々の労働条件の改善として、介護福祉施設につきましては全国的な動きの中で、これまで介護福祉施設事業者に支払われます介護報酬は、制度開始以降過去2回連続して引き下げられております。15年がたしか2.3%、18年度が2.4%でございました。この引き下げによって、介護福祉の従事者は全国的に収益悪化や低賃金による人手不足、あるいは職員の処遇改善が大きな課題となっております。その後介護従事者等の人材確保のための、介護従事者処遇改善法が今年5月に成立をいたしております。最近の新聞報道によりますと、今後の高齢化に伴うサービス料の自然増への対応、さらに他業種と比べて賃金が低く、離職率が高い介護職員の処遇改善、人材確保を図るため、国におきましては第4期介護保険計画作成に向けて、介護報酬の上方修正等が検討中との情報が寄せられております。

また障害者施設につきましても、介護報酬の支払い制度の改定と報酬単価が低いといったところから、施設運営が大変厳しい状況にあり、人件費の削減が避けられないといったことから、優秀な人材の確保が年々困難な状況にあります。

全国市長会では、報酬単価の増額を国に対して強く要望いたしておりますが、今後とも引き続き4期に向けまして要望活動を行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

高校生のワークシェアと職員の雇用についてご質問いただきました。

本市におけます高校生のワークシェアリング制度は、就職が決定しない高校生の就職支援対策として、平成14年度から実施をさせていただいております。その内容は、市内に在住し、塩釜地区の高等学校に通学している生徒のうち、卒業見込みとなってもなお就職先が決まらない生徒を対象に、本市の臨時職員として1年間雇用し、新たな就職先を見つけたり、社会勉強をしていただくとするものであります。今年度は3名の採用枠を用意いたしましたが、残念ながら利用者は1名でございました。昨今、高校生を取り巻く雇用情勢はますます厳しさを重ねておりますが、一方では高校在学中のアルバイト等を続ける生徒さんも多いなど、高校生の就職に対する価値観が多様化している現状も見受けられます。今後とも、該当する高等学校と連絡をとりながら、適切な支援策を講じてまいります。

市職員の採用につきまして、ご質問いただきました。

今、団塊の世代の退職期を迎えております。そういった中で適材適所、必要な部分につきまして一定程度の職員を新規採用させていただいているところであります。21年度につきましても、若干名ということではありますが6名前後ぐらいの採用を検討させていただいているところでございます。

次に、場外馬券売り場についてご質問いただきました。

大変恐縮であります。ご質問の通告が現状をどのように把握しているのかということでありました。適切な内容でお答えできない部分がありましたら、ご理解をいただきたいと思っております。

初めに、まず私が中央競馬会を訪問したのかというご質問でありました。過日、全国市長会がありました折に、時間をとりまして中央競馬会を訪問させていただきました。訪問いたしました理由は、一つには塩竈市議会で中央競馬会の進出促進の要請が採択をされたということのご報告であります。もう一つは、こういったことを進める上で、例えば交通渋滞問題でありますとか、環境問題ということに心配をされている市民の方々もおられます。そういったことに中央競馬会としてしっかり対応していただけるのでしょうかということの確認に参りました。請願採択については、大変感謝をいただきました。また環境問題、道路交通渋滞問題につきましても、「進出予定者としてしっかりとした対応を行い、県、市並びに市民の方々にもご説明をさせていただきます」というご回答をいただいたところであり、安心をしたところでございます。

次に、まちの活性化に果たしてつながるのかというご質問をいただきました。

仲卸市場関係者が集客力の向上を目指して誘致に取り組んでおられますということにつきましては、再三ご答弁を申し上げたところでありますし、今我々この塩竈のまちづくりを考えますときに、交流人口の拡大というようなことは大変大きな課題であるというふうな認識をいたしております。秩序ある適正な利用がされることによりまして、間違いなく交流人口の拡大といったようなことが期待ができるのではないかとというふうに考えているところであります。

渋滞問題についてご質問いただきました。

この問題につきましては、設置予定者が昨年10月に宮城県警との事前協議時に次のような指示をされているところであります。大型量販店創業後の周辺の交通量の状態を再調査してほしいという内容でありました。これを受け、進出予定者におかれましてはその後交通量調

査を改めて実施をされたという報告を受けております。そのような新たな交通量調査の結果に基づきまして、今宮城県警と事前協議を進めているという認識であります。なお、そのような状況につきましては、一定程度事前協議が整った段階で、当然のことではありますが指導・管理いたします本市にも報告があるものと思っております。報告がございました際には、速やかに議会の方にもご報告をさせていただきたいと思っております。

そういった中で、議員の方からパークアンドライドということなのかと思っておりますが、途中に駐車場的なものを用意し、この施設を訪れる利用者の方々の交通量を減らすという取り組みかと思っております。中央競馬会の方におきましても、過去にも例えば東塩釜駅からシャトルバスを出すことによって、車等により来場される方々の数を減らす。あるいは適切なパーキングを用意し、そこからは車を使わないでシャトル便でというような取り組みかと思っております。そういったことにつきましては、過去にもさまざまな検討をされているということはお伺いをいたしておりますし、今現在も45号線になるべく大きな負担をかけないようにということで、さまざまな取り組みをされているということについて、お伺いをいたしているところでありますが、詳細につきましてはまだ報告がなされておられません。

次に、ギャンブル依存症ということのご質問をいただきました。

大変恐縮です。私こういうものについて不案内であります。もう少ししっかりと勉強させていただいた上で、私の感想を述べさせていただければと思っております。大変恐縮でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） では私の方から、学校給食における地場産品の取り入れとアレルギー対策についてお答えいたします。

まず、学校給食における地場産品を活用することは、児童生徒がふるさとの味を知り、郷土愛をはぐくむことになる重要な食の教育の一つであると考えております。また、地場産品を活用することは食の安全の面からも重要なことだと考えておまして、食材の購入のほとんどは市内の業者の方をお願いしております。その際、納入に際しましては、納入業者には製造証明書を添付していただき、衛生面からも産地、温度、鮮度、賞味期限などの確認を行い、記録を保存するなどきめ細かなチェックを行っております。また、安心・安全な食品の納入をご協力をお願いしているところでございます。

幸いにもマスコミ等で騒がれました輸入食品によるものについては、塩竈市の学校給食にお

いては使用されておりませんでした。原材料としては輸入食品についてはほとんど使っていないという認識をしております。

現在、学校給食において塩竈市で製造されているかまぼこやノリ、ワカメ、魚などの地場産品の利用率は、何らかの形も含めまして大体3割程度使用しております。それからご飯については、市内の業者に委託しておりますけれど、これは全部米は宮城県産米です。野菜については、宮城県産の野菜は緑黄色野菜、例えば葉物について約25%などを県内産を使用しておるところでございます。

今後、やはり私どもとしては塩竈の特色である魚やかまぼこを使った献立を提供しながら、特にかまぼこについては水産加工連の、かまぼこ連の方々からも協力をいただいて、塩竈でつくられたものを子供に提供してまいりたいとは考えております。

地場産品を利用した献立には、先日の教育フェスティバルの際にも皆さんにご試食いただきましたけれども、塩竈汁を初め、塩竈サラダ、マグロカレー、カツオイン麻婆など数多くの地場産品を取り入れた献立を児童生徒に提供しておりますし、今後とも県産品、塩竈市産品のものの割合をふやしていきたいと考えておるところでございます。

次に、アレルギー対策についてお答えします。

本市の学校給食におけるアレルギー対応は、各学校において除去食、代替食を提供しております。食物アレルギーを持ち、何らかの対応をしている児童・生徒は全児童生徒の5.8%に当たり、年々増加の傾向にあります。

対応に当たっては、小学校入学時の健診や入学説明会で、アレルギーの申し出のあった保護者と養護教諭や栄養士と個別に面談を行います。そこで必要な書類を保護者に配付し、主治医の指導を踏まえて、その症状と対応を十分理解した上でアレルギー対応の申請書の提出をしております。その申請書に基づき、栄養士が詳細な献立の使用食材一覧を作成し、担任を通して保護者へ確認をとりながら給食を提供しているところでございます。しかし、複数のアレルギーを起こす原因食品があり、学校での対応が難しい場合には安全を考え、弁当持参を保護者をお願いしている場合もあります。

なお、現在そのアレルギー対応食については、現在の調理員にプラス栄養士を加えた人数で対応しておるところでございます。今後も食の安全を最優先に考え、対応に不安や危険が伴わないよう、保護者との連絡を密にとりながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 2回目の質問を行います。

最初に防災・安全対策についてですけれども、やっぱり仙台の施設の火事で、その以後施設の責任者からの新聞の記事なんですけれども、対応が出てましたけれども、不備として防火壁とかですね、排煙装置に問題があったと、そういうことも言うておりましたし、防災カーテンというんですかね、燃えないやつなんですけど、そういうものはきちんと完備はしているけれども、患者さんの持ち込んできたそういうものについては、やっぱりなかなかできないのがあると。

それと、やっぱり塩竈のある施設でよく聞いてきたんですけれども、塩竈でもそういう防災カーテンというんですかね、燃えないようなそういうものには一定の配慮はしていると、だけれども本人の持っているものは、やっぱりなかなかそういうことはできないし、塩竈でもたばこを飲む入所者もやっぱりいるんだと言うておりました。それで、その場合はちゃんとたばこを飲む部屋を職員の目の行き届いたところといいますかね、そういうところにちゃんとして、灰皿とかちゃんと置いているんだと。仙台の場合は、ベッドの上にもたばこの吸い殻があって、そこからの火事だったというような話も塩竈の施設の方は言てましたが、やっぱり仙台で2階建てで、あれだけけがと言っても、さほどの煙を吸ったことも一つのけがの1人として数えるんだと言うてましたけれども、そういう点で済んだことは不幸中の幸いといいますか、幸いというか、そういう不幸の中でもそれで済んだことには安心してると。塩竈の場合でも、そこは平屋建てだったんですけれども、やっぱり3人でこれだけの収容者がいたときにどうしたらいいのか、もう一度改めて自分たちも点検を含めて計画の練り直しをしていきたいというふうなことも言うていました。

先ほど市長の答弁にもあったんですけれども、そういう防災計画とかそういうものも一定話されたんですが、やっぱりそういう面での管理、指導とか改善策について、何かまたつけ足すものがあればお願いしたいというふうに思います。

それから、学校給食と保育所の給食の問題についてですが、地場産品、県内産も相当努力して取り入れていただいているということには感心しております。それから、できるだけ県内産といいますか、そういうものを使って安心・安全な給食をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それでアレルギー対策についてですが、先ほど教育長は「一定の除去するために努力をし

ている」ということを言っていたんですが、私はやっぱり何でこの問題を取り上げてきたかという、前にも多分決算でもうちの方の議員から質問があったと思うんですが、ある学校でアレルギーの子供がいて、私は啞然としたんですが、そういう子供に対して「アレルギーが入っているものは隣の人に食べさせて、その時はあなたは食べないで我慢なさい」と。次の日に、その子供から、隣の子に与えたその子から「きのうは食べさせてもらったので、きょうは私のを食べなさい」とか、そういうことを先生が言うっていうんですよ。だから、やっぱりね、今教育長さんが言われたのはご無理ごもつともな答弁だと思うんですが、実態はそういうところもあるんですよ。それから院長先生もおられるんですけども、アレルギー疾患の子供というのは、次の日、その晩とかね、相当大変な状況になるというものですよ。

私もうちの子供も保育所でね、清水沢保育所当時に、それこそ20年前ぐらいからお世話になっているんですが、そのときも清水沢の保育所でもやっぱりアレルギーだったもので、アレルギー食を除いたものを食べさせてもらって、保育所退所すると同時に学校に入ったときはアレルギー食がなくなりましたよ。だから幼児期にそういうものをきちんとやれば、できると思うんです。だから私はね、こんなことを言うと失礼、申しわけないんですが、保育所で生かされたというふうに思ってますよ。うちで双子の子供が2人ともそうだったんですから。そういうふうね、やっぱり幼児期にやるというのがいかに大切かと。それで学校にまで引きずっているのは相当重と思うんですよ。ですからね私、教育長さんに勧めるわけでないんですけども、責任ある立場としてね、やっぱり学校給食を改めてアレルギーの問題について真剣に考え直していただきたいというふうに思います。

それから福祉灯油なんですけど、ことは確かに昨年から比べれば店頭価格で、先ほど市長さんが1,480円ぐらいと、県内平均と言ってましたけれども、灯油だけの問題ではなくて、やっぱり世界的に言えば金融危機から始まった原油の高騰、それから塩竈でも燃料に対する助成とかいろいろ配慮していただきました。確かにそういう面では、その当時から見れば灯油価格は昨年度よりは下がっていることはあると思います。だけれども、上がった物価はなかなか下がらないんですよ。そういう中で生活困窮者自身が訴えたのは何かというと、去年のように福祉灯油としてやっていただければ、一つの生活の糧として自分たちにも励まされることあるんじゃないかと。そういうことがあるのでね、私は改めて福祉灯油という形にはなると思うんですが、生活困窮者に対する支援の一つとして助成することはできないのかどうか、その点も伺いたいというふうに思います。

それから、福祉施設で働く労働条件の改善の問題ですが、介護施設よりも障害者施設で働く人たちの給与というのはずっと低いんですね。それで結婚したくてもなかなかされないとか、2人で働かないと生活できないような状況だというのは、私も自分のうちの息子も福祉施設で働いているんですが、やっぱり生活できるような給料ではないというのはわかっております。28になってようやく相手と一緒に、ともにやろうということで結婚したんですけれども、それでも2人で足して1ぐらいなんですね。ですから、やっぱり実態はそうだとすることもひとつ頭に入れておいていただいて、それから福祉介護関係の方でも、今度3%の報酬で2万円ぐらい上がると。だけれども、上がっても給与の方に回るということはまずないだろうと、すべてが。幾らか回ったにしても事業経営が大変になってきていると、赤字になっている部分もあるし、そういうところに回さざるを得ない場合もあると。それと、正規職員を非正規に変えてしまうと、そういうのが実態としてあるということも語られておりますので、その点なんかについても国にきちんと働きかけると、そういうことをぜひお願いしたいというふうに思います。

それからワークシェアリングの問題なんですが、確かにいろいろ高校生の卒業生の中でも、アルバイトをそのまま継続してね、やって就職活動をしていくという場合も聞いております。確かに市長さんが言われたように、そういう方もいると思うんですが、ただ宮城県の高등학교労働組合で集計した今年度の高卒者の推定内容なんですが、新聞報道では宮城県だけは入ってなかったんですが、聞いて集計は済んでいないだけけれども、大体今60%台ではないかということを書いていました。ですから、まだまだ今の経済状況がどう変わるか、雇用のこういう不安定な中でね、経営も厳しくなっているということもありますので、そういう人たちのところに配慮する意味でも、ワークシェアリングの一つの持っている力、そういうところで学ぶこと、研修することが次の就職にとってプラスになるようなことにされているとは思いますが、もっともっと魅力があれば1年間そういうところで学んで、きちんと次の就職に生かされてくるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それから内定の取り消しなんですが、うちの3番目の息子なんですけれども、大学に行っていて、友達がやっぱり内定取り消しを受けているんですね。やっぱりそういう人たちがいて、実態ね、うんと困っているっていうんですよ。結局今になって就職活動をしなきゃならないというね、そういうところが出て、物すごく不安になっているっていうんですよ。今卒論を

書かなきゃならない時期に就職活動をまたしなきゃならない。親にどうしたらいいか、これ以上世話になるのも大変だというようなね、そういうことも言われております。ですからね、やっぱりこういうことも含めてありますので、ぜひとも市の職員の採用で、ことしは何とか6人前後かなという言い方をしているんですけども、できるだけ働けるような環境と枠組みをぜひ拡大していただきたいというふうに思います。

最後に場外馬券の売り場なんですけど、私は6月の議会で質問したときに、市長さんが言っていた渋滞問題、それから中央競馬会に行ったときにどういう話をされてきたのかということも、ある程度聞いてはいたんですけども、やっぱり実態を調査して、市長さんはそれなりに酌んでいると思うんですけど、やっぱり推進するということには変わりはないんだというふうに理解しました。

ただ、先ほど紹介したように仙台の12月議会で改正する条例が2件出されたということの内容の一つに、やっぱり山田地域と小田原四丁目の開発ですね。あそこの山田地域というのは前にも場外馬券売り場を設置するというので、住民とかPTAとかですね、そういうところ学校関係者なんかも含めて反対運動ができたということもありました。それからもう1カ所あるんですけど、仙台の場合は東口を中心とするところでの場外馬券売り場の設置という動きがあって、それもその当時の市長さんは「仙台市は学徒のまちだ。そういう意味で場外馬券売り場、ギャンブル施設は仙台にはそぐわない」という前提の上にあったことは間違いないというふうに思います。

だから、今度の12月議会でそういう点が提案されているわけですので、やっぱり私は市長さんは仲卸の人たちが含めて活性化のためには言っているようですけども、本来なら塩竈のまちをどうするのかということでの議論を市長さんは随分してきたというふうに思います。安心・安全な塩竈をどうつくるか。それから魅力ある塩竈をどうつくるかということを再三述べられてきておりますが、私は県内に住んでいる方で、塩竈についてこういうことを言っているんですよ。「場外馬券売り場などを考えるよりも、水産業にとって、そして国際的にも年々厳しくなっている中で、本当に塩竈をどうしていくのか、なかなか見えてこない。すぐれた名所や文化的に貴重なものが数多くありますので、調和のとれたまちづくりを目指すことではないでしょうか」ということも、そういう話もされております。ですから、改めて市長さんはそういうところも考えた上で、私はいろいろ言っているということ間違いないと思うんですけど、それでもやっぱりぜひとも場外馬券売り場については、慎重にぜひやっ

ていただいて、反対する表明をいただければと思うんですが、なかなかそうはいかないんですけれども、また改めて聞きますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（志賀直哉君） 棟形健康福祉部長。簡潔にね。

○健康福祉部長（棟形 均君） それでは、一番最初の防災の関係についてお答えをいたします。

防災の関係については、個人の、例えばたばこの関係につきましては十分注意を喚起しながら、今後とも施設長の会議等々ありますので、そういった部分でなお周知をしたいというふうに思っております。

それから、灯油の関係につきましては、大変恐縮ですが先ほど答弁した内容ですので、ひとつご理解をいただければというふうに思っております。

3番目の雇用の条件の関係について、ご質問ございました。介護施設、それから障害者施設につきましては、確かに議員のおっしゃるようにな大変な状況になっているということでもありますので、こういった意味でもすぐれた人材の確保でありますとか、賃金を初めとする処遇の改善につきまして、全国市長会にこれまでも重要事項、要望ということで要望しておりますし、これからもなお要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 学校のアレルギー食につきましては、今後とも調理をする料理員、栄養士のみならず、全教職員で食物アレルギーの研修等を深めながら、万全を期してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（志賀直哉君） 三浦総務部長。

○総務部長（三浦一泰君） 私から、まずワークシェアリングの関係で、県内高校生の就職内定率の状況でございますが、11月末時点で60.3%というふうに把握をさせていただいております。

それから、高校生の内定取り消しの事例等でございますけれども、これは県内においては現時点ではそういった事例はないということでございますが、なお注意してまいりたいというふうに考えております。

それから、本市の職員の採用枠でございますけれども、先ほど市長からご説明がございました採用枠につきまして、きちんと採用できるよう今後とも努めてまいりたいと、そのように考えてございます。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 2番中川邦彦君。

○2番（中川邦彦君） 市長さんが答弁ないのであれば、1点だけ伺います。

利府中インター線上にある場外馬券売り場の問題ですが、そこにあるパークアンドライド、そこはJRAに貸すんですか、貸さないんですか。その点だけ聞いておきます。あったらば、その点どうなんですか。

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 先ほど申し上げさせていただきました。パークアンドライドというんだそうですが、パークアンドライド、どっかにとめて、そこからまたシャトルバス等で輸送すると。で、JRAにおきましてはそういった方策も今種々検討中であると、具体的にどこということではなくて、パークアンドライドによる市内への交通量の減少というようなことも県警本部との話し合いの中で、今議論されていると。先ほど申し上げましたように、具体的にどここの場所ということについては、まだ我々の方には説明がされておきませんので、説明がございましたら、また議会の方にご説明をさせていただきたいと思えます。

また、場外馬券売り場につきましては、議員の方から大変いろいろご質問いただきまして、我々も今後誠意を持ってお答えをさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。

再開は15時5分といたします。

午後2時47分 休憩

---

午後3時 5分 再開

○副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。19番鎌田礼二君。（拍手）

○19番（鎌田礼二君）（登壇） ニュー市民クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願ひいたします。本日は質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。皆様に感謝を申し上げます。早速質問に入らせていただきます。

まずは、市長の政治姿勢についてお聞きいたします。

塩竈市立病院の今後のあり方審議会の答申を受けて、来年1月に改革プランが策定されるようであります。答申書を読まさせていただきましたが、どうも私には思い切った改革が行われるようには思えません。これまで議会で何度も質問を受け、また過去に全員協議会も開

催されていると聞いております。現に私も事あるたびに、市立病院について質問をさせていただきました。「何らお金もかからない意識革命が大切」と何度もこの場で言わせていただきました。しかし、対応して意識革命がなされたと思われることは一切ありませんでした。

市立病院の累積赤字を見ますと、一朝一夕にしてできたものではありません。失礼ではありますが、今回の答申書を受けて改革プランで黒字化し、今までの累積赤字を解消することはかなり可能性が低いと私は思っており、むしろ今回の処置は結果を先送りするだけで、ますます累積赤字をふやす結果になるのではないかと心配をしております。

どうでしょうか、市立病院はどうなるのでしょうか。市長は市立病院をどうなさるつもりなのか、方向性だけでもお聞かせください。

過日、市当局より今後の市立病院と魚市場への繰り出しについて、計画案が出されましたが、財政健全化法への対応策で市立病院については特例債により13億円借入、魚市場については一般会計から約2億7,000万の繰り出しによる累積赤字の解消をしようとするものです。これについてはある程度は理解できるものの、その後一般会計からの繰り出しによる支払い計画があることについては理解できません。最初から市立病院を黒字化し、市立病院の手で今までの累積赤字分を支払うという計画でなく、一般会計からの繰り出しで支払うことはおかしいのではないのでしょうか。これは改革の意思がないとしか思えません。やはり改革を進め、市立病院や魚市場が黒字化を図り、累積赤字を少しでも努力して返済していくという形が市民に納得してもらえる形ではないのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

次に、豪雨対策についてお聞きしたいと思います。

藤倉二丁目の方より、豪雨について相談がありました。どうも雷雨などの急激な降雨時に、局地的な洪水が生じて困っているとのこと。現在塩竈市では、雨水排水のポンプ場の建設で、現在は時間当たり40ミリの降雨量に対する対応ができ、将来的には10年に1回あるかないかの時間当たり52ミリに対応できる能力になると聞いております。ちょっと待っていただけますか、原稿がちょっとずれてしまいました。

ことは全国各地で発生したゲリラ豪雨のニュースがたびたび報道されました。幸運にも塩竈にはなかったものの、温暖化のせいでしょうか。いつ、どこに起きても不思議がないのが最近の気候です。

私が問題視したいのは、塩竈市内どこでもそういった話が聞かない中、藤倉二丁目のこの地区だけは大変な思いをしていたということです。この実態、事実を市当局では把握してい

たのでしょうか。また、こういった豪雨に対する対策や今後の計画がありましたら、お聞かせください。

豪雨関係で、清水沢貯留地についてお聞きしたいと思います。

勝手に私は清水沢貯留地と思っておりましたが、泉沢調整池というそうであります。この泉沢調整池ですが、かなり雨が降った場合もこの調整池がいっぱいになったのを見たことがありません。また、水かさがかなり上がったということも聞いたことがありません。大雨が降った際の水溜ですから、水かさが上がらない方が安全・安心なわけですが、私が心配しているのは設計ミスとか、調整池はあるものの、そこへ雨水が流入せずに直接下へ流れてしまうというようなことがないのかどうか、心配しているわけです。いかがでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、市道と公園関係について、樹木管理についてお聞きいたします。

清水沢公園の東側と南側、そして西側の樹木ですが、枯れ葉の落ちる時期に、付近にお住まいの人たちは、毎朝落ち葉の掃除や側溝が落ち葉で詰まるなどと、かなり大変なようです。毎朝自分の家の周りだけでごみ袋三つになると言っておりました。南側と西側についてはイチョウの木が、そして東側についてはケヤキが伸び放題になっております。地球環境的にはいいと思いますが、伸ばし放題では周りの人たちが大変ではないでしょうか。公園内は伸ばし放題でも構いませんが、せめて道路沿いについては枝を整理するなどの剪定が必要なのではないでしょうか。市内各所のこういった街路樹や公園の管理について、どうなされているのかお聞かせください。

次に、廃屋への対応についてお聞きいたします。

高齢化が進んでいる塩竈市だからでしょうか、市内各地で廃屋が目立ちます。この廃屋、きちんと定期的に草取りや家屋の整備がなされているものについては大した問題はないわけですが、明らかに管理がなされていないものが多数見受けられます。こういった廃屋は防犯上、また防災上も問題あるのではないかと思います。市当局ではこういった廃屋現状を把握しておられるのでしょうか。また、この廃屋への対応についてお聞かせをお願いします。

最後に、教育関係についてお聞きいたします。

最近、大塚 貢さんという方を知りました。この大塚 貢さんは上田市の教育委員長を務められた方で、まち全体の小中学校の非行・犯罪をゼロにし、学力も全国平均を上回る優秀なまちにした方です。その必要な改善は三つだそうで、授業、給食、そして花づくりでした。

塩竈については、この授業改革、給食の改善、そして学校内に潤いといやしが感じられる花壇づくりに力を入れていただきたいわけですが、今回は特に給食の改善を提案したいと思います。

この中では、給食についてはご飯、魚、野菜中心の給食への改善に取り組んだことです。宮城県は米どころであり、塩竈は魚と社のまちですし、近郊では新鮮な野菜がとれます。この立地条件を生かして給食を米飯に、そして野菜と魚中心の給食に変えてはどうでしょうか。塩竈市の給食の魚や肉、そして野菜の使用実態についてお聞かせください。また、今後の給食を米飯、そして野菜と魚中心のメニューに変えることについてのご意見をお聞かせください。

また、教育関係について浦戸二小と浦戸中学校の教育成果についてお聞きいたします。

11月1日に壺番館遊ホールで開催された演劇自主公演「とーんび まわれー まわれー」ですが、小中学生全校生徒が一致協力して作り上げたすばらしい演劇を見せていただき、ありがとうございました。私はとても感激をいたしました。この浦戸二小と浦戸中学校の取り組みは大変すばらしいもので、市内はもとより県内、全国に発信すべきものではないかと思いますが、いかがでしょうか。余り誇れることの少ない塩竈のイメージアップに大いに貢献するものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、私の1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から5項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、市立病院の今後につきまして回答申し上げます。

初めに、本当にこの市立病院の今後のあり方につきまして、すべての議員の皆様方から大変なご心配をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げますところであります。

全国的に見ますと自治体病院、例えば国の医療制度改革による診療報酬のマイナス改定でありますとか、あるいは医師の臨床研修が始まったことによる医師不足というような影響を受けまして、残念ながらその約8割が赤字経営に陥るなど、これまで地域医療を支えてきた公立病院が大変危機的な状況に置かれております。こうした状況を踏まえまして、国は公立病院改革ガイドラインを設定し、自治体病院が地域医療で果たすべき役割の明確化、さらには経営健全化を図るための改革プラン策定を義務づけます一方、医師不足等で生じた不良債務の解消を図るための特例債の発行を今年度限り認める措置が講じられたところでもあります。

本市におきましても、改革プランをつくるため市立病院の今後のあり方審議会を設置してご議論をいただき、院内では医師を含めた各部局の代表による健全化会議を設置し、病院の存続をかけた議論を行っているところであります。改革プランの策定に当たりましては、医師みずからが率先して地域医療のあり方や病院経営について真剣に議論いたしているところであり、健全化会議の検討結果につきましては医局会議ですべての医師に対してご説明し、医局の理解を図りながらプランづくりを進めているところであります。

先ほど「意識改革が」というお話をいただきましたが、そういった部分での意識改革がようやく図られつつあるのかなと思っております。さらに、プランの策定と同時に例えば二次救急患者の受け入れをふやすために、仙台医療圏の例えば仙台医療センター等の三次救急病院への支援連携を働きかけますとともに、消防事務組合へ出向きまして、救急受け入れについての実態調査を行う等、きょうからでもできる取り組みを具体的に進めているところであります。その結果、年度当初では120人台でありました入院患者数、夏場から徐々に増加をいたしており、11月ではおかげさまで150人、病床利用率は161床換算で90%をおかげさまで超える状況となるなど、健全化に向けた病院職員の意識と行動がようやく変化をし、新たな第一歩をみんなで踏み出そうという意識が感じられるようになってまいりました。

経営健全化に向けた病院としての責任であります。当然のことであります。市立病院は市民の健康増進のために設置をされているものであります。若干不採算部門でありましても、地域として必要な医療をしっかりと提供させていただくことを使命とする自治体病院であります。今後ともこのような姿勢をしっかりと貫いてまいりたいと思います。

残念ながら、診療報酬のたび重なるマイナス改定に象徴されます国の医療費抑制策や、医師不足の問題などにより生じた不良債務を、できるだけ病院の努力で解消できないかという取り組みを今始めたところであります。議員ご指摘のように、単年度の収支均衡という目標自体がかなり高いハードルではあります。しかしながら、医師を初めとする職員が一丸となって実効性のある計画づくりに取り組み、相当の困難を乗り越える覚悟で経営改善に向けた努力をなお一層続けてまいりたいと考えております。市立病院、この地域に不足しておりますさまざまな医療を提供することを使命とさせていただいており、今後ともその役割をしっかりと果たしたいと考えておりますので、多くの市民の皆様にも公立病院としての役割をご理解いただけるような努力をいたしてまいります。

当然のことではあります、病院管理者、塩竈市長であります。大変大きな責任でありま

すので、私も改革の先頭に立って努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、一般会計からの繰り出しについてご質問いただきました。

病院事業会計の不良債務につきましては、今申し上げたところであります。平成元年に一時は解消することが目前となりましたが、その後常勤医師の開業による退職、あるいは研修医制度による医師不足、診療報酬の引き下げ等々により総務省が定める基準内繰り出し、本市が独自に定めた政策医療に対する繰り出しを行ってもなお、残念ながら不良債務が増加をいたしてまいりました。今年度に策定する病院改革プランはこのような状況を抜本的に解消し、市立病院再生の大きな機会となるべきものであると認識をいたしております。

現在、院内では審議会の答申をより実効ある形で具体化するために、さまざまな検討を行っておりますが、16年度から始まりました医師の研修医制度で一層顕在化した医師不足を要因とする不良債務につきましては、国が特例債の発行を制度化しておりますので、ぜひこの制度を活用させていただき、資金収支の改善を図りたいというふうに考えているところであります。その後は改革プランに基づき、健全な病院事業経営を推進をいたしますとともに、その他の不良債務の早期解消も目指してまいりたいと考えております。

魚市場会計についてであります。

国際的な漁獲量削減という逆風の中ではありましたが、経営の健全化を図るために漁船誘致、あるいは給水手数料の見直しなど業界ともどもの経営改善努力を積み重ね、ようやく平成18年・19年度では単年度収支を黒字で計上することができました。しかしながら、魚市場使用料に比較して多大な累積赤字を魚市場事業の経営で解消するのは、なかなか困難でありますことから、昨年12月、この赤字を一般会計からの繰り出しで、平成25年度までに解消する方針を議会に説明し、去年度の繰出額を議決いただいたところでございます。

その後、財政健全化法の一部施行に伴う指標の公表が行われ、19年度決算において連結実質赤字比率が生じているのは、残念ながら県内で本市を含む2団体のみであります。さらに公営企業の資金不足比率で不足が生じた4事業の中では、本市魚市場事業特別会計が290.5%と最も高く、次いで市立病院会計が97.4%となり、20年度決算からの法の本格施行を控え、赤字の早期解消の必要性が改めて浮き彫りになったところであります。また、県で行います漁港岸壁改修工事に伴い、本市が上屋の撤去、再構築が必須の状況になってきておりますが、そのような周辺の変化にも的確に対応できますよう、今回累積赤字を20年度で全額解消させていただけないかというようなご提案をさせていただいたところであります。

両会計ともに収益の確保や支出の見直しに最大限努めているところでありますが、そうした努力を重ねてもなお発生する赤字につきまして、市民生活や他の産業振興にできる限り配慮した上で、水産都市塩竈の基盤となる魚市場事業、高齢化社会に対応した地域医療、そして市民の生命と健康を支える病院事業を継続する観点から、今回大変心苦しいお願いをさせていただいたところでありますが、このような繰り出しが地域医療であり、水産業の活性化につながり、多くの市民の皆様方に努力をいただけるよう一生懸命の努力をいたしてまいります。

次に、豪雨対策についてご質問いただきました。

藤倉地区の豪雨対策であります。藤倉一丁目の水路かと思いますが、この水路は藤倉一丁目町内の最南端と北浜地盤国有公園に沿って位置し、古くから雨水排水路として利用され、降雨時には国道45号に隣接する藤倉第2ポンプ場を經由して、塩釜湾に排水するための施設でございます。

近年、議員の方からもお話をいただきましたとおり、全国各地でいわゆるゲリラ豪雨が発生をいたしております。定義といたしましては、直径10キロから数十キロの範囲に1時間当たり50ミリを超えて降る雨を指し、現在の気象予報技術でも降雨地域や雨量の測定がなかなか困難な場合が多いのが特徴であります。

藤倉地区の雨水対策につきましては、現在整備を急いでおります藤倉雨水ポンプ場が来年3月にはいよいよ供用開始いたします。これにより新浜町地区、藤倉地区におきましては1時間当たり41.5ミリの雨を排除できることになり、5年に1度の大雨に対しましても十分安全が確保できることとなります。長年の懸案でありました藤倉や北浜地区の浸水被害は大きく改善されるものと考えております。

次に、泉沢調整池であります。本市は丘陵地の急激な宅地化の進行とともに、その土砂による海岸の埋め立てによりまして、現在では市街地の60%が埋立地で形成されております。このような本市の特徴ある地形の中で、洪水対策であります。このような60%の平地に降りました雨については、速やかに海に排除すると。また、上流域の山地に降りましたものにつきましては、下流が安全になります期間、一定程度貯留をしていただくというような大きな洪水対策の計画を策定させていただいております。

こうした観点から、一時的に貯留するためのため池が議員ご指摘の泉沢調整池であります。この調整池は、小規模のダムというふうにご理解をいただければ一番おわかりがいただきや

すいのかなと思います。平成7年に整備に着手し、平成9年2月に完成をいたしております。この調整池は10年に一度の大雨の根拠、52.2ミリに対応するための施設として、上流域であります清水沢排水区の集水面積が約83ヘクタールからの雨水を、2万1,000立米、2万1,000トンとも呼んでおりますが、2万1,000トン貯留する能力があり、下流域の栄町や西町、本町の浸水防止の重要な役割を担っているところであります。

この調整池の完成後における大雨の記録ではありますが、平成14年7月11日、時間雨量が42.5ミリというのが最大であります。幸いにして、まだ計画を上回るような降雨や降雨継続時間というものはございませんので、今まで、今日まで調整池が満水になったというような現象が発生していないということであります。今後とも総合治水計画に基づきまして、このような貯留施設が適正に管理されますよう、なお努力をいたしてまいりたいと考えております。ご質問の、ほかの流域に流出しているのではないかとといったようなことについては、ないということをご報告をさせていただきます。

次に、公園及び街路樹の管理についてご質問いただきました。

清水沢公園の地域ボランティアの実態の把握についてであります。清水沢公園の近隣にお住まいの方々が常日ごろより、落ち葉の清掃に大変なご協力をいただいていることにつきましては、改めて感謝を申し上げる次第でございます。落ち葉清掃や除草につきましては、多くの地域で献身的に行っている多くの方々がおられますほか、市民清掃にご参加をいただいております町内会の方々にも、このようなご協力をいただいているところであります。また、町内会等の35団体の方々と維持管理協定を結び、清掃に携わっていただいているところでございます。

市といたしましても、路面清掃等について市内循環を行う中で、随時路面の落ち葉清掃を行っておりますが、やはり引き続き地域の方々のご協力に負うところも大でありますので、今後ともよろしくご協力をお願い申し上げます。

また街路樹の剪定についてであります。街路樹の維持管理につきましては、年間を通じ剪定・消毒・除草・清掃作業を行っております。剪定につきましては、常緑樹を4月から9月にかけて、落葉樹は10月から3月に行い、消毒は害虫が幼虫の時期の6月・7月にかけて、すべての街路樹について行っているところであります。除草は冬期間を除き、極力行なわせていただくことといたしております。引き続き街路樹の適正な管理に努めますとともに、市民の皆様方から寄せられます街路樹の葉が茂るころの「看板や標識が見えにくい」、

あるいは「害虫が発生した」、さらには「落ち葉が住宅敷地内に舞い込む」など、さまざまな苦情に対しましては、その都度適正に対応させていただきたいというふうに考えているところであります。

次に、廃屋についてご質問いただきました。

このことにつきましては、周辺にお住まいの多くの皆様方から苦情や要望が寄せられておりますが、年々増加の一途であります。我々といたしまして大変苦慮いたしますのは、こういったものが個人の財産ということであります。勝手に立ち入ることについては私権の侵害ということになるわけでありますので、最大の留意をしながら我々も対応させていただいているところであります。

しかし長い年月が経過し、空き家状態となってしまったものの中には、所有者や相続人の死亡などによりまして適正に管理すべき方を特定することすら困難な場合も数多くございます。昨年からことしにかけては、このような状況を踏まえ、消防署と本市で2回にわたり廃屋対策会議を開催し、町内会のご協力もいただきながら廃屋の現況調査を行いました。その結果、東部地区で16棟、西部地区で20棟、南部地区で34棟、北部地区で60棟、浦戸地区で24棟、合計154棟が確認をされております。これら154棟の中には適正に管理されている空き家もありましたが、1棟1棟の写真、位置図、所有者等を調査し、台帳として整備をさせていただいたところであります。なお、今後はこの台帳をもとに所有者に対して適正な管理をお願いをするとともに、消防署を初め関係各課と情報共有を図りながら、日常の点検や台風・強風時のパトロールの際に役立てていきたいと考えているところであります。

最後に、教育関係についてご質問いただきました。

学校給食における食育についてのご質問でありました。本市におきましては、平成20年度から食育推進計画を策定し、学校を初めとする各現場におきましては各種の取り組みを進めさせていただいているところであります。

また、平成17年度に行いました浦戸第二小学校と浦戸中学校の一貫的教育を目指した併設と特認校への移行につきましては、おかげさまで一定の成果をもたらしているものと考えております。議員にもごらんいただきました「とーんび まわれー まわれー」のほか、過去におきましてこのような地元で題材をとった劇に挑戦していただき、多くの成果を上げておりますことにつきましては、私も大変感激をいたしているところであります。このような取り組みにつきましては、詳細を教育長からご説明をいたさせますのでよろしくお願いを申

し上げます。

私からは以上でございます。

○副議長（今野恭一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） では、私の方から学校給食の取り組みについてお答えいたします。

現在、塩竈市内の小中学校における米飯の部分については、塩竈市内の委託業者の方をお願いしております。ここは一つしか業者がありませんので、市内児童生徒、教員の分と1回5,000食ぐらいなんです。ただ、その業者七ヶ浜、また、松島の学校給食も米飯をやっておりますので、一つしかない部分でそういうことで市内一斉には当然できませんので、調整をしながら米飯給食の提供をお願いしているところでございますけど、塩竈市内としては小学校年間175回、中学校169回、3年生は160回ですけど、その中で米飯給食は去年は70回を米飯給食しております。しかし今年度、その業者の方にもお願いしまして、回数をふやしてもらいました。7回ほどふやしてもらいました。今後もその業者の方と話し合いをしながら、米飯給食をふやす方向で今話し合いを進めておりますけど、そういう業者等の問題もありまして、できかねる部分もありますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、魚を活用した給食でございますけど、先ほどもお話ししましたけど、塩竈市内の魚関係については3割程度、献立の3割程度使っております。しかし例えば、カレーの中に肉を入れるかわりにマグロを使用したり、また麻婆豆腐の肉のかわりにカツオを使ったりとか、そういう献立をしながら子供たちに魚食について普及しております。また、月見ヶ丘小学校ではマグロの解体を水産業界の方のご協力を得ながら、直接子供たちの目の前でマグロの解体をしていただいて、それによって塩竈汁等を食べる機会をふやしたという、そういうことで普及に努めておりますけど、今後とも地産地消という観点からも、塩竈市内の魚食を中心とした献立などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、浦戸二小・浦戸中学校ですけど、まず先ほど市長から話しましたように浦戸第二小学校と浦戸中学校併設しまして、小中一貫で教育を進めておりますけど、議員お話がありましたその取り組みを全国に発信したらということですけど、これについては前年度末に全国的な教育月刊誌に掲載されております。それからもう一点は、この浦戸の取り組みについて浦戸の学校で積極的に全国的な学校の研究に対しての研究論文の募集がありますので、それにも募集しました。残念ながら入選はしませんでしたけど、そういう形で全国的にこういう取

り組みをしておりますということで発信している現状で、今後ともそれについてもいろんな機会、例えば今回も全国的ではありませんけど、今度の取り組みについても仙台の会場でもやったり、また管内の教育長部会でも「浦戸の子供たちがこういうことをやります」ということで宣伝をしてきておるところでございます。

以上です。

○副議長（今野恭一君） 鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 丁寧なご回答ありがとうございます。

まず、市立病院と魚市場についてですが、私が言わんとするところは一般会計からずっと繰り出していくという形がね、やはりやる気がないんじゃないかということをおは指摘したかったわけなんですけど、いろいろ改革をやられているようでありまして、この今後の改革に期待をしたいと思います。

その金額のことなんですけど、市立病院については約21億ですか、それから魚市場については約3億近くと。合計しますと24億になるんですけど、これ市民1人当たりの数で割りますと、約4万ちょっとというふうになります。それから税を納入している人が約半分だろうというふうに考えると、8万ぐらいの負担になるんですね。やはり結構な負担でもありますし、この改革に大いに期待したいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから豪雨対策ですが、これは末端の方のポンプ能力については私も話を聞いて納得はしているんですけど、そこまでの経路といいますか、そこであふれているというところがあるので、そこを現状をちょっと見ていただきたいなというふうに思ひます。問題はやはり排水能力といいますか、側溝の能力とかその辺が大きな要因なのかなというふうに思ひます。

方法としては、それを量的なアップを図って流すという方法と、それからやはりそこに水を流さない、雨水を流さないという貯留システムがありましたが、これの普及をぜひ図っていただきたいなというふうに思ひます。あそこですと松陽台地区と、それから梅の宮地区からどっと流れるんだらうと。その水の流れが高低差で、高いから流れないというところではなくて、水の通路になるということで洪水の被害を受けているようなので、その辺の現状把握をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから先ほどの話に戻りますけれど、宅内の貯留システムについてはことしの予算で半減されましたけれど、来年の予算ではぜひもとに戻していただいて、ぜひともこういった対策に力を入れていただきたいというふうに考えます。

それから、樹木の関連ですが、努力されているというのは、定期的な整備をされているというのは今お聞きしましたが、どうもですね清水沢の公園のあのエリアの部分ですか、イチヨウの木についてはそう剪定されたような状況が見られないわけなんですね。1回で全部剪定するのは大変でしょうが、ちょっと計画性を持っていただいて少しずつでも、ことしは南側とか、来年については西側とかですね、分けて少しずつでも改善を図っていただきたいというふうに思います。

それから、廃屋についての対応ありがとうございます。結構な数がありまして、私のすぐ近くで藤倉地区にちょっとがけの上にそういった廃屋がありまして、そこがかなり荒廃しているんですね。その辺がちょっとあれが一番心配だなと、私の近所ではそういうふうに思っているんですが、今後ともこういった持ち主がいなくなったり、自己破産したりで行方不明という方もおるんでしょうが、ひとつ大変なことではあります、防災上必要なことでありますので今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

教育関係についての給食についてであります、この大塚 貢さんという方は、通常の食生活を調べましてですね、やはり肉中心の家庭が多いと。それからコンビニやらそういった弁当なんかにもですね、魚でなくて肉類中心だと。で、野菜が少ないという実態をつかんでですね、給食を変えていったわけですが、米飯給食と絡み合わせてのことなんですが、先ほどお伺いしましたが今後ふやす傾向にあるということで、それはいい傾向だなというふうに思いますし、また魚の消費が進むと塩竈にとっても活気につながるのかなと思いますしですね、今後ともその辺の方向性としては、米飯中心と、米飯の確率を上げると。それから塩竈の魚を中心に使うと。それから近隣の野菜をふんだんに使うという方向性でよろしくお願ひしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（今野恭一君） 菅原建設部長。

○建設部長（菅原靖彦君） 私から、豪雨対策についての2回目のご質問の方にお答えいたしたいと思います。

藤倉一丁目地区の水路につきましては、水路の排水経路といたしましては西側から東側に地盤公園に沿いまして、北側に沿いまして排水経路になっており、現時点では藤倉地区の藤倉第2ポンプ場を経由しまして、国道を横断して海に排水されるという経路になっております。そうでございますけれども、藤倉ポンプ場が整備された来年3月供用開始の予定でございます。

すけれども、その経路について今度整備されます藤倉ポンプ場の排水能力も活用できるような経路にもなってまいりますので、下流域の排水能力の向上ということで、上流側についても改善されるということを想定しているわけでございます。

それとですね、先ほどのご質問の総合治水でも言っております高台でのゆっくり流すということにつきましても、塩竈市としては全国でも先端的に取り組んでおりましたので、大分件数の方もふえてまいりました。地区によっては大分進んでいるところも出てまいります、排水区によりましてはですね。ただ、排水区でばらつきもございますので、議員ご指摘のような地域につきまして、重点化を図りながら進めてまいりたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

それから、街路樹につきましてでございますけれども、年間通して常緑樹、落葉樹につきまして剪定しているわけでございますけれども、状況に合わせたような剪定になりますように留意してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（今野恭一君） 佐々木危機管理監。

○総務部危機管理監（佐々木真一君） 廃屋についてご質問がありましたので、私の方からお答えいたします。

議員がご指摘したところは、藤倉一丁目の20番地内にあります通称藤の台団地のところにある2階建ての建物と思われまます。これは昭和41年ごろに建てられました。市長が答弁いたしました調査した台帳の中にも要注意箇所として記載されております。税務課とも協議したり、登記簿謄本もとりましたが所有者が行方不明ということになっておりまして、なかなか連絡がとれません。今回地元の町内会でも心配してございましたので、消防署の協力もいただきながら、漁網の網をですね一部かけております。この間ちょっと雨が降ってきたので途中でやめました、年内じゅうにはかけたいと思っております。以上であります。

○副議長（今野恭一君） 渡辺教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（渡辺誠一郎君） 学校給食についてのご質問でしたけれども、要望でしたけれども、今後とも米飯給食の比率を高め、地場の魚を中心とした食材を数多く使って、今後とも充実した給食の内容にしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（今野恭一君） 鎌田礼二君。

○19番（鎌田礼二君） 最後にちょっと1点だけ話させていただきます。

豪雨対策の藤倉地区についてであります、あの一丁目という答えですけど、私の認識では

二丁目なわけなんです、梅の宮から下って左手になります。あの辺は二丁目だと思うんですが、幹線から入った部分の細い道路の浸水といいますかね、そこが大変なようであります。ですから、市で把握されているところとはちょっと違うのかなと思いますが、その辺をちょっと確認だけお願いします。

○副議長（今野恭一君） 菅原建設部長。

○建設部長（菅原靖彦君） ご説明申し上げましたのは北浜地盤国有公園の北側、藤倉一丁目の南側というところでの答弁でございましたが、ことしですね、道路冠水のありましたところの、通りの方から1本入る側へ向かっての冠水地区でのことでもあろうかと思えます。それにつきましても、排水の経路といたしましては、先ほどの西側から東側に向かっての経路ということで、第2ポンプ場を経由してということについては同じ流れになってまいりますので、先ほどのようなことを想定しながら対応してまいりたいというふうに考えます。

○副議長（今野恭一君） 浅野敏江君。（拍手）

○9番（浅野敏江君）（登壇） 平成20年12月定例会におきまして、小野幸男議員に続き公明党を代表して質問させていただきます浅野敏江です。市長を初め、ご当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

現在、連日マスコミ等で報道されておりますように、アメリカ発の金融恐慌の大津波は全世界を襲い、師走を迎えた我が国にも押し寄せてまいりました。日本経済はこれまで経験したことのない厳しい状況に直面しております。公明党の太田昭宏代表は、「100年に一度の非常事態。経済政策の理念や理論をしっかりと位置づけ、実態経済へのご入れをしっかりとやっていかなければならない」と発言し、中小企業を守るための緊急保証制度を初め、中小規模企業に対する資金繰り支援策、庶民の生活支援の定額給付等を提言、現在政府与党がしっかりと取り組んでおります。

本市におかれましては、これらの支援策が滞りなく市民の皆様に行き渡るご努力をお願いいたしまして、通告に従い質問させていただきます。

質問の1番目は、広域合併についてであります。

合併についてはこれまでも多くの先輩議員の方々からご質問がありました。多くの市町村は財政上の優遇措置が盛り込まれた旧合併特例法の適用期限が切れる平成17年3月末までの駆け込みを申請しました。さらに平成17年4月、市町村の合併の特例等に関する法律が施行され、市町村合併は新たな段階に入りました。

総務省の集計によりますと、本年11月末の市町村数は全国で1,782市町村になり、10年前の3,232あった市町村に比べると4割以上の市町村が減少しています。明年3月末日まで、さらに1,779市町村まで減少する予定です。総務省のデータによりますと、今後2035年までの日本の総人口は約13%減少の見込みと試算されております。また年少人口は約40%減少の見込み、そして高齢者人口は45%増加の見込みと試算されております。まさに少子高齢化が数字となってあらわれております。特に地方においてはその状況は著しく、あわせて厳しい財政状況が続き、このままでは衰退の一途を免れません。

本市におきましても、平成15年2月、塩竈市・多賀城市・宮城郡・黒川郡内町村の9市町村の首長を委員とし、当時の助役、担当課長を幹事とした未来都市づくり研究会が設置され、ゾーン内の将来像、合併の効果、中核都市の制度、広域行政との調査研究を行っております。平成15年12月に行われました合併に関する住民意識調査では、回答の6割弱の住民が「合併は必要」と認めていますが、その後平成16年7月に中間報告、11月には追加調査と今後の方針が発表され、その結論によりますと「直接住民生活に影響のある国民健康保険税、上下水道料金など行政サービス等の負担に相違があり、課題も多い」、「日常生活圏における自市町村以外の通勤・通学、商圈が仙台に依存されており、9市町村間の結びつきはそれほど強くない」など、すぐには合併に結びつかない内容になっています。しかし、9市町村のくくりでは結びつきは希薄ではありますが、塩釜地区広域行政、黒川地区広域行政ではそれぞれ一部事務組合が組織され、広域行政が年々推進されております。

そこでお聞きいたします。現在、塩釜地区、塩竈市・多賀城市・松島町・利府町・七ヶ浜町の広域行政の実情と課題、そして今後広域行政として必要と考えられる事業がおありでしたらお聞かせください。また、現在仙台・宮城デスティネーションキャンペーンを繰り広げておりますが、今回二市三町共同の取り組み、または関連行事、情報の共有などを図られていたのでしょうか。また、本市及び塩釜地域の集客数、状況などおわかりでしたら、あわせてお聞かせください。

次に、広域合併について市長のお考えと本市の未来における合併の方向性について、ご見解をお聞かせください。未来都市づくり研究会のその後の活動は、現在どのようになっているのでしょうか。当時の各市町村の首長で構成されていた委員の皆様、幹事の皆様も大分交代されており、また現在9市町村における事情も大幅に変化しております。大衡村・大和町においては、宮城富県構想のもと自動車工場基地として一躍注目されております。今後、本市

からも通勤者の方がふえる可能性もあるかもしれません。少なくとも、塩釜地域においては住民の皆様の通学、通勤、商圈、公共施設利用において、ここ数年交通手段を問わず、日常的に塩釜圏の二市三町を一つの生活圏として暮らしているとの結果が、未来都市づくり研究会の資料に明示されております。面積も黒川地域を含めた総面積は566.4平方キロメートルと広大ですが、塩釜地区の二市三町の面積は149.56平方キロメートル、人口は合併しますと約20万前後となります。もはやすべての市町村が独自でフルセットの生活機能を整備することは不可能です。自治体は強いリーダーシップを持って、集約とネットワークの考え方で地域の政策を再構成するときではないでしょうか。

私たち公明党会派は先月愛媛県伊予市にお伺いし、広域合併について設立までの経過と施行以降の現状と課題を学んでまいりました。新生伊予市は当初、一市四町一村の枠組みから任意協議に入り、結果一市二町の合併に落ちつきましたが、その過程の中で、ねばり強い協議会と市民への説明を重ね、問題点を丁寧に洗い出し、広域行政の推進と地域行政の充実との両立を掲げ、地域内分権、行政組織内分権を基本とした行財政改革を行い、地域住民と行政との参画と協働の行政運営を目指し、平成17年4月1日に成立させました。私たちはそれまでの経過を伺い、当局のご苦勞と関係者の熱意に感動いたしました。

生活に必要な都市機能について一定の集積があり、地元の住民のみならず周辺地域の住民もその機能を活用し、交流を深めているここ塩釜地区の広域合併は、定住のための暮らしに必要な諸機能を確保できるとともに、自立のための経済基盤と地域の誇りを養える全体的に魅力ある地域と思われれます。市長のお考えと、今後の二市三町の合併に向けての方向性をどのように位置づけていかれるおつもりなのかを重ねてご見解をお聞かせください。

次に、離島振興についてお尋ねいたします。

これまでも定例会、決算・予算特別委員会などで浦戸諸島の空き家対策などについて質問させていただき、今日数人の方が島に移り住んでいただいているとお聞きしております。その状況と経過をお聞かせください。

私たち公明会派は、本年5月長崎市の伊王島を訪れ、長崎暮らし推進事業を勉強してまいりました。全国で約700万人の団塊の世代の定年退職が始まり、定年後は都会を離れ、自然環境のよい田舎暮らしや農山漁村で暮らしたいと願望を持っている人々が多くいることから、長崎市ではこれらの第2の故郷探しや、U・Iターンを希望する団塊世代をターゲットとした交流促進、定住誘導を進め、活力ある地域社会の形状と地域経済の活性を図っております。

特筆すべきことは、交流滞在型宿泊施設です。交流と長期体験・滞在の施設と農園を整備し、利用1回につき最長10泊11日まで利用できる住宅と、70坪の家庭農園が人気で、夏休みを利用し家族で滞在し、九州方面の観光にも利用されております。また定住型とし、土地は30年間の定期借地とし、住宅は個人で建設と積極的な試みをしております。例えば、現在広島市に勤めているサラリーマン世帯の方がこの地に家を建てられて、週末・長期休暇を島で暮らし、定年後は完全に移住を予定している方がいらっしゃいます。

本市においては、さまざまな法の規制もある浦戸諸島ではありますが、知恵と情熱で減り続けている島人口にはどめをかけ、人口流入を促す攻めの施策をぜひお考えください。市長のご見解をお伺いいたします。

休耕地を復活させようという動きも全国的に進み出しております。本市におきましても後継者がいなく放置された田畑を、地域内外の情報を結びつけ、ネットワークを強化し、棚田オーナー制や市民農園、子供農山村交流プロジェクトの全国展開を呼びかけるなど、また環境整備のための里山整備ボランティアの育成など、市民も楽しみながら参加できる取り組みをお考え願えませんでしょうか。あわせて市長のご見解をお伺いいたします。

3番目に、教育環境についてお尋ねいたします。

初めに、スクールカウンセラーの各学校における現状についてお聞きいたします。いわゆる臨床心理士、児童心理士等の専門の方が現在本市においては何人ぐらいいらっしゃって、小中学校に配置され、どのような対応をされているのか、その実態と成果についてお聞きいたします。

文部科学省が学校及び子供たちの諸環境の変化を背景とする不登校やいじめ、暴力行為など、いわゆる児童生徒の問題行動の複雑化・深刻化に対し、児童生徒、その保護者へのカウンセリング、教師への助言など臨床心理士における取り組みのため、全国の小中学校にスクールカウンセラーを配置しております。少し古い記録ではありますが、平成16年全国の69校を対象にした調査によりますと、平成13年と平成15年を比べると不登校が12.1%、いじめが5.8%の減少が見られたという結果が出ております。本市の場合、そのような効果は現在どのようになっているのでしょうか、お聞かせください。学校運営に当たり、スクールカウンセラーとの連携効果、そして充実のために特に取り組まれていることがありましたら、お聞かせください。

次に、特別支援教育、ノーマライゼーション教育についてお聞きいたします。

今日、特別支援を必要とされている児童生徒の日常の学習状況をお聞かせください。また、支援を必要としている児童生徒の担任の先生と、特別支援教諭の連携は何より大切と思われます。家庭、学校、地域の連携、協働、愛情あるかかわりが本人の成長に欠かせません。と同時にクラスの同級生、学校内の児童生徒との触れ合いは人間形成に大きな影響力があると思われまます。子供たちの心のバリアフリーをどのように図られているのかお聞かせください。

最後に、男女共同参画についてお聞きいたします。

今日、女性のワークライフバランスについて話題が盛り上がっております。女性が生き生きと生涯を送るためにも必要な施策と思っております。人口減少の時代、男女ともに社会において個性と能力を十分に発揮でき、お互いに尊重し合い、よりよい社会をつくることを目的として、本市もしおがま男女共同参画推進条例を制定いたしました。その後の状況をお知らせください。また、最近多発しているとお聞きしますが、DV、いわゆるドメスティックバイオレンスに関する問題、実態は本市においてどのような状況なのか、またどのように把握されているのかお聞かせください。そして、その対策と相談窓口など具体的な経過をお聞かせいただきたいと思います。

これをもちまして第1回目の質問といたします。ご清聴大変にありがとうございました。

(拍手)

○副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま浅野議員から、広域合併ほか4点にわたるご質問をいただきました。

初めに、広域合併につきましてさまざまなご質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

私も平成15年5月に市長に就任をさせていただきましたときに、この地域の将来を考えますときに、やはり広域的な合併というのは必要ではないかというようなことをこの壇上から申し上げさせていただきました。その際、実は私といたしましては二市三町というのを想定した上での発言であったかと思っております。

一方その当時、二市六町一村を一つとする未来都市づくり研究会というものがスタートしておりました。当然、私も構成員として参加をさせていただきました。そのような取り組みの基本となるものが何かということでもいろいろ調べましたところ、一つには二市六町一村ということになりますと30万都市であります。中核都市として、政令指定都市に次ぐさまざま

な権限が与えられるというようなことでありまして、どうも県内で初の中核都市を目指してというような、そういった目標があったのかなということを今でも感じております。いろいろ、さまざまな議論を重ねました。当然のことながら合併に向けた市民、町民、あるいは村民の意識調査も行いました。また合併のまでの間、広域行政といったようなことについて、どのような取り組みをやっていくかというようなことも大きな議題となったところであります。

しかしながら今改めて振り返りますと、どうも黒川の方々は概して仙台都市圏というものにかなり大きな関心が向けられており、残念ながら塩竈、石巻あるいは宮城郡といったような方にはベクトルが向いていなかったのではないかとこのように私は感じております。結果といたしましては、あえて名前を挙げさせていただければ富谷町さん等につきましては90%以上の方が「合併ということであれば、仙台に」というようなご意向であったと記憶をいたしておりますし、大和町あるいは大衡村といったような方々も、やはり4号線を媒体に、どうも経済圏あるいは学校教育、そういったものが仙台にという意識が相当強く、なかなか本来の塩竈、多賀城あるいは宮城郡という方向にベクトルを向けていただけなかったのかなというふうに感じておりまして、残念ながら未来都市づくり研究会がもう一步突き進んで、合併に向けたところまでは立ち至らず、今はそういった組織は解散をしているというのが実態であります。

ただそういった中で、広域として取り組むべき課題の中で、例えば建設業の登録であります、これらについては二市六町一村が共同でということが今も生きておるところであります。先ほど議員の方からご質問いただきました広域的な観光ということにつきましても、二市六町一村がそれぞれ協調を図りながら、さまざまな取り組みが引き続き行われているということでは、一定の成果があったのかなと思っております。

その後、そのような状況を経まして平成17年に新合併推進法が施行されました際に、村井知事が当塩釜地区にお入りになりました。県としては、合併が望ましい地域というものにぜひ塩釜地区を、ということのお話があり、当時の出席いたしました首長間では、首長の意向もやはり合併を行うのであれば二市三町であるべきではないかということで、知事のご提案に対して、すべての首長が了としたところであります。

そういった中で最近の状況であります、やはり即合併というよりは、さまざまな行政課題をまずは広域的に取り組むべきではないかということで、今年4月から斎場業務につつま

しては環境組合の業務に組み入れていただいたところでありまして、消防事務あるいは今申し上げました環境事務、そして塩竈は入っておりませんが、ごみ収集・焼却等については東部衛生処理組合というような形で広域化が図られていることについては、そのとおりであります。

ただ、もう1点であります。例えば今二市三町として取り組んでおります消防事務組合がありますが、県におきましては過日、消防事務につきましては県内3分割というようなご提案もいただいたところでありまして、このようなさまざまな動きをにらみながら、そしてもう一つは、今国におきましては道州制まで踏み込んでおられるわけでありまして、いずれ、もしかしたら「県」という枠組みもなくなる時代が来る可能性もあるわけでありまして。そういった将来の姿をしっかりと見据えながら、二市三町で今後のあり方について、さまざまな議論を重ねさせていただきたいと思っております。

残念ながら、一市三町の皆様には本市の財政状況に対する懸念が大分大きいようではありますが、私は本当に今市民、議会、そして我々行政が全力を挙げてこの赤字問題の解決に取り組んでいるということをご説明させていただき、決してほかの市町に劣ることのないような健全な財政を築き上げてまいりますということを申し述べさせていただき、ぜひ二市三町として、改めて広域的な行政の取り組み、さらには合併という問題についてもしっかりと話し合いをさせていただきたいと思っております。

そういった中で、広域観光の一環といたしましてDCキャンペーンにつきましても、さまざまな取り組みをさせていただいているところでありまして、いよいよ終盤を迎えております。このキャンペーンにおきましても二市三町はもとより、例えば仙台市、東松島市などの広域的な取り組みも企画され、多くの方々にご訪問をいただいたところでありまして。また、このほかにも山形県の村山市でありますとか、横浜市、つい先日には京都の下京区と源氏物語千年紀を契機にまた交流を始めたところでありまして、このような交流をなお一層深めさせていただきながら、いわゆる交流人口の拡大のきっかけに、ぜひDCキャンペーンをしてまいりますというふうにご考えているところでありまして。期間中の集客数については、後ほど担当よりご説明をいたさせていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、離島振興についてご質問いただきました。

特に浦戸地区についてであります。浦戸地区におきましては、定住人口の減少などによる空き家の増加、また高齢化や農業従事者の減少による休耕地が年々増加しておりますことに

つきましては、議員ご指摘のとおりであります。我々としては、定住人口の増大は当然であります。やはりまずは交流人口の増加といったようなところから、まずは第一歩をしっかりと踏み出してまいりたいというふうに考えているところであります。

このような中、浦戸への移住を促進するために空き家情報を本市のホームページで公開し、下見や現地案内などのサポートを行わせていただいております。昨年度は浦戸振興協議会が国の都市再生モデル事業を活用し、県内外の方々に空き家見学や浦戸の生活を体験していただく暮らし体験モニターツアーを実施をさせていただきました。議員の方からお話いただきましたような10日間とかというような長い期間ではございませんでしたが、1泊、2泊といったような試みでありましたが、おかげさまで県外の方3組にもご参加をいただいたところであります。このような取り組みの中で、本年に入り3件の売買契約や賃貸が成立し、少数ではありますが、浦戸に転入される方々も出てきているところであります。

浦戸振興の取り組みについて、滞在型の宿泊施設の充実というようなことも課題ではないかというようなご質問をいただきました。まず休耕地の活用についてであります。桂島では、かつての菜の花を取り戻そうと活動をされている方々や、野々島ではNPOの方々が観光農園づくり、この中で里山づくり等も取り組みを始め、休日には多くのボランティアの方々が県内外各地からご訪問いただいております。夏にはラベンダーを生かしたイベントでありますとか、生涯学習事業でもブルーセンターでイベントを開催しており、浦戸の魅力拡大にさらに努めているところであります。また先月には、ノリづくり・カキむきのイベントが3回開催されました。市内外から131名の方々にご参加いただき、島内の散策でありますとか旬の食材でありますカキ料理など、まさに浦戸ならではの食や景観を存分に堪能いただき、アンケートにはほとんどの参加者が「またこのすばらしい島を訪れたい」とご回答をいただいたところであります。

市営汽船では、昨年度より休日の小学生乗船料を無料化するうらと子どもパスポートの対象を市内から県内に拡大し、利用者が前年比でおかげさまで約1,500名増加し、市営汽船の利用者全体でも増加に転じたところであります。先月、東京池袋で開催されました全国の離島イベント「アイランダー2008」でも、首都圏の方々に浦戸諸島の魅力を十二分に紹介し、イメージアップに努めてきたところであります。さらに、寒風沢の米を使ったオリジナルな日本酒づくり、さらには昨日もPRをさせていただきましたが、本市初の生キャラメルの中に浦戸でつくりました塩等も利用させていただきながら、浦戸ならではの資源を生かしたさ

さまざまな新たな取り組みも始まっており、都会では絶対に味わうことができない素晴らしい魅力を県内外はもとより、全国に発信をしていくというふうを考えているところであります。今後も地元の方々との連携を緊密にし、都市住民の方々を対象にした体験交流事業などを重ねて、交流人口と定住人口の増加につなげていきたいと考えておりますし、また浦戸には他の離島にはない歴史遺産も数多く残されております。こういった歴史遺産を紹介する地元のボランティアの養成等にも積極的に取り組みをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、教育環境についてであります。スクールカウンセラーの現状あるいはノーマライゼーション教育のあり方についてご質問をいただきました。

本市では、児童生徒が楽しく学校生活を送っていただきますよう、さまざまな悩みに答えられるスクールカウンセラーを各中学校に配置をするとともに、ノーマライゼーションの立場に立って、特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒とが、日常的に交流が行われますように努めているところでありますが、このような取り組み状況につきましては教育長からご答弁をいたさせます。よろしくお願いたします。

次に、男女共同参画について2点ご質問いただきました。

初めに、しおがま男女共同参画推進条例施行後の状況についてお答えいたします。男女共同参画推進への取り組み状況であります。しおがま男女平等共同参画基本計画で定められた四つの基本目標の実現に向け、継続的な取り組みを行っているところであります。

一つは「男女の人権の尊重と平等を目指す教育学習の推進」であります。学校教育におきましては、男女平等の理念は最も基本となる考えであり、教育活動全般を通しての取り組みを行っているところであります。特に、総合的学習における男女平等共同参画についての学習や、性別にとらわれない進路指導、学校行事等において性別による役割分担を行わないことなど、子供の成長過程において男女は平等であるという最も基本となる理念の定着に努めているところであります。先日新聞でも取り上げていただきました。今月初めに、第三中学校では中学生と乳幼児の交流事業が行われ、男の子の生徒が赤ちゃんをあやしながら命の大切さを実感している光景が見られましたが、このような取り組みもまた子育て支援と男女共同参画事業の一環というふう認識をいたしているところであります。

二つ目ですが、家庭における男女の平等共同参画の実現であります。男性の家事や育児への参加を促すため、親子料理教室や親子浦戸体験など親と子が一緒に参加できるイベ

ントを開催し、家事や育児について男女が協力し合う環境づくりに取り組んでいるところがあります。

三つ目といたしましては、地域社会における男女の平等共同参画の実現であります。本市におきましては、政策決定段階における女性の参画を促進するために、各種審議会等における女性委員の登用の拡大を進めさせていただいております。平成15年に19.4%でありましたが、平成20年4月には29.7%に高まっております。目標であります40%まで1日も早く引き上げるよう努力をさせていただきたいと思っております。

四つ目でございますが、職場における男女の平等共同の参画についてであります。延長保育や一時保育、放課後児童クラブの開設などを行っておりますが、残念ながら男女の均等な雇用機会と待遇の確保でありますとか、女性の職業能力開発への支援などについての取り組みがおくれておりますので、事業者や関係団体と連携を図り、職場における男女共同参画の実現になお一層努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

そういった中で、本市のDV実態と取り組みについてご質問いただきました。家庭内暴力、いわゆるドメスティックバイオレンスに対する本市の支援体制などにつきまして、お答えをさせていただきます。平成13年に施行されました、いわゆるドメスティックバイオレンス法に基づきまして、本市は相談と支援を行っており、実際の相談業務は児童福祉課が行っております。本市の相談件数、年間100件前後で推移をしており、この中でも数件は毎年保護措置となっており、今年度は11月末で4件となっております。相談いただいた場合には、個々の被害者のさまざまなケースに合わせ、実態を把握し、本人の意思を尊重した上で法に基づいて被害者の保護、生活の自立支援などの最善な方策を提案させていただいております。また、被害者の保護に当たりましては、福祉事務所を中心に被害者の新たな住所を加害者が知ることのないように、例えば住民票の閲覧禁止措置をとる市民課、子供の転校措置を行う教育委員会等が連携し保護に当たらせていただいております。今後も警察等の外部機関とも綿密に連携をとりながら、被害者の保護・支援に当たってまいりたいというふうに考えておるところであります。

今後のあり方についてというご質問をいただきました。被害者の保護・支援はさまざまな観点からの配慮が必要であると考えております。中でも自立支援等で福祉事務所が果たす役割は大変重要であると認識をいたしております。このため、DV防止法の啓発事業を男女共同参画の視点から市民活動推進室が行い、実際の相談や保護業務につきましては今後とも児

童福祉課を中心とする福祉事務所が行い、関係機関と密接な調整を図って対処してまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長（今野恭一君） 小倉教育長。

○教育委員会委員長（小倉和憲君） 私の方からまず、スクールカウンセラーの現状と充実についてお答えします。

市内すべての中学校に平成13年度よりスクールカウンセラーが宮城県から派遣され、現在市内五つの中学校1人ずつ5人配置されております。スクールカウンセラーは、学校におけるいじめや不登校の問題行動の未然防止、状況の改善及び解決並びに学校の教育相談機能の充実を図るため、心理学及び臨床経験等の専門的理論、技能等に基づいて配置された中学校区内の児童生徒、保護者、教職員等の支援を行うことを目的として配置されておるものです。勤務は週1回、4時間から8時間の勤務時間となっております。

その相談内容等についてですけれども、まず件数は本年度4月から11月までは五つの中学校で330件ありました。それから19年度につきましては、19年の4月から11月までと比べますと、去年は264件でしたので、ことは66件ふえております。この相談内容については、主に学校生活についてとか、友人関係についてとか、家族関係について、不登校について等の内容が挙げられます。

これについて、議員ご指摘の効果はということですが、これまで残念ながら本年度は不登校についてはやや落ちついてきた不登校が、ことはややふえる傾向にあります。これらについては、カウンセラーとも相談しながら、なぜこのように不登校の場合はいろんな要因が考えられますので、これらも今後スクールカウンセラーと連携を密にして、その要因等を探って不登校の減少に努めてまいりたいとは考えております。

スクールカウンセラーには児童生徒保護者のみならず、先生方の相談に応じてもらったり、また校内における生徒指導部会への参加を呼びかけて、心のケアに関する研修会の講師を務めてもらってもおります。児童生徒が抱える心の問題に学校ではカバーし切れない多くの役割を担ってもらい、教育相談を円滑に進めるための潤滑油や仲立ち的な役割を果たしてもらい、大きな役割を果たしているものと思っております。

なお、市独自では青少年相談センターに同じような臨床心理士を置き、市内の学区関係なく相談日を週1回設けて、小学生から大人までの幅広く相談を受け入れている状況もありま

す。

続きまして特別支援教育、ノーマライゼーションの教育の取り組みでございますけど、ノーマライゼーションの理念の実現には、障害のある・なしにかかわらず、子供のころからとにも学ぶことが大切であると言われております。また、障害のない児童生徒の心のバリアフリーと、障害のある児童生徒の社会で自立できる自信と力を育成することが重要であると認識しております。

各学校では特別支援学級在籍の児童生徒に対し、その子に応じて可能な限り通常学級の児童生徒と一緒に授業を受ける交流学习の授業に参加する機会をふやすよう努力しております。具体的には、音楽や体育などの技能強化の授業や校外学習の学年行事や学校行事へ参加しております。また校内としましては、去年から文科省の指定により特別支援教育コーディネーターというものを置きまして、その教員を中心となって全職員が特別支援教育について共通理解を図っているところでございます。

これらの交流学习を通して、特別支援学級の児童生徒には社会適応や学習への意欲、知識・技能の向上などが認められ、一方、通常学級の児童生徒には個人を尊重する態度や思いやりのある心が着実に育っていると理解しております。例えば特に小学校あたりは業間時に持久走をやっておりますけど、通常児と障害のある子供が一緒になって校庭を走っているとか、そういう姿を見られますので、成果が上がっているのかなという気はしております。

なお、月見ヶ丘小学校と玉川中学校においては宮城県教育委員会から学習支援システム整備事業の指定を受けて、通常の学級に在籍する学習障害等を含む障害のある児童生徒を学習支援室に配置した教員を活用し、障害によって生ずる生活上、学習上の困難を改善、または克服するための指導及び支援を行う校内支援システムづくりに努めておりまして、この成果も市内の各学校に広めておるところでございます。

今後も交流学习やさまざまな教育活動の充実を図り、ノーマライゼーション教育の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（今野恭一君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） 私の方からはデスティネーションキャンペーンにおける本市の広域的な取り組みの主な事業の実施状況について答弁させていただきます。

最初に具体的な内容をお話しさせていただきますと、多賀城市と連携しました「塩竈・多賀城歴史散策」、それから七ヶ浜町と取り組みました「歴史探訪と回遊紀行七ヶ浜・塩竈の

旅」というふうな町歩きの事業を実施しております。それから、松島町とは連携しておりますのは「みやぎ寿司海道 イキな日帰りの旅」これは365日、毎日実施しております。それから「びゅうばす松島遊覧・塩釜仲卸市場号」、そして現在12月27日まで実施しております「びゅうばす国宝瑞巖寺・塩釜散策号」というバス事業、二次事業なんですけれどもバス事業を実際やっております。さらには、東松島市と連携しました「奥松島嵯峨溪遊覧と塩釜マイ海鮮どんぶり号」というふうなバスも10月いっぱい1カ月間走らせていただきました。さらに、宮城黒川地区と連携して実施しました「仙台鍋まつり」、そういったもろもろの事業を実施しております。

主な事業の実施内容につきましてお話ししますと、「みやぎ寿司海道 イキな旅」については今現在継続中ではありますが、4月から見ますと約1万3,000人が10月までですね、大体1万3,000ぐらいの方が日帰りで塩竈と松島においでになっていただいております。それから松島遊覧と塩釜仲卸市場号については、11月1カ月間の事業ですけれども、3年目に入ります、この事業については。昨年は826名のお客さんが来ていただきました。ことしにおいては、その倍の約1,600人の方が塩釜仲卸市場と松島、それから神社と、そういった形でおいでになっております。そういったことが皆様に好評いただいております。全体的にびゅう商品関係の人数だけを申し上げますと、宮城県全体のエリアとしては、塩竈は松島地区のエリアに入っております。宿泊も含めた前年比のパーセントで言いますと、10月については96%ということで減少しておりますけれども、11月に入っては192%。3カ月の目標というか見込みとしては165%を前年比として見ております。このキャンペーンを実施終了後についても、このキャンペーンで得た成果を確実に定着させていくことができるように我々も努めていきたいと思っております。

さらには新たな動きとして、先ほどもお話ししました東松島、それから松島、多賀城、それから利府、七ヶ浜町と連携してですね、松島地区を一体的にPRしようという取り組みも動き出しております。やっぱり一市、一町でPRするんじゃなくて、全体広域的な連携を通して広く全国にPRしていこうというふうな動きがありますので、今後ともよろしく願いいたします。

○副議長（今野恭一君） 浅野敏江君。

○9番（浅野敏江君） ありがとうございます。ご丁寧なご回答をいただきまして、特に合併の問題につきましては、市長が本当に二市三町の部分で今後も力強く取り組んでいただける

というご決意を伺ったと私思っておりますので、今後ともよろしく願いたします。

私、今回松山市の方に行ってきたんですが、松山市の方もやはり広域的なものになりますと財政的な部分でメリットもありますが、逆に言えば地域が広がったということで市民の皆様がやっぱり情報が入らないとか、さまざまな今まで議員さんが少なくなってしまったので自分たちの声が伝わらないというマイナス面も、これまでの合併の中には起きてきたと思うんですが、本当にこの二市三町のエリアにおきましては、そういったこともマイナス面というのは大きく出てこないのではないかと私思っております。

広域行政の部分では、やはり今市長がおっしゃったように斎場もことしから環境組合の方に取り込まれまして、さまざまな部分で消防とか、それからし尿とか、そういった部分では日常的なニーズがこれまでの事業内容でしたけれども、やはりこれからは福祉、特に障害者福祉とかそれから文化芸術、先ほど部長の方からもお話のありました観光に関してとか、そういったスポーツとか市民のレベルの向上に伴って必要とされる、そういった環境整備というのがこれから私たち、市民から求められてくるものだと思っております。日常的な部分で、どうしてもごみの問題とか消防の問題とか、そういった部分は必要最小限の部分として私たちはこれまでも広域で共同でやってまいりましたけれども、これからはある意味、生活レベルを高めていきたいという市民の方もふえてきますし、またそのニーズもふえてくると思います。それにおいては、私たちも今までのように各市とか町では補い切れないという部分がありますので、今回観光の部分でもいい経過が出ておりますので、そういった福祉、特に障害者福祉とか、それからきょう一番最初に小野議員の方からも話ありましたけれど「きらりの森」のような、そういった知的、身体、精神のそういった部分の福祉はこれからは本当に求められてきて、それが一つの市とか町では賄い切れないという中身になってくると思います。ますます二市三町のつながりが深くなってくると思いますので、そういった意味でぜひ市長には、財政の問題も確かにございますが、今私たちも市民の一生懸命財政改革に取り組んでいるわけがございますので、そういった意味でこの文化と歴史ある塩竈をしっかりと皆様にイメージしていただきながら、強くリーダーシップをとっていただきたいと思っております。

時間が余りありませんので、合併についてはそのぐらいお聞きしておきたいと思っております。

次に、離島対策なんですけど、本当に最近さまざまなイベントが多く見られ、先日もカキ、そういった部分でたくさんの方がいらしたと。これが驚くことに朴島の方にも人が今いらして

いるんですね。大郷とか、本当に山の方面の方たちが海のふるさとというか、朴島の方に訪れて、はっきりいって本当に周囲何分もかからずに回ってしまう島ではありますし、菜の花がない時期は何もないんですけども、ただここに来て本当に地域のわずかな世帯の方たちが、集会所のトイレをきれいに清掃していただいている、そのトイレのきれいさに驚いていらっしゃる。そして島民の皆様の温かさに触れ合って、「また来ます」と、本当に山と海との交流が民間の間で図られてきているということは事実であります。そこに私たち行政、そして市民がどのようにかかわって、それをどう拡大していくかというのがこれからの課題だと思っております。

本当に今一人一人の国民が自分の個性、好みによって自分のライフステージを大きく変えているのが事実でありまして、20代であればどういった職業について、どこに暮らすかと。30代であれば、本当に子育てにどういった環境がいいか。そして定年を迎える60代、都会に住もうか、それともあこがれの田舎に住もうかという、その大きな動きが今全国的に出ております。ですから、各地方ではその人たちをターゲットに、本当に積極的な施策を講じておりますので、どうぞ塩竈市もこの自然と離島のよさを全国に力強くアピールしていただいて、ホームページだけでは私はちょっと弱いのではないかなと思いますので、ぜひその辺のことをご検討いただきたいと思っております。

それからスクールカウンセラーで、相談の数がこんなにも多いのかと驚きました。それで今各中学校に5名のカウンセラーの方が財政的な問題もあるんでしょうけれども、小学生も今さまざまな悩みとか、それから校内暴力ではないですけども、どこにはけ口をしていいかわからない、そういった暴力も起きてきつつあります。ぜひそういった意味では、週1回というのはどうしても少ない数かなと思っております。あと先生たちとカウンセラーとの緊密な連携、そして先ほど教育長の方から、いろんな会合にもその方も出てらっしゃるし、また皆さんの方にご指導があるとお話を聞いて安心しましたが、どうしても出て来れない子供たちですね。相談にも来れない、それから親も来れない。さまざまなそういった環境で不登校、非行、そして引きこもりになっている、いわば相談に来れない人たちもその下にはたくさんいらっしゃると思いますので、それについての対応も考えていただきたいと思っております。

それからDVの関係ですが、市の方でもいろいろ対応していただけるんですが、これはあくまでもプライバシーが重んじられる中身でありまして、大変デリケートでございます。福祉事務所の方でご相談を受け付けるんでしょうけれども、あそこはさまざまなほかの介護関係、

それから生保関係、いろんな方が多数出入りする部分ですので、そういった部分で本人のプライバシーを守って、本人が安心して話を聞いていただける環境をぜひお願いしたいと思います。

時間がありませんので、答弁よろしくお願いたします。

○副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 広域行政、本当に私も大切なことだと思っております。議員の方から福祉、スポーツというようにお話をいただきました。現実には、例えば学校教育なんかにつきましても、もうかなり古くからさまざまな交流が図られているところでありまして、先ほど鎌田議員にもご質問いただきましたが地域医療、まさに塩竈市立病院、実は市民が6割、あとの4割は他地域の方々という実情であります。

やはりもうこういった分野から他地域との交流というのが既に始まっているわけですので、こういったことをしっかりと見きわめながら取り組んでまいりたいと思っております。

離島対策、本当に素晴らしい島であります。私もたびたび訪問いたしますが、その折々必ず大きな感動を与えていただいております。我々大人だけではなくて、子供さんたちにもどこでもパスポート等を活用していただき、さまざまな機会にぜひご家族ぐるみでという交流と、それからホームページで足らない部分については、また他のメディア等も活用させていただきながら、しっかりと浦戸の魅力を発信していきたいと考えております。

DVにつきましてもプライバシー保護、最大限に今までも配慮をさせていただいてまいったつもりでありますし、これから先も本当にご相談いただきます多くの方々が安心して訪れていただけるような環境づくりに、我々なお一層努力をいたしてまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（今野恭一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 今の塩竈市内のスクールカウンセラー配置の件は、確かに中学校中心で、その学区内の小学校の子供たち、または保護者も行けることになっていますけど、ややその辺のPR不足になっている分もあるかもしれませんし、週1回では少ない部分もあるかもしれませんので、今後相談センターにあるスクールカウンセラーの活用も含め、いろんな面で、そういう制度があるということを広めていきたいと思っておりますし、なお週1回では今後、県の方にも2回とか回数をふやせないかとか、機会がありましたら話していきたいと思っております。以上です。

○副議長（今野恭一君） お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明12日定刻再開したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明12日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時48分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年12月11日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

塩竈市議会副議長 今 野 恭 一

塩竈市議会議員 木 村 吉 雄

塩竈市議会議員 香 取 嗣 雄

平成20年12月12日（金曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第3日目）

## 議事日程 第3号

平成20年12月12日(金曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

---

#### 出席議員(21名)

1番	曾我ミヨ君	2番	中川邦彦君
3番	小野絹子君	4番	吉川弘君
5番	伊勢由典君	6番	佐藤貞夫君
7番	東海林京子君	8番	伊藤博章君
9番	浅野敏江君	10番	小野幸男君
11番	嶺岸淳一君	12番	志賀直哉君
13番	佐藤英治君	14番	伊藤栄一君
15番	菊地進君	16番	今野恭一君
17番	阿部かほる君	18番	鈴木昭一君
19番	鎌田礼二君	20番	木村吉雄君
21番	香取嗣雄君		

---

#### 欠席議員(なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長兼水道部長	内形繁夫君
総務部長	三浦一泰君	市民生活部長	大浦満君
健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
会計管理者兼会計課長	大和田功次君	総務部次長兼行財政改革推進専門監	吉田直君

総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	産業部次長 兼水産課長	福田文弘君
建設部次長 兼建築課長	千葉伸一君	総務部総務課長	桜井史裕君
総務部財政課長	神谷統君	総務部税務課長	星清輝君
健康福祉部 社会福祉課長	会澤ゆりみ君	健康福祉部 保険年金課長	高橋敏也君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君	市立病院長	伊藤喜和君
市立病院事務部長	佐藤雄一君	市立病院事務部 業務課長	川村淳君
水道部総務課長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会 教育部総務課長	小山浩幸君	教育委員会教育部 学校教育課長	有見正敏君
選挙管理委員会 事務局長	橘内行雄君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	伊藤喜昭君	事務局次長 兼議事調査係長	伊藤喜昭君
議事調査係主査	斉藤隆君	議事調査係主査	斉藤隆君
事務局長	佐久間明君		
議事調査係主査	戸枝幹雄君		

午後1時 開議

○議長（志賀直哉君） ただいまから12月定例会3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第3号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、1番曾我ミヨ君、2番中川邦彦君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（志賀直哉君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。7番東海林京子君。（拍手）

○7番（東海林京子君）（登壇） 社民党の東海林京子です。

ことしも残すところあと二十日足らずとなり、急に忙しさを感じます。皆さんことしはどんな年だったでしょうか。オリンピックの感動は忘れられませんが、あとは暗い話ばかりでことが終わろうとしています。9月、福田総理が突然辞任、国民は一斉に「またあ」という声を発しました。昨年9月、安倍首相の突然の政権投げ出しに続くパート2です。あいた口がふさがらないというのはこういうときに使う言葉だと実感しました。そして麻生総理が誕生しました。2カ月の政権担当の内閣支持率は20%前半、不支持率は60%後半の数字がマスコミ各社から発表されました。国民はこの支持率を何と読めばいいのでしょうか。毎日のように大手企業の倒産、リストラが新聞やテレビに発表されています。その数は1企業で何百、何千人という非正規労働者の首切りの数字です。これらの人たちが寒空に放り出されようとしています。今こそこんなときこそ「政治って何ですか」が問われると思います。私たちには選択のミスは許されません。来年は政権をチェンジできるように頑張らなければと決意しながら、今年最後の私の市政に対する一般質問に入らせていただきます。市当局の皆さん、よろしく願いいたします。

第1番目の質問は、塩竈市立病院問題について伺います。

あり方審議会の答申を受けて、病院側でも早速議論する運びになっていると思います。先日

11月21日、市議会全員協議会の方にも塩竈市立病院のあり方審議会の答申が会長の東北大学医学部教授本郷道夫氏から直々報告されました。その内容については塩竈市広報12月号の2ページに特集で掲載されています。皆さんもごらんになっていただいたと思います。私は、全員協議会に本郷会長さんよりご報告を受けたときは大変感動を覚えました。審議委員の皆さんはそれぞれお忙しい方々ですが、これまで熱心に公開でご審議をいただき、塩竈市立病院の存続を基本に据えてくださったことに深い敬意を表したいと思います。最初に先生は、11月19日の麻生発言「医師は社会的常識が欠落している」という言葉に「政治から見る医療にずれがあるのか。各国から見ると日本の医療にずれがあるということをも麻生氏はわかっていない」と冒頭、口火を切られたのがとても印象的でした。さらに、本郷先生は次のようなことを熱心に語られました。OECD30カ国中、日本の地位は27番目で、日本の医師不足の背景、実態、医師の労働時間は週70時間を超え、開業医や民間では100時間を超えている。週40時間に換算すると医師はあと10万人不足している。現在、医療費は年間33兆円になっているが、これはパチンコ産業と同じ金額である。日本は平均寿命が世界一、しかし乳児や新生児の死亡も世界一と聞かされ、私はショックを受けました。最近、ニュースになりました妊婦のたらい回し、診療拒否の背景がここに浮かび上がってきます。おととしの診療改定で全国973病院のうち721病院が赤字になっている、その数字は74%、その金額は2,200億円。特に慢性的な医師不足は医師の労働環境が劣化している、地方への医師の強制配置は医学生にはなじまない。常勤医師の一人勤務は多忙を極め、医師が病気になってしまうケースも多く、退職に追い込まれ医療の崩壊へとつながり病院の倒産となっていく。また、あるべき医療の仕事を理解していない政治家が介入すると医療が壊れる。不当な政治的介入、首長や議員の介入が医療スタッフの勤務意欲を破壊したり、政治的理由による過剰な設備投資なども医療崩壊の要因になっていることなどの説明もありました。これまで私たちの知らない、だれも言ってくれなかった医師側の気持ちなどもしっかり披瀝していただき、私たちも一市民という立場と議員という政治家の立場も踏まえて、医師側の言い分もしっかり受けとめることに努力することを十分感じました。

そこで私の質問に入りますが、きのうも鎌田議員から似たような指摘がありました。私はまず、今回の答申の内容のようなものがこれまで病院側から出されていたのになぜ具体化されなかったのか、それがわかりません。赤字だ赤字だという数字ばかりは出ていましたが、どこに問題があってここをこうしたいという話は余りなくて、とにかく赤字解消ばかり先行していた感じはあります。今回の答申では、私は一部受け入れがたい部分もありますが、無理難題なや

り方を突きつけられているとは思いません。とにかく一日も早く病院が明るい方向へ進めるように、どのように決意し何からやっていくのか。市長、病院長の決意とやり方についてお聞かせください。さらに、答申を受けて今後のスケジュールは市立病院の健全化会議、改革プランの策定に入っていくと思いますが、その際、病院の医師以外のスタッフはもちろんですが、医療を受ける側の患者や市民の意見を生で聞く場をどうつくるのか教えていただきたいと思えます。

療養型病床については、全床を残すことになったのは大変よかったと思えます。しかし一般病床が38床削減されて全体では161床になる答申になっています。現状の65%稼働のベッド数では199床を維持するのは困難であり、床面積の割合からしても無理という話だと思えます。そして稼働率を90%にしなければならないと国の総務省より指導を受けているということでもありますが、既に現在でも床面積の関係で161床で稼働しているということも説明されていました。これから病院の皆さんがなお一層病院の再生のために頑張っていかれるときに、病院を小さくしてしまうようなことでいいのだろうか、またいつ来るかわかりませんが、新型インフルエンザの発生や宮城県沖地震などの自然災害に常に公立病院は備えをしておかなければならないと思えます。例えば消化器内科ではがん治療の強化や、ほかにも肝臓病・心臓病内科の充実、リハビリ科も充実することになるとなれば患者さんは確実にふえてくるだろうと思えます。そんなことを考えると、199床は今のまま残すことはできないのですか。病院側としてはどうお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

次に、答申の中でも述べられていますし、これまでも病院側としても先ほども言いましたように消化器センターをすと言っていました。消化器系の内科のさらなる充実を図る内容としては、がんを主要な疾患として治療の充実を図るとなっていますが、塩竈市はがん診療拠点病院にはなっていないのでしょうか。今後、このようにしたいということでしょうか。がんを治すなら市立病院だと市民から言ってもらえるような病院になることを望みます。

本当は、私はホスピスを市内の景色のよい静かなところへ建設できればなおいいなと望んでいます。あり方審議会の答申では、小児科医師が一人でかなりのオーバーワークで頑張っている、もう1人配置するよという答申ですが、私もそのとおりだと思います。市立病院の小児科の先生は優しいし見立てもいいので口コミで患者がふえていると私たちも聞いています。1人体制では先生の方が限界になり、病気になってしまうのではと病院のスタッフも心配しています。一日も早く2人体制になるよう早急な対応をお願いします。その見通しについてはど

うなのでしょう。

病院の最後の質問は、医師の仕事量とその緩和についてお聞きします。医師の仕事は診療科目や医師配置数にばらつきがあり、当然1人当たりの仕事量に著しく格差があり、不公平感もあると思います。大勢の患者を受け持っている先生では患者の待ち時間が長くなり、いらいらさせられるので先生への不満にもなります。医師が診療すればその分、記録や薬の処方せん、注射やレントゲン検査への指示書を発行、診断書や紹介状その他にもたくさんの事務が伴う仕事があると思います。このような事務量を緩和できる方法はないのでしょうか。今の医師法ではそういうことはできないのですか。例えば医療に詳しい看護師や医療事務のプロを配置して、医師のそばで記録を入力する、診断書をつくるなど助っ人がぜひ必要だと私は考えます。いかがでしょうか。今、どこの病院でも先生は患者の顔を見ないでパソコンと向き合っていると言われています。医師の事務の軽減についてどのように考えているのか伺います。

質問の第2は、NEWしおナビ100円バスについて伺います。

バス空白地区の皆さんが待ちに待っていた東部・北部・西部地区にマイクロバスでのテスト運行が去る10月28日から開始しました。運行は午前2便、午後1便で毎月いっぱい無料ではほとんど満員で走っています。寒くなったのでなかなか外出するのもおっくうになっていますが、「買い物や病院通いが本当に楽になった。助かります」と皆さんは喜んでいますが、まだテストの段階で、これからいろいろ改善されて本格実施になると思いますが、例えば停留所と停留所の区間が遠いからどこどこへ停留所が欲しいとか、一方通行路線でなく現在のしおナビ100円バスのように西回り・東回りと2路線にしてほしいとか、午後は2便にしてください、午後から出かけてくると帰りのバスがないので午後は外出できないとか、停留所にベンチが欲しいなどいろいろな要望が寄せられています。テスト運行が終われば本格実施になりますが、利用者の皆さんの要望を受けとめるためにアンケートを実施すると考えているようですが、市民の皆さんに行き渡るように工夫して、多くの声が聞けるように取り計らってください。

三つ目の質問は、障害者自立支援について伺います。

平成18年4月から一部施行になり、10月から全面施行になった障害者自立支援法は、施行前からかなり懸念され、施行後も大きな議論となって問題のあり過ぎる法律として障害者とその家族、施設事業者、支援団体などが毎日、国会を囲んで座り込みやデモがあったのですが、そのような光景は一般新聞紙やテレビでは放映・報道されませんでした。それでも当事者の継続的な闘いが勝利して法の一部が改善され、利用者負担が軽減されました。さらに今は障害者施

設の運営が大変厳しい状況にきています。障害者と親の高齢化、さらには福祉施設全般に言えることですが、働く人々の人材確保が大変難しく不足しています。それは紛れもなく人件費の低さ、労働に見合わない待遇、労働条件の劣悪さに起因しています。いわゆる国の制度そのものが悪いということです。毎年、国の社会保障費が2,200億円、5年間も軽減してこれから先も続きます。例えば一つの施設で必要なスタッフが13人であっても、現実には正規職員は2人だけ、残りの人は非正規職員のパートのみです。パートさんは毎日、職員と同じフルタイムで働いています。正規職員でも1カ月手取り10万円から12万円です。これではワーキングプアの仲間です。ハローワークでも福祉職場の働き手を見つけることは大変難しいそうです。福祉人材確保の専門官も若い人から選択されるような待遇にしなければ福祉が崩壊すると言っています。このことは国もやっとわかって、最近は福祉の人材をインドネシアなど東南アジアから800人ほど介護や福祉の職場に配置しようとしています。それは国内の人材を確保すれば人件費が高くつくという理由からです。外国の人に言葉も習慣も食べ物も何もかも違う人に介護をお願いして、障害者や高齢者、あるいは病人とうまくコミュニケーションがとれるのでしょうか。現在、毎日報道されているように、アメリカの金融破綻によって日本の雇用不安が大手から中小企業まで連鎖倒産、休業や偽装倒産も含めて雇用の悪化が報道されています。今こそ医療や福祉の職場で雇用の安定にしっかり対応できる時期だと思えます。これは国の問題だと言いたがる人もおりますが、福祉の現場は私たちの住んでいる地方の地域にあるということを忘れないでほしいと思います。塩竈市は障害者施設の運営と職員の人材確保について、どのような見解を持ってどう支援、応援していくのかお尋ねします。

あわせて障害者の家族が病気になり、あるいは急用で数日留守にするなど、家族と一緒に家にいられない状況のとき、障害者の面倒はだれが見ているのでしょうか。障害者も家族も本当に安心してお泊まりができる施設は塩竈市にはあるのでしょうか。現在、日中利用しているホームでの取り扱いができるのでしょうか。もしできないとすれば、できるようにするためにはどうすればいいのかお尋ねします。

さらに、永遠のテーマと言われている親亡き後の障害者へのサービスについて、どこでどのように支援していくのが障害者の家族の大きな悩みでもあり、親の最大の心配事でもあります。私も自分に置きかえてみると本当に大変な課題であり、素早い対応を保証すべきであると思えます。私は議員になってすぐから、ずっとこの問題について同じことを質問してまいりました。一自治体ではなかなか実を結ぶものではないだろうから広域の自治体で考えていただけ

ないかという質問に、当局は広域の課題として考えていくという答弁でしたが、今のところそれらしい動きも見えないのですが、その話はどうなっているのか、きょうここで適当なその場しのぎの返事ではなく、希望の持てるご回答をよろしく願いいたします。

4項目の質問は、子ども無保険について伺います。

保護者が国民健康保険の保険料を滞納して保険給付を差し止められ、医療費の全額を病院の窓口で払わなければならない世帯の無保険の子供は、全国に3万2,903人いることが12月3日、厚生省の調査で明らかになりました。この問題は保険料を滞納している世帯、特に悪質者の保険証を取り上げ、かわりに資格証明書を交付します。診療後、病院の窓口でその日の医療費を100%、本人が支払わなければならないのです。そのため受診を抑制してしまい、病気が悪化する。12月8日のテレビでは、若いお母さんが失業して保険料が払えなくて無保険になりました。子供が40度以上の熱を出しましたが、市販の薬を飲ませて我慢をさせた、とても不安だったという話をしていました。無保険の問題は、子供には保険料滞納の責任はない、納めたくても納められない人を悪質滞納者と同一にするな、子供に罪を押しつけるなということはずっと野党は言い続けてきました。与党も野党も今回、無保険の子の救済についてやっと合意したようです。しかし厚生労働省は世帯単位原則が崩れ、法違反の疑いがあると反対していると新聞には書かれていました。また、自治体側からは制度の整合性が過剰に優先された、国からの指導によって子供への対応、手当てがおくれたとこれまでのことを批判された声が上がっています。このことを受けて塩竈市はどうするのか、これまではどうしていたのかについて回答をお願いします。

五つ目の質問は、新型インフルエンザについて伺います。

最近、とみに新型インフルエンザという言葉がマスコミから出ています。新聞やテレビでインフルエンザの政策について、政府ではとか〇〇県ではとか医療製薬会社では、関連事業者などの取り組みや研究など、新聞記事やテレビ放映がやたら頻繁に取り上げているのを見ますと、どこの国で流行の兆しがあるのだろうか不安を通り越して恐怖になってきます。新型インフルエンザというのは皆さんもご承知のとおり、人へのものとは違うウイルスによって鳥が発症し、大量の鳥が死んでしまいます。その鳥から人にうつり、人から人へうつっていく人畜共通感染症の一つであることがわかっています。物すごく感染のスピードが速いわけです。日本でも04年、山口県・大分県・京都府でH5N1型、05年・06年には茨城県でH5N2型が発生いたしました。そのため事業者は経営不振に陥り、自殺した話もあったと思います。もし人間に

伝染した場合は、人が集まる場所から空気感染でたちまち広がっていきます。大流行の場合は国民4人に1人が感染し、2,500万人が医療機関を受診し、200万人が入院するでしょうと言われています。学校・幼稚園・保育所等は閉鎖しますが、会社などの企業では4割の人が数週間欠勤することになるのだそうです。死亡率が高いので国初め地方自治体の予備対策と発生時の初動対応によって患者の数や死亡率も違ってくると思います。塩竈市は新型インフルエンザの流行について対応の前線に立たなければなりません。予防対策、危機管理、情報の収集、発生時の具体的な対応について、マニュアルなどができているのか教えてください。市民は市立病院もあれば市役所がしっかり対応してくれると思って安心しています。消防・市の防災課・医療機関の防備体制が医療活動について万全の備えはどうかお聞かせください。

最後の質問は、子供の遊び、いじめ、暴力行為についてお尋ねします。

2カ月ぐらい前だと思いますが、中学生と記憶していますが学校の砂場でじゃんけんでは負けた人に、シャベルで首まで砂をかけて競って砂から抜け出す遊びをしていたが、一人の生徒にみんなで砂をかけ、口までうずめて口に砂が入り声も出せない、息もできない、体も出られない状態にして死亡させた事件がありました。皆さんも思い出されたと思います。数日前、たまたまテレビを見ていたとき、今、学校の中でどんな遊びがあるのかというテーマで子供と父兄の討論会番組を放映していました。その中で明らかになったのは、廊下を走って競うのは日常茶飯事、重なりじゃんけんといって数人でじゃんけんをして負けた方が下、何人も重なって圧死をさせたケースもある。これは屋外に行けば先ほど私が言ったような砂かけ遊びになるのでしょうか。また、自分を感電させる遊びもあるようです。シャープペンをコンセントに当ててショートさせる遊びだそうです。びりびりくるのが快感らしいのです。おならをポリ袋にためて火をつける、小さな爆発音がおもしろいとか、2階から度胸試しといって飛びおりる、リストカット、手首を切る、そのほかガスバーナーで枯れ草を焼いたり薬品で化学実験と称していろいろ試してみたり、じゃんけんや競い合う遊びで負けた方が危険なところへ挑戦するように仕向ける、そんな危険な遊びをしていてもだれひとり子供たちは注意をする子はいなくて、ギャラリーを決め込んでいるそうです。昼休みの遊びの定番がプロレスや鬼ごっこだそうです。その中でもとんでもないことは、手をつかんで遠心力でぐるぐる回していきなり手を離して飛ばしてやると聞いて冷や汗が出ました。こんなことができるのだろうか。最も危険なのはスプレーを噴射してライターで火をつけるなど、危険な遊びを平気でするのが今の子供たちで、昼休み時間は子供たちの本性が出るので目配りが必要だという発言。なぜそんな遊びをするのか

たとえば、漫画やブログからの影響であると教育専門家は答えています。子供たちは危険の限度を知らない。とにかく新しい危険な遊びとかがどんどんふえてくる。しかし見つけられないところで隠れてやるので、親も学校も実態がつかめないと断言しておりました。

今、子供たちに注意する大人がいない。親は自分の子供は大丈夫だろうと思っているが、見かけたり聞いたときは大人がしっかり注意をして総合判断のできる子に育てなければならない。子供は余り痛い目に遭ったことがないのでリスク管理をしていないなど、討論の中から導き出していました。このテレビを見てショックを受けましたし、塩竈の子供たちはどうなのだろうかと大変心配になり、今質問しているところです。

今、いじめのことはマスコミの中でも影を潜めています。学校裏サイトでのそれは大変なひどいものがあるようです。子供の暴力についても大変悪質になっていますが、塩竈ではまた虐待もふえているなど地域のご父兄からは聞くことがあります。本市の実態とその対応についてご回答ください。

以上、6項目の第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。当局の皆さん、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま東海林議員から6項目にわたるご質問をいただきました。

初めに市立病院につきましてお答えをいたします。

外部審議会の答申を受けてどうするのかということでもあります。審議会の委員の皆様方には本当に真摯なご議論をいただき、このたびご答申をちょうだいいたしました。心より感謝を申し上げます。当然のことではありますが、基本的には審議会の答申に沿った形で市立病院の今後のあり方につきましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところがあります。そういった中で、市民の方々のご意見等あるいは職員の意見の集約というご質問をいただきました。この答申を踏まえまして、院内の経営健全化会議で市立病院改革プランの内容を今、議論を始めたところでもあります。各部局の意見を吸い上げ、またフィードバックをしながら取りまとめを行っておりますが、その議論の内容や決定事項を周知するために経営健全化ニュースというものをつくり、広く配布をさせていただいているところでもあります。また、今後改革プランの中間案を取りまとめ次第、早急に議会の皆様や市民の皆様にご報告をさせていただきながらご意見をちょうだいいたしてまいりたいと考えております。

病床数についてのご質問をいただきました。審議会の答申では現在の199床から161床へ削減することが示されております。理由といたしましては、床面積あるいは看護師の配置等を考えますときに、塩竈市立病院としては161床規模が適切ではないかというような内容であります。我々はこういった数字を基本に、今後、例えば救急患者の積極的な受け入れ等にも取り組んでまいりたいと考えております。入院収益の収支に影響してくることでございますので、しっかりと病床利用率の目標値を定めまして慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

消化器内科あるいは外科を充実する内容の中で、がんの拠点病院というようなご質問でありました。残念ながら本市の市立病院規模でありますと、拠点病院の指定というのは難しいというふうに考えております。今現在、内科消化器系の医師数が8名であります。外科は消化器系の専門医4名ということですので、このような人材を最大限活用し、消化器系の分野を今後とも充実をさせていただきながら、本市の高い高齢化率を見据え、高齢者医療にも適切に対応できるような市立病院のあり方にしてまいりたいと考えております。

小児科医についてご質問いただきました。現在、常勤医師1名と非常勤医師で1日平均80名の患者を診察いたしております。少子化対策の一環として我々もなお小児科の2人体制の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますが、全国的に小児科医が不足しており、なかなか困難な取り組みとなっております。現在、外来診療において週1日、東北大学からの医師の派遣を受けておりますが、なお医局に対しましても小児科医の増員について機会あるごとに要望いたしてまいりたいと考えております。

医師の事務量軽減のために医療クラークの配置をとというご提案でありました。平成2年から内科外来に2名のクラークを配置いたしまして、診療カルテのチェックなどを行いながら医師・看護師の事務量の軽減を図ってきたところであります。今後ともこのような取り組みをいたしてまいりたいと考えております。

次に、NEWしおナビ100円バスであります。

試行運行中の利用者ニーズの集約というご質問でありました。現在、10月28日以来の試行運行期間中、1日平均約180名の市民の方々にご利用いただいております。比較的順調な滑り出しではないかと考えております。このような利用者数をなお一層定着し増員をさせるために、試行運行期間中に各種の調査を実施する予定であります。まず、運行期間中でありまして今月末までに利用者の年齢層、乗降の地点、利用時間帯などを調査してまいりたいと考えております。また、利用者からのご意見もちょうだいいたしますとともに、委託事業者から実行実態・運行実

態などについても聞き取り調査をさせていただきことといたしております。また、来年1月からの有料試験運行につきましては、同様の実態調査により運行上の課題を整理させていただきますとともに、利用者へのアンケート調査なども引き続き行い、ご意見を拝聴しながら効率的・効果的な本格運行につなげてまいりたいと考えているところであります。

障害者自立支援についてご質問いただきました。

施設運営の現状、さらには優秀な人材確保についてというご質問でありました。障害者自立支援法が施行されたことにより、施設の収入は利用実績に応じた額となり、減収になったという声が聞かれ始めております。また最近の報道によりますと、障害者自立支援法施行後の調査結果、常勤職員でも一般労働者と比較して低額であるといったようなことも報道されているところであります。施設運営の厳しさのため人件費の削減を余儀なくされて、職員の定着と人材確保が大変厳しい実態にあるというふうに認識をいたしております。このような状況もあり、事業者には利用人数が極端に減少した場合は、新制度施行による収入減少のための緩和策として9割の収入保障や通所サービス利用促進事業として送迎費用の助成制度等をご利用いただいているところであります。福祉は人なりと言われますように、豊かな経験と技術のある優秀な人材を確保するためにも介護報酬の増額は不可欠であり、市といたしましてもあらゆる機会をとらえて国に対する制度改善を要望いたしてまいりたいと考えております。

一時預かり（レスパイトサービス）についてご質問いただきました。障害者の家族の緊急事態への対応として、市は短期入所者のサービスをいたしており、県内の事業所に照会し、利用者の選択にできるだけおこたえできる情報提供、動向支援を行っております。障害者が家族以外の人々との交流を体験することによりまして自立のための一助にもなるのではないかとということで、このような制度をなお一層促進してまいりたいと考えております。

親亡き後の行政支援についてご質問いただきました。短期入所やグループホームを利用し、家族の庇護から離れてこれまでと違う環境での生活体験を重ねながら、将来の親亡き後の自分に合った生活のあり方を模索していただくことは極めて大切であるというふうに考えております。このような情報につきましては、広域間の会議等でも情報交換をさせていただいているところであります。また、重度の障害者は入所施設の利用も選択肢の一つと考えておりますが、必要なときにいつでも入所できるという状況には残念ながらございませんので、日ごろから情報収集と体験的に利用する短期入所の利用を市としてはお勧めをさせていただいているところであります。しかし、親が元気なうちは家族とぜひ一緒に生活したいという切なる希望が強く、

なかなか生活体験が進まない実態もございます。現在、入所施設や短期入所の施設数はまだ十分とは言えませんが、障害福祉計画の中で宮城県が需要を見きわめながら県内をブロックに分割し、事務所を指定しているところであります。本市といたしましては、宮城県に対し圏域の施設整備の一助となるよう利用者の希望等を報告させていただきますとともに、市内の社会福祉法人等には事業の拡充に向けた取り組みをお願いしているところであります。

子ども無保険についてご質問いただきました。

国民健康保険における子供の無保険についてであります。中学生以下の子供がいる滞納世帯8世帯、10人に対しまして資格証明書の交付を行ってきております。10月30日付の厚生省からの通知では、子供が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時支払いが困難である旨の申し出を行った場合につきましては、短期被保険者証の交付に努めることを内容といたしております。本市ではこの通知をもとに検討し、家族調査収入状況などを調査した後、戸別訪問をさせていただき、11月より残り8世帯、10人に対し資格証明書から短期被保険者証に切りかえる試行的な取り組みを始めております。

新型インフルエンザについてお答えをいたします。

新型インフルエンザ、従来は人に感染することがなかった鳥インフルエンザ等が人に感染しやすい形に変化したものと理解をいたしております。日本では現在のところ人への感染事例は報告をされておられません。しかしながら一たん新型インフルエンザが発生しますと、だれも免疫を持たないため、大変大きな被害をもたらす可能性があることから、今年5月には感染症予防法の感染症に指定され、これにより感染症は入院・検疫等の措置の対象となっております。国におきましては新型インフルエンザ対策推進本部を設置し、ワクチン開発や接種計画などの新型インフルエンザ対策を進めております。また、県におきましては一般の医療機関の混乱と医療機関における感染の拡大を避けるため、発熱外来の設置を今後調整していく予定となっております。広域的な広がりや専門性の高い分野でありますことから、法的には市町村の責務は規定をされておられません。平成19年3月、新型インフルエンザ専門家会議が策定した新型インフルエンザ対策ガイドラインでは、市町村の役割を地域住民の混乱を避けるため必要不可欠な情報を県と連携し、適宜提供すること、あるいは外出ができない人のために食料品等の調達を行う必要が生じた場合の支援体制等がうたわれているところであります。今後も県と連携しながら、新型インフルエンザに対する正しい知識の普及や情報提供に努めますとともに、全庁的な取り組みを行う体制を確立、発生に備えた準備を進めているところであります。

市立病院についてご質問いただきました。残念ながらワクチン等につきましても現段階では国の管理下で行われており、その供給体制が整うまでは例えば専門の医療機関従事者等に接種が限定されていることもあり、現段階で地域の一般病院にまで供給できる状況にないといったようなことが実情でございます。

次に、子供の遊び、いじめ、暴力行為についてのご質問をいただきました。

児童生徒が本当に学校の中で安心して安全に学業に取り組み、あるいは遊んでいただき、自分の能力を十分に発揮できるよう、日ごろから子供たちに学校関係者を初め地域の皆様方に温かい目配りをいただいております。心より感謝を申し上げるところであります。こういったことを未然に防止するためには、やはり情報収集でありますとか情報の共有化ということが地域全体として大変重要な課題であるというふうに認識をいたしているところではあります。なお詳細につきましては教育長からご答弁をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から子供たちの遊び、いじめ等についてのご質問にお答えいたします。

まず、子供の遊びの現状についてでございますけれども、学校においては遊びについては危険な遊びや危険な遊び方をしないことはもちろんのこと、危険マップを作成するなどして危険な場所で遊ばないように日々の指導をしているところでございます。しかし連日のように危険な遊びによる事故が報道されておりますが、常に対岸の火事とはせず、本市においても起こり得るものという認識と目配り、心配りを十分にし、危機管理意識を持ち、問題行動の未然防止に全力を尽くしておるところでございます。なお、議員のお話にありましたあのような事故があるたびに、教育委員会としましては各学校にそういうことのないようにということをご指導しておるところでございます。

次に、いじめについてでございますが、本市においてのいじめは平成19年度4月から3月末の1年間においては15件ありました。今年度は1学期3件、2学期3件。今年度の分一つを除いて、ほぼ各学校の適切な対応、保護者のご協力、子供たちとの了解ということで解消しているところでございますが、いま1件は現在も継続指導中のものが1件あるというふうにご各学校から報告を受けております。いじめに対しては、日ごろからいじめは人間としては絶対に許されない行為であるということ、学校教育活動全体を通じて児童生徒一人一人に指

導し、いじめに関するアンケート、さまざまな教育相談の機会をとらえ児童生徒の日常発する危険信号を見逃さない等、いじめの早期発見に努めております。

また、先ほど市長からも話がありましたけれども、子供たちの登下校を見守ってくださっている子ども安全サポーターやスクール・ガードリーダー、防犯協会、PTAの方々等の地域の防犯に努めていただいております方からの地域からの情報も、いじめや暴力行為、危険な遊びの未然防止に役立たせております。

現在、本市のいじめは言葉による冷やかしやからかいといったものが多く、しかし新たないじめとして議員からお話のありましたように裏サイトのいじめ等もあります。それは各学校でも押さえられる部分について、なかなか裏サイトについては学校でも押さえられない部分がありますけれども、子供たちからの情報もあってそういう面からのいじめの問題も各学校ではあるようです。それらについて、いじめや暴力行為が発生した場合には即座に保護者を交えたいじめ対策委員会を開催して、保護者と連携して早期対応を図るとともに、二度といじめが生じないよう対策を立てるよう働きかけております。

なお、教育委員会としましてもいじめや問題行動が課題となる学校への支援体制を整えるため、昨年1月、新たに塩竈市いじめ問題行動学校サポート委員会を設置いたしました。これは学期ごとに定例会議を開催して学校の現状を把握し、必要に応じてケース会議を開き、塩釜警察署や中央児童相談所、社会福祉事業所等の関係機関と連携を図りながら、いじめと暴力行為の未然防止に努めております。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） ありがとうございます。

病院問題についてお伺いしますけれども、答申後、健全化会議をもうお開きになったんだと思いますけれども、そういうときに主にどういう中身が出たのかということをもっと知りたいなと思ったんです。というのは、今まで生の声がなかなか出せなかったんだと思うんです。答申が出て初めていろいろ先生方も言う、あるいは別のスタッフの人たちも言うというようなことが行われているのかなというふうに思いますので、本当に生の声を出してそこに依拠してやらないと、やっぱり今までと同じような状態になってしまうのではないかとというふうに思いますので、ぜひ病院のスタッフの方々から言わせれば市長は社長だと、それから病院長もそういう点では怒るところはきちんと怒ってほしいと。優しいのはわかるけれどもという、こういうような声も中にはありますので、そういう点ではしっかりとやってほしいなと

いうふうに思います。働き方が先ほども言いましたけれども非常に格差がある。そういう点でやっぱりその辺はしっかりとやっていかないと、皆さん何か働きがいがないというようなことにもなってきますので、ぜひその辺はしっかりとやってほしいなというふうに思います。

先ほど、病院の事務の軽減についてはもう既にやっておりますということ、3人でしたか、やっておりますというようなことでしたけれども、何人に1人か2人ぐらいと言いましたか、やっているんだと思いますが、仕事量も勘案して例えば先生が15人いれば本当は5人くらいが望ましいんだと思います。そういう点でもう少し努力してもらえないのか、その辺についてお伺いしたいというふうに思います。

それから新型インフルエンザの問題、これは本当に問題だなと思ったのは、ワクチンが国の統括になっているというようなことで一般病院には供給できない。こういうことは本当は、まず患者が出た場合には一番地域では自分のかかりつけの医者に行くわけですから、そういう点ではしっかりどこの病院に行ってもワクチンがあると。前に聞いたときは何の心配もありませんというような、全部そういうものはちゃんとありますというような話を聞いたものですけれども、一般病院には供給できないみたいな話が今、あったんですが、非常に心配だなというふうに思います。今は出ないおぼけに驚いているような感じもあるわけですが、でもやっぱりそれは備えとしてきちんと供給できるような方向でやっていただきたいなというふうに思います。

それから、専門科で発熱外来を調整していくという話もありましたけれども、ああ、こういうことかな。例えば市立病院に来ても、来る前に電話がかかってきて「今から行きたいのですが」というような電話がかかってきたときに、どういう症状ですかということ聞いて、それなら水枕をしなさいとか氷枕をしなさいとか座薬を入れなさいとか、そういう指導もするのかどうなのか。あるいは医師会と相談して、市立病院の方にかかりたいと言ってきてもそれは医師会の方に行ってくださいとか、そういうことをやるのかどうなのか。その辺もちょっと聞きたいなというふうに思います。例えば今、自分がかかっている病院あるいは子供がずっとかかっている病院に行ったときに、断られてあっちの病院に行ってくださいと言われるのが一番嫌なんです、だれから考えても。そういう点で、どういうふうにして調整をしていくのかというようなことです。

それから、いろいろ飛びますけれどもNEWしおナビですか、これについてはこれからだというふうには思いますけれども、本当に市民の声をよく聞いていただいて、今のところ取り

残しというのはなかったのかどうなのか、何か一回聞いたような気がするんです。満員になって乗せていけなかった、そのときどういう対応をしたのか。やっぱり今はバスが小さいので、少し取り残しする場合もあるのかなど。雨のときなんか急に雨が降ってきたりすると、そういう点でいっぱい集中するとかそういうのもあると思いますので、その辺についてどうしていくのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（志賀直哉君） 伊藤市立病院長。

○市立病院長（伊藤喜和君） 東海林議員の質問にお答えいたします。

病院ではあり方審議会の答申に基づきまして、いろいろ健全化会議を6回にわたり行っております。その都度いろんな問題を洗い出しまして、できるところから現在、実行しております。その中で出てきた内容でございますが、我々自治体病院の職員というのは、やはり医療を通じて住民に貢献するという非常に大きな役目を持っております。それと同時に、やはり経済性ということも大きく言われているわけでありまして。そういう中で今後、問題点としまして、これからやっていかなきゃいけない救急患者が政策医療的なことで大事なことでございますので、そこを積極的にもう少し見ていこうということで、現在いるスタッフでできる範囲のことはとにかくやって見ていこうと。三次救急に関しましては、仙台の医療機関とも連携してしっかりやっていくように。私どもでももう既にいろんな病院の先生にも病院長等にもお会いしまして、バックアップも確保しております。

それから地域医療連携ということもございます。開業医の先生から送る患者さんを紹介していただくということは非常に大事なことでございますので、その辺の機能をもう少し強化しなきゃいけないということもございます。

そして診療単価の問題がございますので、そういうことで少し診療単価、急性期の患者さんに来ていただいて単価を上げるということ。それからあと外来患者さんの待ち時間、新患の患者さんで特にぐあいの悪い方が余り待ち時間なくいくように、救急とそういう新患の患者さんをうまく早目に見られるようなそういうシステムを考えております。

それから、あとはやはり病院というのは医療の質を上げていかなきゃいけない。医療の医者の方の質ももちろんでございますが、医療機器の質ということもございますので、そういうものも導入しながらそしてさらに利用率も高める。開業の先生方にも大いに利用していただくということで単価増に努めてまいりたい。

それから、このたび100円バスが病院の前まで来てくれることになりましたので、非常に

患者さんとか家族が喜んでおられて、これも非常に患者増につながっていくんじゃないかと思えます。

それから費用削減に関しましては、やはり医薬品等を非常に病院では多く消費していますが、この辺に関しましては新たな医薬品の管理システム等をつくりまして経費の削減、それから病院職員のいろんなむだを省いて経費の節減も図っていきたいと思っております。そういうことで何とか収支均衡に我々は近づけていきたいと思っております。

それからちょっと追加してお話ししますが、ベッドの問題。入院の161床ということでございまして、これはあり方審議会の中でもそういう199床から161床という話がございました。そして我々、現実には161床のできる体制で今はやっておりますけれども、やはり収支均衡を目指していくには161床からもうちょっといろいろ考慮していかないといけないんじゃないかと思ひまして、これから検討していかなきゃいけないところだと思ひます。

それからもう一つ、クラークの問題でございまして、外来には2人ほどクラークを配置しております。宮城県内のある市立病院では医者1人に1人つけている病院も現に1カ所あります。ただその場合、膨大な費用がかかってしまうということがございます。医者の仕事は事務的な仕事が非常に多くなっていますので、軽減するという事は大事だと思いますが、費用と効果の両方を考えていかなきゃなかなか難しいと思ひますけれども、これからもなるべく効率よく診療できますよう、そういうことも考えていきたいと思ひます。以上です。

○議長（志賀直哉君） 田中総務部次長。

○総務部次長兼政策課長（田中たえ子君） NEWしおナビ100円バスの件でございまして、おかげさまで平均180人でございましてけれども、200人を超えた日が8日ほどございました。そういったときに特に西部地区の利用が多いようでございまして。満車での乗り残しは3回ほどあったというふうに報告を受けております。以上でございます。

○議長（志賀直哉君） 7番東海林京子君。

○7番（東海林京子君） 時間もありませんので、ありがとうございます。

やはり病院の問題、本当にクラークなんかは費用がかかるんだというふうに思ひますけれども、その分患者さんの方に目を向け、手を向けていただきたいと思ひます。ぜひ、本当にパソコンとばかりにらめっこして、なかなか患者さんの顔が見られないというような状態も今はどこの病院でも出てきているんだというふうに思ひます。そういう点では待たされて、1時間待って3分診療どころじゃなくて、今、市立病院は予約制になっていますけれども、

この間もたまたま私行ったんですが、朝8時半から来たのよって言って、私は1時半に呼ばれて入ったんですが、その人もやっぱり1時半でした。というのは薬をもらうとか定期的に来ていてる部分で、余り心配も要らないのかなというふうに思いますけれども、本当にぐあいが悪くて来た人がその辺まで待たされると大変つらいと思うんです。そういう点ではぜひそういうクランク制の問題とか、なるべくスムーズに患者さんが診てもらえるような状態というのをつくってほしいなというふうに思います。

どうもありがとうございました。ああ、ごめんなさい、それから病院の費用削減の問題ですけども、医薬品の問題ですが、これはジェネリック、ああいう問題は自分が言わないとやってくれないんですか。市立病院ではどうなっていますか。

○議長（志賀直哉君） 伊藤市立病院長。

○市立病院長（伊藤喜和君） うちではジェネリック、全員オーケーという形でしておりますので、処方せんにジェネリックをもらっていいですよもう既に許可しておりますので、そのまま持って行っていただければもらえるようになっております。以上です。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（志賀直哉君） 17番阿部かほる君。（拍手）

○17番（阿部かほる君）（登壇） 12月定例会、ニュー市民クラブの阿部かほるでございます。質問の時間を与えていただきました先輩議員の皆様、同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。

さて、アメリカを震源とする金融危機は瞬く間に全世界に広がり、日本においても実態経済に悪影響を及ぼし、物価上昇、雇用不安など市民生活を直撃しております。年の瀬を迎え、苦悩、困窮している市民の皆様には行政の速やかに適切な対応をまずお願いしておきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして順次質問してまいります。市長を初め関係者の皆様にはよろしくご答弁をお願いいたします。

初めに、門前町のにぎわいの道づくりの取り組みについてであります。

日本全国、ほとんどの市や町では中心市街地の空洞化現象が起きており、これをいかにして再生させるか、まちづくりの課題であります。塩竈市も例に漏れず大きな課題として取り組んでおります。去る10月14日、広島県福山市に同僚議員とともに視察に行っていました。福山市のにぎわいの道づくり事業について強く印象に残った点を紹介しながら、塩竈市のにぎわいの道づくりについて考えを述べさせていただきます。

福山市も空き店舗の増加による商店街機能の低下を受け、中心市街地活性化法に基づき取り組んだことは、国土交通省補助事業としてにぎわいの道づくり事業と経済産業省の補助によるファサード整備事業、この二つの事業によりにぎわいの創出を図り、都市の再活性化を目指し、道型パークを完成させました。その結果、事業後は空き店舗率13%からこの事業効果によって4.4%まで減少しました。また飲食店もふえ、商店街のリニューアル事業と相まって美しい町並みが形成されました。空き店舗の活用のポイントは、1. 商店街に必要な業種等の誘致。2. まちなか大学事業として、地元の大学による市民講座や生涯学習を支援する講座など空き店舗を利用して開催する。まず市が主眼としたところは、人を呼び戻すのではなく必然的に人が集まることを考えたことです。歩道にはポケットパークを整備し、人と人との交流を図る。また定期的に朝市・夕市・バザールの開催等。そうして集まった人たちを街灯・カラー舗装・植栽等、歩行者空間をグレードアップした沿道の商店施設へと誘導するような方策を考えたのであります。また高齢化の進む中、商店街では店ごとに店頭にイスを設置し、市民の休息とコミュニケーションの場を提供しておりました。

このような取り組みは、塩竈市においても非常に参考になるのではないのでしょうか。私たちの住むこの塩竈は、塩竈神社の門前に開かれたまちです。その神社の表参道から裏参道前面の整備が最終の仕上げの段階に入っております。市民の皆様から塩竈のシンボルロードとして街路樹は塩竈市を象徴する鹽竈櫻（シオガマザクラ）を植えてはどうか、白菊の花を植栽してはどうでしょうかという意見が上がっております。プロムナードとしてのセンス、要素を取り入れた歩道にしてほしいという声も上がっております。また、本塩釜駅までの歩道にどのような計画があるのか。観光客や朝夕に多くの市民の皆さんが散歩しております。一息つけるようなポケットパークの整備等も考慮に入れ、にぎわいの道づくりとしてできることがあるのではと思いますが、お聞かせください。

2番目に、仙台塩釜港港湾計画改訂の進捗について。

このたび仙台塩釜港港湾計画改訂作業が終了し、宮城県からその素案が発表されました。この素案による港湾計画は30年後の長期視点に立った仙台塩釜港の目覚すべき将来像について検討し、その将来像を実現するため、おおむね15年後を目標とした港湾整備のあり方をまとめたものであります。これからの港湾整備に当たっては、短期的なものの中期的なものを分けて考えておく必要があります。主な変更点の一つとして、港町塩竈の再生、にぎわい拠点の形成に向け海辺の魅力を生かした水面活用を図るため、港奥部の埋め立て計画が見直されています。

しかし短期的には、港づくりの中でも高潮対策、防火・防犯のための照明の増設などはいまだに十分でなく、市民の安全を最優先させなければなりません。また中期的には、地域産業の輸送合理化に対応した物流機能の強化を図るため、貞山埠頭の既存施設の再編、集約化を行い、さらに新たな水深マイナス9メートル岸壁を計画して用地の拡張を行うことも目標に上げられております。既存の老朽化が激しい倉庫群の建てかえに当たっては、太陽光発電を備えた多機能施設が望ましく、災害に強く環境に優しい港町塩竈の再生に向けた関係者のご努力を期待しております。

そこで私からお聞きしたいのは、港のマイナス9メートルしゅんせつと津波の関係についてであります。今回示されました仙台塩釜港港湾計画の改訂において、塩釜港区の航路水深をマイナス9メートルにしゅんせつする、また貞山埠頭岸壁のマイナス9メートルに掘り下げる計画等が盛り込まれ、今より港の水深が深くなるのですが、塩釜港のような入り江型の港の場合、深くなることによって近い将来、確実に発生が予想される宮城県沖地震による津波は伝わり方に変化があるのではないかということです。速くなるのであればそのことを市民に周知し、避難方法も考えておく必要が出てまいります。また防潮堤と津波マップについてであります。現在、防潮堤については観光棧橋側が完了し、向かいの北浜地区は今後の緑地整備の中でつくられることになっていますが、この防潮堤はどの程度の高さの津波を考えてつくられているのか。深さと速さの関係で、速くなるとすれば津波の大きさも変わります。現在の津波マップも見直さなければなりません。前もってこのような現象が起こることの周知が必要で、行政は市民に知らせることが大切と思いますが、どのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、港湾計画改訂に関連して、浦戸航路の整備と浦戸漁業関係者の所有する船舶の塩釜港内での係船場の確保についてであります。皆様もご存じのように浦戸諸島に橋はありません。唯一の足となるものは市営汽船があります。これも時間、本数に限りがありますので自由にはなりません。そこでおのずと所有する船を使用することになるのですが、塩釜港内には用向きに合わせて自由に使用できる岸壁がないのが現状であります。島の人たちにとって航路は道路であり、係船場は駐車場であります。この塩釜港は漁港区域と港湾区域に区分されていて、漁船・貨物船等、船の種類によって岸壁の使用が区別され、使い勝手が悪く、縦割り行政の弊害があらわれているところです。港についても規制緩和し、これからは視点を変えて経済的に効率よく港の機能を有効に活用するために、港の背後地へのアクセスに合わせた岸壁の利用方法を検討すべきではないかと思っております。そして、とりあえずこの港湾計画の見直しを契機に、離

島を抱えている塩釜港は市民に開かれた港の使い方に特例を設けて対処するのも一つの方法ではあります。お考えをお聞かせください。また、これとあわせて浦戸塩竈間の夜間航行の航路の安全確保には、利用者や関係者の意見を十分に吟味した上で格別のご配慮をお願いしておきます。

3番目に、学力向上と総合学習について。

市全体での学力向上に向けての取り組みについてお尋ねいたします。ことしも年の瀬となり、来春に進学を控えている中学3年生の子供を持つ親の気持ちを考えると切ない思いになります。21世紀を担う子供たちに確かな学力、豊かな心の育成を通して生きる力を身につけさせることが求められております。しっかりと学力をつけることは社会を生き抜いていくための基礎であります。人によって能力の違いはありますが、基礎学力はしっかりと身につけさせることが大切です。文部科学省が行った全国学力テストで好成績をおさめた秋田・福井・富山の3県に共通していたことは、補習をよく行っている、宿題をよく出した、授業研究・教材の研究に取り組む教師の熱心さが上げられておりました。補習授業、家庭学習の大切さ、宿題のあり方、先生の教育に対する熱意が欠かせない点であります。また平成19年度より文部科学省と厚生労働省が連携し、放課後子どもプラン推進事業がスタートいたしました。これまでは放課後児童健全育成事業として、共働き家庭など留守家庭の児童を対象に事業が推進されてまいりましたが、文部科学省はすべての子供を対象として安全安心な子供の活動拠点を設け、さまざまな体験、交流活動等に加えて、家庭の経済力にかかわらず学ぶ意欲がある子供たちに学習機会を提供するという学習支援の充実を柱に事業が推進されていますが、塩竈市の学力向上へどのような取り組みをされているのかお尋ねいたします。

次に、総合学習についてであります。豊かな心、生きる力をはぐくむことは学力の向上と常に相関関係にあります。県北のある中学校が取り組んだ総合学習の事例を紹介し、塩竈市では総合学習をどのようにとらえ、進めているのかお尋ねいたします。この学校では地域を学習の場として、地域環境を自分自身の問題ととらえ、実践力を育てることを目標にした総合学習、環境保全プログラムを作成し、1年生は松枯れ対策、2年生は磯焼け調査、3年生は冬水田んぼと各学年のテーマを設定。これを3年間、実践研究させました。1年生の松枯れ問題では、原因となる松くい虫の線虫がマツノマダラカミキリムシに寄生し、地球温暖化の影響を受けて北上しているため被害が拡大していることをつきとめ、その駆除活動を通して松林の取り巻く環境の状況を直視させ、その保全対策のための講話、松林除草・清掃作業、黒松苗木の植林、

カミキリムシの天敵アカゲラがすめるよう巣箱を設置し、環境整備を行いました。このように一つのテーマの活動から、動植物の生態系や松林が果たしている防砂・防潮林や津波等の防災としての役割、環境問題など、次から次へと研究テーマが広がり、また地域住民との協働により、多くの人と触れ合いながら環境教育を中心に据えた総合学習の成果を見せてもらいました。学ぶ喜びと学習意欲を増進させ学力向上につながる、まさしくこのような取り組みが総合学習ではないかと考えますが、塩竈市での総合学習の現状をお聞かせください。

4番目は、食物アレルギーの対応について。

今年ほど食物に不安を感じた年はないのではないかと思います。特に外国産の食物、食品に対する不信感は私たちの食生活を見直すきっかけともなり、食の安全や子供たちの食育にも大きな関心が高まりました。塩竈市ではことしから6年かけて市食育推進計画に取り組み、その一環として、子育てを前に食育の関心が高まっている妊婦向けに海の幸を使ったレシピ集を作成し、母子手帳交付の際に配付するなどして生まれてくる子供と妊婦の健康管理を進めております。そこで私の聞きたいのは、生まれてきた子供たちの食物アレルギーへの対応です。食物アレルギーは特定の食品、鶏卵・乳製品・小麦などが原因となって異常な過敏反応を示し、皮膚・消化器・呼吸器などに病的症状を起こすことであり、乳児期に多く発症し、年齢とともに耐性を獲得して自然に寛解するケースが多いと言われております。この食物アレルギーを正しく理解し適切に対処するために、塩竈市はどのような対策を講じているのでしょうか。特に乳児期発症時にはアトピー性皮膚炎を併発していることが多いと言われておりますが、乳幼児健診時における対応についてお尋ねいたします。

次に、学校給食についてお尋ねいたします。仙台市を初め近隣の市や町でも食物アレルギーを有する児童生徒が年々増加の傾向にあると伺っております。学校給食においても食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者の不安を解消するよう実態を把握し、学校全体で対応して共通理解を図ることが求められておりますが、塩竈市の学校の現状とアレルギー対策についてお尋ねいたします。また、保護者と栄養教諭が連携をとり、児童生徒への指導は児童生徒の発達段階に応じて健康指導・栄養指導・生活指導を行うことによって自己管理能力を育成することが大切であると思います。それと周りの児童生徒への指導も必要で、アレルギーは食物の好き嫌いの問題ではなく疾患の一つであることや、自分にとって問題のない食物でも人によって生命にかかわる反応になって出てくることもあることなどを指導し、アレルギーという病気に対し理解を持たせることが重要であります。アレルギーを有する児童生徒の精神面でも十分

配慮しながら、楽しく円滑に学校生活を送れるよう願っているところではありますが、対応をお聞かせください。

最後になりますが、浦戸諸島の高齢者福祉の取り組みについて。

高齢者福祉の現状と今後の取り組みについてお尋ねいたします。高齢者福祉については、その柱である介護保険制度の導入以来、介護現場では人手不足や待遇などの課題を指摘されながらも、市民生活への定着が進み、高齢者人口の増加に伴い、利用者の数もふえています。塩竈市は介護保険高齢者支援ガイドブックを作成して、制度の取り組みとサービス利用の啓蒙並びにその業務の推進に努めているところではありますが、他の地域と比較して高齢化の進む浦戸諸島に居住する高齢者は、島に介護サービス事業所がなく、また船という交通手段しかないため、市内居住の高齢者と同等の介護サービスを受けられる環境にないと思われます。市内であれば車いすでも玄関から玄関まで送迎可能なサービスが受けられます。しかし島の高齢者の方々は、船を利用して海渡するのが難儀なので必要とする介護サービスの利用ができないのではないのでしょうか。このような高齢者介護制度による格差が見られる浦戸地区の現在の高齢者率は何%になっておりますでしょうか。また、高齢者福祉の現状と今後の取り組みについてお聞かせください。

以上で私の1回目の質問を終わりといたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部かほる議員から5項目にわたるご質問をいただきました。

初めに、完成間近になってまいりました北浜沢乙線道路整備に合わせての塩竈神社の門前町にふさわしい道づくりについてのご質問にお答えいたします。

県事業とセットして施行いたしております北浜沢乙線の整備、大変沿線の皆様方にはご不便をおかけいたしてまいりましたが、ようやく平成21年度には完成する見通しであるというような話を県の方からお伺いをいたしたところではありますが、この道路の完成は名実ともに本市のシンボルロードとして大変重要な役割を果たしていくものと期待をいたしているところであります。そういった道路歩道への植栽についてのご質問でありました。歩道への植栽につきましては、樹木の生育に必要なスペースを確保しながら行わせていただいておりますが、この地区におきましては効果的な景観づくりに配慮し、電線類などを地中化いたしまし

た。地下の部分がかなりこういった埋設物で占められております。このため植栽に当たりましては、このような地下埋設物の状況でありますとか沿道地権者のご意見等も踏まえ、施行者である県に要望をいたしてまいったところであります。具体的には、例えば西町地区におきましては背の高い木が生育するために必要な地中のスペースが確保できなかったことから、四季の彩りと塩竈を読んだ和歌にちなんだ春のかすみをイメージしたヒラドツツジやウツギ、あるいは塩竈街道の原風景であります白菊、さらには彩り鮮やかなカンツバキなどの低木類を選んだところであります。また七曲坂から東の地区におきましては、旧道を活用することによりまして比較的広い地下空間を確保できますことから、低木に加えてハナミズキを植えさせていただいたところであります。今後、植栽をされます本町と宮町地区については歩道幅員が比較的広くとれておりますので、これまで市民の方々から大変要望の高かったオオシマザクラやシダレヤナギなども植えていただきますよう県と交渉いたしておるところであります。

次に、ポケットパークについてのご質問であります。北浜沢乙線の整備とあわせて赤坂交差点と神社表坂向かいの2カ所をポケットパークとして整備をさせていただいておりますが、今年度は休憩施設としてベンチを新たに4基設置させていただいております。ポケットパークは、しばし体を休めたりまちの風景を楽しむ上で欠かせない空間でございますので、これとあわせて市が進めております古い和歌を刻んだ盤、道標あるいは和歌等をごらんになるの方々のための詠み人等々の修景施設を平成21年度までに整備し、門前町にふさわしい道路として整備を行ってまいりたいと思っておりますし、こういった道路を多くの市民の方々の憩いの場として活用いただきますほか、県内外からご訪問いただく方々の新たなにぎわいの場の創出につなげてまいりたいというふうに考えております。

次に、仙台塩釜港港湾計画の改訂についてご質問をいただきました。

短期的課題と中長期的課題を峻別し、整備が行われていくべきものというような委員のご質問でありました。まさしくそのとおりであります。短期的課題につきましては、例えば航路しゅんせつ、あるいは老朽化した施設の更新、さらには津波防潮堤等が短期的な整備課題になるのではないかとこのように考えているところではありますが、そういった中で航路しゅんせつと津波との関係についてご質問いただきました。今回の港湾計画で予定されておりますしゅんせつ、現況のマイナス7.5メートルを旧来から必要でありましたマイナス9メートルに増深するものであります。幅員は160メートルから250メートル程度であり、このしゅんせ

つによる津波の速度に対する影響についてご心配をいただきました。宮城県沖地震連動型での津波予測では、本市への津波の最高水位は2メートル20。到達時間は地震発生時から約62分というふうに想定をされております。このようなことから推察いたしますと、7メートル50をマイナス9メートル、1メートル50増進することによる津波の速度に対する影響は極めて軽微なものではないかというようなことを想定いたしておりますが、なお、津波につきましては水深だけではなく地形などによりましては速さ、高さが変化をいたしますので、こうしたデータを総合的に分析し、平成16年3月、宮城県が発行いたしました宮城県地震被害想定調査に関する報告書の内容に沿って、なお一層の防災機能の強化に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

防潮堤の高さの設定についてご質問いただきました。現在、塩釜港内において整備が進められております防潮堤は、沿岸部に大きな痕跡を残しました昭和35年のチリ地震津波の最高潮位3.3メートルを想定し、これに余裕高30センチを加えまして高さ3メートル60で整備をされております。想定される津波高に対して十分対応できるものと考えておるところであります。

次に、浦戸の自家用船の係船場の確保等についてのご質問でありました。塩釜港はご案内のとおり特定重要港湾、特定第三種漁港、それぞれの施設の一番高い地位の指定を受けている全国でも極めてまれな状況にあります。そういった施設の管理は現在、両港とも宮城県が管理運営を行っているところであります。しかしながら漁港と港湾を一体のものとして利活用ができれば港の活性化に大きく貢献し、さまざまな可能性が広がるのではないかとこの観点から、その実現を商工会議所、塩釜の港を考える会の皆様が真摯に宮城県に要望し、また、私も港湾計画改訂の基礎となる長期構想策定委員会の席上でも強調をさせていただいたところであります。県ではこうした地元の声を受け、総合相談窓口責任部門を設置したところでありますし、双方にかかわる事案の連絡調整、あるいは情報の共有化によって迅速かつ的確に行うための塩釜湾調整会議を設けていただいたところであります。今後、このような横断的な取り組みが深まることによりまして、本来、塩竈市として強く要請をさせていただきましたさまざまな課題の実現に一步近づくことになるのではないかとこのような期待をいたしているところでありますし、このような取り組みの中から浦戸の自家用船係船場の確保なども可能になってくるというふうに判断をいたしているところであります。

また、そういった中で浦戸航路の夜間の安全確保についてご質問いただきました。塩竈朴

島間の市営汽船はもちろん、浦戸にお住まいの方々の船舶のためにも航路の安全確保は極めて重要な課題でございます。現在、航路筋の目標物として浮きだるを12個、夜間航行を考慮しての航路灯14基を設置しておりますほか、市営汽船には錯綜している航路でも船の位置がわかるGPSを設置させていただいているところであります。なお、今後とも一層利用船舶の安全航行のための施設の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、学力向上と総合学習についてご質問いただきました。

まさに来春に進学を希望される生徒さんたちは、今、ラストスパートの時期であります。このような生徒さんたちの事例を待つまでもなく、学力の向上は現在の教育において最大の課題であるというふうに認識をいたしておりますが、全国学力学習状況調査における本市の結果を見ますと、大変残念ながら県や全国の平均を下回るものとなっております。この結果を真摯に受けとめ、教育委員会では学力向上を図るためにさまざまな取り組みをスタートさせておりますが、このような取り組みの具体的内容につきましては後ほど教育長よりご答弁をいたさせます。よろしく願いいたします。

次に、食物アレルギーの対応についてご質問をいただきました。

食物アレルギーに対する乳幼児健診の際の対応についてであります。現在、本市では集団健診として4カ月・1歳6カ月・2歳6カ月・3歳の計4回の乳幼児健診とあわせて7カ月健康相談を実施させていただいております。19年度の乳幼児健診におけるアレルギーの栄養相談件数は87件でございました。全体の4.8%となっております。中でもアトピー性皮膚炎についての相談が最も多く、離乳食の開始前から症状が見られ、不安を抱えたまま必要以上に離乳食を制限してしまう事例もございました。アレルギーが少しでも疑われます場合は、かかりつけ医または専門の医療機関に相談していただくよう早期の対応を進めさせていただいております。また、保健指導におきましても厚生労働省で策定をいたしました授乳・離乳の支援ガイドに基づき、子供さんたちの発達状況や日々の様子を見ながら、離乳食の開始時期や離乳食の進め方、あるいは完了時期を決めるよう指導させていただいております。

また、学校給食に対するアレルギー対策につきましてもご質問をいただきました。全国的に食物アレルギーを持つ生徒数は年々増加の傾向にあり、本市といたしましてもアレルギーを持つ児童生徒が給食を安心して楽しんで食べていただけますよう努力をいたしておりますが、その詳細につきましても教育長からご答弁をいたさせます。

最後に、浦戸諸島の高齢者福祉の取り組みについてご質問をいただきました。

このことにつきましては、9月定例会におきましても二、三の議員の方々から大変示唆に富んだご提案をいただいたところであります。そういった中、浦戸地区における65歳以上の高齢化率についてご質問をいただきました。この10月末で323人、高齢化率は50%を超え、高齢化は今後とも進んでいくものと判断をいたしております。また介護保険、要介護認定者は約30名の方々があり、このうち半数が介護保険で老人保健施設などの施設サービスを利用され、残る半数はホームヘルプサービスでありますとかデイサービスなどの在宅サービスを利用されております。浦戸地区におきましても疾病の早期発見、早期治療につなげるための住民健診を初め高齢者の健康づくりを推進しております。特に浦戸地区は高齢化率が極めて高いことから、今後は閉じこもり予防事業として浦戸ブルーセンターを活用した浦戸いきいきデイサービスの開催などをぜひ検討してまいりたいと考えているところであります。本市では、現在、高齢者の方々が健康で自立した生活を継続していただけますよう、健康づくりや介護予防の支援事業、さらに介護予防の一環として転倒予防教室の開催あるいは保健師や看護師による訪問指導等を行っておりますが、さらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からお答えをいたしました。残余の部分につきましては教育長よりご答弁をいただきます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） では、私の方からは3点についてお答えいたします。

まず一つは、市全体での学力向上に向けての取り組みについてでございます。大きく四つの点から今、取り組んでおります。一つは全国学力学習状況調査の分析を入念に行い、それをもとに指導方法の改善等に努めているところでございます。本市の児童生徒は国語、算数、数学とも全国・宮城県の平均値より低い結果となりました。しかし小学校の算数、中学校の国語においては県や全国平均値に近いものでございました。正答率がよかった内容をお話しますと、小学校の国語では漢字を正しく読むこと、スピーチの組み立てを工夫すること、算数では掛け算や割り算の計算ができること。中学校の国語では漢字を読んだり使ったりすること、数学ではグラフを読み取ることや比例の問題がよくできているという正答率でありました。各学校ではこれらの結果を受けて、子供一人一人に学習の目標をしっかりととらえさせ、自分の考えをしっかりと持たせることなど、学習意欲を持たせて日々の授業に取り組んでいるところでございます。保護者に対しても個人ごとの結果を知らせ、また学校全体とし

での傾向や結果を保護者に知らせ、学校での取り組みなどを知らせながら保護者の理解をいただき、ご協力をいただいているところがございます。やはり家庭でのほげましや規則正しく生活することの大切さなどに家庭でも声がけをお願いしているところがございます。

二つ目の取り組みとしては、一人一人の子供が家庭学習時間の増加が図られるようにすることです。本市においては、3カ年計画で取り組む塩竈市学力向上プランを作成しました。1年目のことしは学力向上検証チーム、これは教務主任とか研究主任とか教科指導員等からなるチームでございますけれども、家庭学習の習慣化を図る効果的な実践事例集を作成しました。学習予習や復習の仕方、学習時間の目安、わからなかった場合の学習の仕方などが示されているものです。学習の習慣化と家庭での学習時間の増加を考えております。

三つ目は、教師の指導力の向上です。そのために学校の枠を超えた教師同士での積極的な授業の公開を行っております。具体的には市内各小中学校で行われる研究授業への参加、また県の指定を受けております第一小学校の学力向上サポートプログラム事業、算数・数学の少人数指導などについての公開授業です。学習に意欲的に取り組ませるためにどのような指導をしたらいいか、少人数指導を行う上でのクラス編成のあり方など、さまざまな視点から教師が指導力向上に努めておるところです。

四つ目には、しおがまサマースクールの充実です。今年度は1,000名を超える参加がありまして、進んで学習する態度、中学校教師によるお楽しみ授業などにおいて一定の成果が見られました。来年度は今年度の成果や課題を踏まえ、学習の楽しさを味わわせる講座、例えば文章題に挑戦する学習や市から委嘱された教科指導員、教師支援員などの学習内容や支援体制の充実に努めていきたいと考えております。また補習につきましては、学校によりましては夏休み期間中、教師が出てくるときに子供に個別指導したり、また放課後も担任の時間の許す限り個別指導を行っております。また、なかよしクラブ等でも指導員の方が宿題を中心に見てくれているようでございますけれども、これらについては議員よりお話のありました放課後子どもプランについては学習活動やスポーツ・文化活動、地域との交流を通じた子供の安全な居場所づくりを目的とした事業でございますので、今後この事業は学力向上の手法として活用できないか検討してまいりたいと思います。と同時に、今、その他の施設、エスプとか児童館等でもいろいろな講座、例えばエスプにおいては工作・図画などを通じたものづくり、ワークショップの理科遊びとか、そういうことをエスプの職員並びにボランティアの方々が講師として子供たちにそういう指導を行っておるところでございます。今後ともそ

れらについて子供たちの学力向上に努めていきたいと思っております。

次に、総合的な学習の時間でございますけれども、総合的な学習の時間は議員のお話にあったとおり、みずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を養うものとして塩竈市教育委員会としても考えております。小学校では、例えば塩竈市の歴史や文化、中学校では職場体験や修学旅行での研修についてが主な活動となっております。例えば第一小学校では、3年生では「見つめよう 私たちの市塩竈」、4年生では「塩竈水探検隊」、5年生は「塩竈発 地球環境問題解決のための第一歩」、6年生は「人に優しいまち塩竈市を目指し」というテーマを掲げ、実際に商店街や公共施設に行き聞き取り調査をしたり、図書館やインターネットで調べ学習をしておるところでございます。まとめとして聞き取りしたことや調べたことを模造紙にまとめたり、演劇にかえたりして発表会を迎え、その発表会には保護者や地域でお世話になっている方々を招待してそれぞれの発表を行っているところでございます。また市民の皆様にも先日の教育フェスティバルのときに、例えば第一中学校の子供が琴の演奏をしましたが、あれも総合的な学習の一環の一つでございます。また、第二中学校ではこれまでもお話ししてきましたけれども、2泊3日で農業体験をしております。これらについては農家の方との触れ合いや農作業体験を通して農業や食の原点を知り、農業の大切さや苦勞、仲間と協力する姿勢や責任感について考える貴重な体験活動となっております。なお、先月、奥州市で行われました農業体験フォーラムでも子供たちが立派に発表したところでございます。今後、総合的な学習の時間については、各教科で身につけた学習を生かす場でもありますので、今後も体験活動を重視しながら充実させてまいりたいと考えております。

次に、アレルギーについてお答えします。アレルギーを持つ児童生徒の状況は、塩竈市内では調査を開始しました平成14年度は要対応児童生徒は175人、全体の3.2%でした。本年度は265人、全体の5.8%と増加しております。また原因食品がさまざま、一人で複数のものを持つなど内容も複雑化しておるところでございます。対応につきましては、子供の生命にかかわることでございますので、保護者との十分な理解と連携が必要であると考えております。保護者に対する説明ですけれども、小学校入学時の健診や入学説明会などにおいてアレルギーの申し出があった際に、養護教諭や栄養士と個別に面談を行い、対応の希望があれば必要な書類を渡し、保護者に主治医からの指導を受けていただき、十分理解した上で申請書を提出していただいております。その結果、対応する場合は栄養士が詳細な献立の使用食材一覧

を作成し、担任を通して保護者へ確認をとりながら実施しております。しかしながら、先ほども申し上げましたが複数のアレルギー原因食品があり、学校での対応が難しい場合があります。そのお子さんに対しては保護者の方にご理解をいただいて、また生命の安全を考えまして弁当持参をお願いしておるところでございます。年々、アレルギーを持つ児童生徒は増加の傾向でかつ複雑化しておりますので、給食の提供には今まで以上に危険が伴うことと考えておりますけれども、そのために今後は、現在さらに症状などを保護者から詳しく聞きながら、個人調査票を検討し、より制度の高い内容の把握に努めたいと今、検討しております。なお、アレルギーのある児童に対しての精神的な影響がないようにということで、例えば学校としては弁当持参の子供が学校に弁当を持ってきた場合、食器にほかの子供と同じように一回その弁当の物を同じ食器に移しかえて同じ食器で食べる、そういうような配慮などをしながら精神面のケアも図っておるところでございます。今後も食の安全を最優先に考えて対応に不安や危険が伴わないよう、保護者との連絡を密にとりながら努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（志賀直哉君） 17番阿部かほる君。

○17番（阿部かほる君） 丁寧なご答弁、ありがとうございます。市長の方から沢乙線の整備の最終段階ということで街路樹あるいは植栽についてお話をいただきました。市民の皆さんにしますと、もう間もなく私たちの目の前にでき上がりのすばらしい町並みがあらわれるわけで、大分関心を寄せ、そしてまた喜んでその完成を待っているようでございます。塩竈市のシンボルといたしますとやっぱり鹽竈櫻、皆さんが一様におっしゃるんですね。それから景観ということになりますと、なかなかそういった条件をクリアしてということですが白菊をずっと植えてはどうかと。景観整備という面からいたしますと、いろいろなものをたくさん植えますと統一感がない。やはりその統一感というのは町並みには大変必要ではないだろうか。そういったこともあわせてお願いをしておきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、塩釜港の改訂に対してですけれども、今、市長の方から津波の状況とかも説明をいただきましてありがとうございます。私は一市民として大変その辺を気にしておりまして、きょう質問させていただきましたけれども、少し安心してもいいのかなというふうに思っております。ただ、一つ市民の立場にしますと、防潮堤ができますととても安心するんですね。しかし防潮堤があるから決して安心ではないはずで、やはり津波が来る速度をちょっと防ぐ

という、そこで防げる波の高さであれば防げるということであって、それ以上であればとにかく早く逃げなさいということがまず私は津波に関しては大事なことだろうと思いますので、どうぞあわせて、とにかく逃げるのが一番なんですよというようなお声がけも必要ではないかというふうに思いますので、どうぞ防災の面ではひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、10月11日でしたけれども、東北大学の百周年記念講堂ができました、そこで講演会がございました。パネルディスカッションがありまして出席しましたけれども、セントラル自動車の社長、それから宮城県知事さん、それから山形県の知事、東北大の大学院の先生とかということで話し合われたのが、やはり物流とそれから東北の産業・経済の活性化ということでございましたけれども、その中で出ましたのが、道路・港湾・空港等の規制緩和ということが大きく取り上げられました。そのとき私は、これは塩竈にとっては最大のチャンスだというふうに思ひました。今、市長から大変うれしお話を伺ひました。市民サイドあるいは行政サイド、市長のお立場で一生懸命、規制緩和ということでお話を進めてくださっているということで大変きょうはうれしく思ひます。塩釜港をよく見ますと、規制のためにがんじがらめという、島の人たちもそれがあるためになかなか生活が不便を強いられているという、こういったことを踏まえますと、やはり規制緩和しかないなというふうに思ひました。いろいろお話を伺ひますと、法律で決まっているんだからだめだよというような話もいただきましたが、法律はだれのためにあるのか。それから港がこういった疲弊しているときに、そんなことを言っていたんではもうつぶれてしまうと。何とかそれを打ち破るには大きな意味で皆さんの力を結集して、そして経済効果というものを考えていかなければならない。そういう意味では知事さんからもそういうお話を聞きましたし、また東北が大きく変わるこの転機、仙台塩釜港というのは大きく変わると思ひます。お話を伺ひてうれしくなりました。仙台港はもう目いっぱい、自動車産業でもう目いっぱいになるということで、ぜひ塩竈にシフトしてほしいという思ひでございました。そうしますと塩釜港の倉庫あるいは冷凍冷蔵庫、たくさんありますけれども、今、不況で皆さん困っていらっしやいます。一日も早く、そういった倉庫や冷蔵庫が満杯になるくらい物流の拠点として塩竈が再生することを私も願ひっております。どうぞ市長さん、これからもひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次に、学力向上と総合学習について。塩竈でもサマースクール、大変好評でございました。父兄の皆さんもとても喜んでおります。ぜひこれをまた来年度、取り組んでいただ

きたいというふうに思っております。また、学力向上につきましても第一小学校では学力向上サポート事業をしております。そういったことを全学校に実は波及してほしいというふうに思っております。宿題につきましてもクラスの先生がそれぞれ宿題を出すんですが、そうじゃなくて学年として宿題を出してほしいというご父兄の方たちの意見がございます。そっちのクラスは音読だけで、こっち側のクラスは漢字100とかあるいはプリント1枚とか、時間にすると相当数、40分、1時間ぐらいの家庭学習の差がつくような宿題のあり方があるようですけれども、親心にすれば少しでも勉強する時間をとれるようにという思いがありますので、ぜひ教育長、その辺のことを全学校で実施していただければ、同じように基礎学力がついていくのではないかとこのように思っております。秋田の学力が日本一ということで発表になりましたけれども、そのときに秋田のそういう教育に携わっている方が一言おっしゃっていました。「秋田県は過疎地もあります。山間部もあります。塾にも行けません。ですけども、本当の義務教育の基礎学力はどこにいても同じように学力がつくようにしてやるのが私たちの責務です」とおっしゃいました。これはすばらしい言葉だと思います。ぜひ塩竈でもこういったことで全学校、統一して行っていただければということをお願いしたいと思っております。

それでは食物アレルギーに対して、本当にありがとうございます。お弁当をわざわざ食器に移しかえていただくというような配慮までしていただいていることを心から感謝申し上げます。特に1年生に入学した子供たち、その中でアトピー性皮膚炎とかを患っているお子さんは大変つらい思いをした子供さんもいらっしゃいます。子供は何気ない言葉を発します。どうしたのということならまだいいんですけれども、なかなか皮膚の状態を見て何だろうみたいな、そんなことで傷ついたお子さんもいらっしゃるようですし、また大変なのがプールなんです。プールというのは消毒液が入っていますし、消毒するための塩素とかいろいろ使用していますので、皮膚炎のあるお子さんはまず入れないということです。そうしますと、大体それでも3年生、4年生ぐらいになると改善されて自然によくなっていく。そうしたときにプールにいよいよ入れると、泳げないわけですね。そういった指導をぜひ子供たちに、きちっと先生方からしていただければということをつけ加えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それから乳幼児の対応につきましては、私も小さいお子さんを持ったお母さんたちと接していますのでよくおっしゃられるんですが、これがまた育児ノイローゼにつながるんですね。

というのは、赤ちゃんに湿疹が出てきたことをお母さんが余り気にしていない場合、夜、寝たときに1時間ぐらいうると温かくなりますのでかゆくなるわけです。そうすると赤ちゃんが夜泣きをしてしまう。何で泣いているかわからないということでよく相談されたりします。見ますとこの辺にぼろっと出ているわけですがけれども、7カ月健診当たりが一番出ますので、ぜひその辺での対応、ぜひ保健所の方で心がけてやっていただきたいとも思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから浦戸諸島の高齢者福祉の取り組み、いろいろ市長からいきいきデイサービスの件もお伺いしました。よろしくお願ひいたします。冬場にかけてましてノリ・カキ、大変最盛期を迎えて、うちの方たちは仕事に一生懸命でございます。そうしますと高齢者の方は一人で留守番ということになりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（志賀直哉君） 暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時58分 休憩

---

午後3時15分 再開

○副議長（今野恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番伊藤栄一君。（拍手）

○14番（伊藤栄一君）（登壇） ニュー市民クラブの伊藤栄一です。平成20年第4回12月議会の一般質問も本日が最後となりました。あと二十日足らずでことしも終わろうとしております。ことし1年を振り返りますと、世界じゅうが注目した中国北京オリンピック、日本選手団も立派な成績を残して大成功に終わりましたことは皆さんとともに喜びを申し上げます。また、アメリカからの発信かと思われませんが、世界的な金融不安、荒れる日本国会、そのほか極悪非道な殺人事件などなど、事件の多い年でもありました。来年こそはと頑張っておる企業、そして市民の方々などに対して、今回、国の政策の定額給付金や日銀の対応では、今日の景気悪化にまで救済できるかどうか心配です。

それでは、通告に従い質問をいたします。昨日より先輩同僚議員の厳しい質問がありました。極力重複を避けたいと思いますが、重なる点がありましたらご容赦のほどお願ひ申し上げます。

①番目に、景気悪化による行財政の動静について。

①の1番目ですが、当市の基幹産業である水産・加工業について伺います。原料・燃料・包装など資材高騰による経営の疲弊、倒産、廃業が相次いでおるようですが、ご当局としては産業振興対策があるのでしょうか伺いいたします。

次に、①の2番目ですが、全国的に公共事業の予算減に対し建設業、地元建設業、さらには越の浦春日線の推移について伺いいたします。近年、公共事業費の予算額が削減されておりますが、先日、宮城県の長期計画で発表された中で、仙台港が800億円、塩釜港が400億円といううれしい記事がありました。前回、我が会派の阿部かほる議員がいろいろと細部にわたりご質問しておりますが、私は大まかなご要望だけをしたいと思います。塩竈の計画内容を調べてみますと、航路しゅんせつと岸壁改修事業が主なものです。近年、船舶は大型化しておるため航路しゅんせつは当然であると思いますが、塩竈の欠点は航路にあると思います。航路入り口幅員が250メートルあり、中間が代ヶ崎・地蔵島間が150メートル、内陸幅員が250メートル、さらに航路が曲がりくねり、出入港しづらい港として大型船の船長さんたちの話題となっております。今後、港町塩竈が生きるか死ぬかの瀬戸際です。人工島を考えるくらいなら地蔵島の移動など簡単にできるのではないのでしょうか。どうか400億円の長期計画の中で考えてみてはどうかご要望したいと思います。

それでは質問に入りますが、地元建設業と越の浦春日線について伺います。景気悪化にさらに公共事業の予算減などの影響により、地元建設業界は10年ほど前までは20数社ありましたが、現在では倒産、廃業などがあり、約半数となっております。今回の日銀の対策では大手企業はプラス指向にあると思われませんが、零細企業にもプラス指向になっているのでしょうか。ご当局としては事業誘致に力を入れ頑張っておりますが、地元企業も生き残れる対策があれば伺いいたします。また越の浦春日線について伺いますが、塩竈市の継続工事みたいなものでございますが、毎日のように公共事業削減が目にとまります。今回からは宮城県が施行いたしますが、塩竈市内を通る道路であります。その反面、塩竈市では事業費や施行延長、また市道東塩釜吉津線との交差点などがどのように変わられるかをお伺いいたします。

次に、①の3番目ですが、景気悪化のしわ寄せが後期高齢者対策に影響しておるのでしょうか。公共的な介護施設の不足、独居老人に対する対応、老老介護の高齢者夫婦の生活への援助などについて伺いいたします。

次に、②番目の学校教育について伺います。

何度か質問しておりますが、なぜ塩竈から体験教育が発信できないのでしょうか。年に一、二回の程度では夢を持てる体験教育にはほど遠いと思います。前にも述べましたが、近畿ツーリストで浦戸1泊2日の募集では1時間で定員オーバーの盛況でした。皆さんもテレビで見たかと思いますが、先日、NHKテレビで放映されました山形県の戸沢村、人口1,000人弱の村ですが、年間観光客または生徒の実習で5,000人以上が訪れるそうです。実習では民宿に泊まり、農家の手伝い、さらには自分たちの種まき、草取り、収穫まで、学校に帰ってから収穫までの夢を見て話題が尽きないそうです。私はこれが本当の夢のある体験教育と思います。塩竈にあのすばらしい宝の島、浦戸諸島があります。どうかご期待したいと思っております。②番目の1ですが、夢を持てる体験教育ができないものかお伺いいたします。

次に、昨今人に傷、けがなどを負わせたり、あやめたりしても平気でおる人間が数多くなってきたように思います。そこで②の2番目ですが、命の大切さと人生、生きる幸せと道徳、どちらも大切であります、どちらを主とした教育指導をしておるかお伺いいたします。

次に、③の防災についてお伺いいたします。

縦横の連絡方式なんです、私は前に昭和35年、チリ地震津波の体験から参考に質問したことがあります。被災者宅に救援物資を2回も3回も配り、もうたくさんだと言われたこと。当時、救援物資は諸外国からのもので、日本人に下着はなかなか体格で合わない点もあったかと思いますが、そういう点では被災者からは何度もそういうものは要りませんというお答えが出てきた。さらに、担当課では職員が何時ころどこまで海水が上がったのかと何度も何度も調査に行くものですから、被災者側からは後片づけの邪魔になると怒られたこともあります。連絡が悪く、反省の一言です。しかし、あれから50年過ぎた今日、岩手・宮城内陸地震がありましたが、そこでも連絡ミスと思われることが起こりました。ライオンズクラブが災害時に200万円と上下布団162組を緊急お見舞いいたしました、先月、11月に入り寒くなってきたので2回目の支援を栗原市に連絡、毛布または暖房器具のどちらかが欲しいかを尋ねました。ところが、十日たっても調査しなけりゃわからないということで返事がない。さらに私たちの方から要望を催促いたしましたが、また返事がない。そこで栗駒ライオンズクラブにお願いして現地調査をしてもらい、その結果、電気毛布170枚、それに小中学校の1,100人の防災グッズ、緊急避難用セットです。これを1,100個決定いたしました。12月3日に河北新報に記載のとおり、贈呈式に伺いました。そこでご当局に伺いますが、何度も防災訓練等を行っておりますが、立派な防災マップもできております。今、宮城県沖地震がグラ

ッときたらば縦横の連絡をどのようにするかをお伺いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま伊藤議員から3点にわたるご質問をいただきました。

初めに、景気の悪化に伴い、基幹産業である水産・加工業について塩竈市としてはどのような取り組みを行っているのかというご質問でありました。

残念ながら地域経済、今大変疲弊した状況にあります。このような中で、基幹産業であります水産業の活性化に向けまして、今、さまざまな取り組みをさせていただいているところであります。例えば水産業・水産加工業の商材の確保という点からであります。本市はマグロに特化した漁市場から、やはり幅広い魚種を取り扱える市場への転換が必要ではないかというふうに考えておりますが、その一助といたしまして、平成16年からカツオ一本釣り漁船による水揚げと輸入冷凍魚の上場の市場使用料を1000分の5から1000分の2に軽減をさせていただき、カツオという新たな分野に取り組んでいるところであります。しかしながら、カツオ一本釣り漁業における水揚げにつきましましては、凍結能力の不足という隘路が見えてまいりまして、輸入冷凍魚の上場については世界的に供給不足でありますことから、残念ながらいまだ目に見える成果というところには至っておらないところであります。

こうした中にありまして、地域総合整備財団の補助を受け、カツオの新しい食材の開発に取り組む、水揚げ増につなげる努力を始めております。水産加工業につきましましては、関連金融機関に1億5,000万円を預託させていただき資金需要にこたえてまいりましたほか、新商品の開発に取り組む事業者を積極的に支援し、新商品を全国に発信するフード見本市の開催等も行ったところであります。しかし、現在は原料魚価格の高どまりと世界的な不況による消費低迷により、依然として厳しい経営環境が続いており、本年2月15日には地元選出の衆議院議員や、志賀議長を初め県内沿岸3市の行政、商工会議所の皆様と関係省庁にセーフティネット保証制度の拡充を求める要望活動を行ってまいります。この成果といたしまして、4月から水産練り製品製造業及び塩干・塩蔵品製造業が指定業種に加わり、その他の水産関係業種につきましても引き続き市内の各関係団体のご協力をいただきまして、製造量・販売数量などのデータ収集を行い、10月には新たに冷凍水産食品製造業及びその他の水産食料品製造業が新たな指定をされ、水産加工業のほぼ全業種が保証制度の対象業種となったところであります。その後、政府の総合経済対策により対象業種の要件が大幅に緩和され、ほぼす

すべての事業者が申請できる状況となっており、現在、本市では13の事業者が保証制度の適用を受けております。さらに燃料油高騰の厳しい状況のもと、地元漁船への支援につきましては8月の臨時議会で燃料油1キロリットルに対し1円を補助することについてご承認をいただき、9月から11月分の購入分に対する第1回目の交付がいよいよ行われる運びとなっております。このほかにもさまざまな高い要請が水産加工業界、水産業界の方々からされておりますので、必要な施策をスピーディーに行い、基幹産業の育成・支援になお一層努めてまいりたいと考えております。

次に、景気悪化による行財政の動静の中で、公共事業の予算削減に伴う地元建設業界への対応、特に港湾について初めにご質問いただきました。地蔵島付近の航路拡幅についてというご質問でありました。現在、県では仙台塩釜港港湾計画の改訂作業を進めており、年内にも正式決定という運びになるということでもあります。この計画では本航路の幅員250メートル、船舶の往復ができる幅員であります。としながら地蔵島付近では160メートルとして計画がされております。しかしながら現在の地蔵島付近は幅員わずか100メートル余りで、船舶の大型化への対応、航行規制、これは片側通行ということではありますが、かけられるなど入港する船舶に著しく不便をかけており、船舶の安全航行を確保する上でも塩釜港の将来にとって大きな課題の一つであるというふうに私も認識をいたしております。こうした状況を踏まえ、国では平成19年度から23年度までの5カ年計画で、航路幅員130メートルの計画で内港航路及び外港航路のしゅんせつに既に着手いたしているところであります。議員ご案内のとおり、地蔵島付近は特別名勝松島の保護地区に指定されており、過去にこの計画が文化財保護審議会で却下をされた経過があります。そういったことを踏まえまして、長期構想策定委員会の中で私からは、反対側にございます東北電力さんの仙台火力発電所が今、旧来ございました専用岸壁等が休止の状況にあります。将来はご案内のとおり新潟からのパイプラインによるLNGに切りかえるという計画でございますので、ぜひこういった休止している施設側に航路幅員を広げられないかというようなご提案をさせていただきました。現状では東北電力さんにおきましても将来のエネルギー危機等を想定し、やはりLNGプラス石炭という可能性は残しておきたいという返答のようではありますが、この塩竈の港の将来を大きく左右する航路幅員の拡幅につきましては、私も引き続き県の方にあるいは国の方に要望を行ってまいりたいと考えているところであります。

また、地元建設業界の動向についてご質問いただきました。大変、厳しい状況にあります。

地元業界の受注額が年々、低下いたしていることにつきましては私も認識をいたしております。このような状況を勘案し、本市の発注標準につきましては極力、地元業者の方々も受注できるような工夫をさせていただいているところであります。なお、今後ともこのような配慮をしてみたいと思っておりますが、そういった中で県道利府中インター線についてのご質問をいただきました。宮城県土木行政推進計画では、未整備区間を二つの工区に分け、庚塚地区から市道藤倉庚塚線の交差点まで460メートルを平成21年度に事業着手というような計画であります。残り45号線までの1,380メートル区間については、平成24年から28年度までの間に着工するという予定であります。現在、県では第1期工事区間の事業着手に向けた準備作業を進めております。計画どおり進みますと、来年度からは着手できますよう最優先で新規要望をしてみたいというようなお話をお伺いいたしておりますが、このことにつきましては本当に多くの議員の皆様方の方にも県に出向いていただき、さまざまな要望活動を行っていただきましたことの成果であるというふうに私も考えております。今後の道路整備についてであります。旧来は45号に接続する部分まで藤倉庚塚線の交差点から全面高架というような計画を持っておられました。昨今、極力市道庚塚交差点の部分で高さを下げ、それから先の部分について盛り土及び高架でというような計画であるというふうなことをお伺いいたしておりますが、詳細につきましては21年度の調査によって明らかにされると思います。そういった内容につきましては逐一、議会の方にもご報告をさせていただきたいと考えております。また、ご質問の東塩釜吉津線についてであります。今回の交差点の高さの変更に伴い、一部計画が変わることになると思いますが、本市といたしましてもあわせて整備を進めなければならないというふうに理解をいたしているところであります。

次に、高齢者の介護、独居老人の介護対策等についてのご質問でありました。本市の高齢化率は25%を超えております。市民の方々の4人に1人が65歳以上の方々という現状であります。また高齢者のひとり暮らしの世帯数、約2,000世帯であります。さらに高齢者の二人暮らしの世帯が2,300世帯、合わせますと4,300世帯の方々が高齢者の方々であります。市内全世帯数の約5分の1という状況になります。介護保健施設につきましては、在宅での介護が困難な要介護度の高い方々のために、例えば特別養護老人ホーム、あるいは在宅復帰を目指すための老人保健施設、さらには医学療養が必要な方々のための療養型の医療施設等が整備をされているところであります。今後とも高齢者の方々が自分の身体状況に合った施設に入所し、この地域で安心して暮らしをいただけますような高齢者福祉対策になお一層努め

てまいりたいというふうに考えておるところであります。

学校教育についてご質問いただきました。

浦戸における夢を持てる体験教育について、あるいは命の大切さと道德教育についてでありました。浦戸における体験教育、まさに生きる力を養っていく上で極めて重要な課題と理解をいたしております。命の大切さと道德教育との関連については、自然と人間がともに豊かな浦戸における体験活動も我々にとりましては大変に大切な課題ではないかというふうに考えております。また命の大切さと道德教育は、今日の社会問題に照らしましても大きなテーマであるというふうに考えております。いずれも教育長からご答弁をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、防災対策について。

縦横の連携についてご質問をいただきました。近年、大規模災害による悲惨な現状が各報道機関などを通じて伝えられますと、全国各地の個人、企業などから善意による救援物資が被災地へ送られるようになってまいりました。しかし、この善意の救援物資も行政側の対応次第では、速やかに被災者に届けるという最低限の目標すら達成ができないといったような事例も残念ながらございます。阪神淡路大震災や新潟中越地震などでは全国からさまざまな救援物資が被災地に送られ、仕分けもできないほどに山積みがされたそうであります。また平成19年7月の新潟県中越地震の際には、本市といたしましても被災が大きかった自治体に炊き出しの支援を地震発生の翌日に申し出をさせていただきました。しかし、返答がありましたのは1カ月後でございました。内容といたしましては「ご返事できず申しわけありませんでした。震災対応に追われ、メールを開く時間がありませんでした」という内容でありました。このように被災地では大量の救援物資や大量の救援の申し出が殺到し、それらを整理する人員不足のため被災地の混乱が続いていたものと思われまます。高い確率で予想されております宮城県沖地震に備え、救援物資の受け入れにつきましては、過去の被災自治体等の対応事例から見てもわかりますとおり、市のホームページや広報紙、あるいは報道関係各社を通じて被災地として適切な情報を発信していくことが極めて重要であると考えております。また、全国から寄せられます善意を最大限に有効活用するために、避難所配備職員や自衛防災組織などと常に連携をとり、情報収集・情報整理など、被災者のニーズを的確に把握した上での体制について検討し、市の総合防災訓練などを通じてスムーズに対応できますよう、常に危機管理を意識した取り組みを行っていくことが大変重要であるというふうに考えてお

りますので、皆様方のご協力をいただきながら、今後ともこのような努力を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） 私の方からお答えいたします。

まず、学校教育の浦戸についての合宿・宿泊を伴った体験活動についてでございますけれども、浦戸地区は自然環境に恵まれて四季折々の活動を生かしたさまざまな体験活動を行う上で適した地域でございます。ことしの9月にも浦戸二小、浦戸中学校の子供たちはブルーセンターに宿泊をしましてそこから合宿通学などをしておりまして、その中で協力することの大切さ、浦戸のよさを改めて子供たちは感知することができました。教育委員会としましても、これまで市内の学校や家庭に対して浦戸での体験活動のよさについて知らせ、啓発活動を行ってまいりました。今年度、塩竈市のすべての学校で生活科や総合学習等で約1,100名の子供たちが浦戸を訪れております。またPTA活動や家族や友人等も含めると、約1,500人の子供たちが浦戸に行っているいろいろな体験をしておるようでございます。その中で島体験や自然観察や釣り大会、また3年生以上の総合的学習では島の人たちとの交流体験や浦戸の歴史についてなどに触れて、子供たちが島のよさに触れておるところでございます。また生涯学習で企画しております「しおがま何でも体感団」においても市内の希望する5・6年生、50名にそういう積極的な参加がありまして、島民の皆さんとの触れ合いを通して文化財ウォークラリーを体験したほか、1月には浦戸を味わおうというふうに予定されております。

このように学校教育、社会教育において浦戸での体験活動が盛んに行われ、子供たちにとって豊かな夢の持てる体験となっております。ただ、浦戸での宿泊を伴う体験活動になりますと、学校としては年間の実数もありますので、各学校では宿泊を伴う体験については小学校では5年生を中心にして行っています。その際、各学校で年1回の位置づけがありまして、塩竈市では味わえない山の体験ということで、蔵王や花山を中心に実施されておるところでございます。登山や沢遊び等の塩竈市内では体験できない活動を優先に考えておるようでございます。ただ、浦戸での泊を伴った体験活動になりますと、活動内容を考えた場合、収容人数とか受け入れ体制とか施設の面などから解決しなければならない課題があります。これらの課題については、例えば宿泊施設については旧浦戸一小・二小を改築するなり、またブルーセンターにおいては塩竈市の浦戸以外の学校の利用はちょっと狭い部分があるものです

から、そういうところの課題解決とか、また議員よりお話のありました民泊等については、やはり島の方々のご理解を得てご協力を得なければならない部分がありますので、今後はそれらも含めていろんな形で島の方々と話し合いを進めていく必要があるかなというふうに考えております。浦戸での泊を伴った体験活動、そのようないろいろな課題もありますけれども、現在のところ日帰り等での活動もできますので、これまで以上に浦戸の自然を生かした体験教育に取り組むよう各学校に声かけをしてまいりたいと思っております。なお、先ほど言った1,500名近くの子供・親が行っているということは、前年度から見ると約倍以上ふえている現状でございます。

次に、命の大切さと道徳教育のかかわり方についてですけれども、本市の学校教育については、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成することを目指しております。その中の道徳教育は、学校教育活動全体を通じて行われるものでありますし、思いやることの大切さ、命の大切さ、物を大切にすること、働くことなどの意味を考え、やろうとする意欲や態度を養い、実践することを目的に行われています。命の大切さと道徳教育はどちらも大切でございます。学校教育の中では週1回、年間35回の道徳の時間が核となって命の大切さなどを学んでおります。命を大切にす教育の重要性については、これまでも認識され実践されてきました。しかし昨今の児童生徒による重大事件の発生や、毎日のように殺人事件のニュースが報道される社会状況を顧みますと、自他の命を大切にす教育をより一層充実させていくことが求められておると思います。

命を大切にす具体的な取り組みとしては、週1回の道徳の時間はもちろん、他の教材や生活指導の中でも行われております。きのうもお話ありましたけれども、子育て支援事業の一環として第三中学校の男の子が事業に参加し、赤ちゃんをお母さんが抱いていたときには赤ちゃんが泣いていなかったのに、僕が抱いたら泣いたということで、親のありがたさと、こういう子供たちに対して、子供たちが命の大切さということを改めて感じたという感想も届いております。そういうことで、中学校の時間においては命って何だろうとか、7,000万個の地雷とか、森の命などの読み物資料などを活用しながら命の大切さを指導しております。教科においては、理科で生命の誕生、保健・体育での性教育などの領域で指導しておりますし、またカメイ感動支援事業においても体験談や実践など、命の大切さを学んでおるところでございます。さらに、ふだんから動植物の飼育や栽培活動などを通して、きちんと育てることができることできれいな花を咲かせ喜びを感じたり、生き物が死んでしまった体験を通

しての命の大切さを受けとめたりすることも大切に指導して行っているところでございます。今後もさまざまな場において、命や命のとうとさについて深く考え、命の大切さについて取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○副議長（今野恭一君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 丁寧にご答弁をいただきましてありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきますが、先ほど市長さんから細かいこと航路のことで説明をいただいたんですが、あれは要望ですから、ひとつお聞き受けだけいただきたいと思います。せっかく市長さんからお答えが出たので、今、仙台港はまたもう一つ港を隣につくっておるんですが、船長さんたちの話ですと、仙台港で半日待っても塩釜港に行くより仙台に入った方がいいというのが船長さんたちのお話です。市長さんは40年もあそこは許認可でだめだだめだって文化財が言っていたので、今さら今度とれという方にはなかなか言いづらいかと思います。しかし塩竈の今の港からしてみれば一番のネックですから、ひとつこれは要望ですから、また頭に入れていただきたいと思いますというふうに思います。

それじゃあ質問の方に移りたいと思うんですが、基幹産業についてのご説明をいただいたんですが、地元の水産業の方々、やっぱりずっと一生懸命やって頑張っているんでしょうけれども、やはりいろんな、水揚げ、魚がないとか、いろんな高騰しておるものに対して当局としては相談窓口というのがあるかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、二つ目は建設業なんですが、これはちょっとほかの県でも同じなんですが、入札で私は問題があるんじゃないかと。今は入札でみんな低価格で費用をたたき合いでとっているんですが、そういう業者が大体つぶれているということが今、原因じゃないかなと私は思っています。なぜかという、やはり職員の給料を払わないと業界もランクが下がったり、指名にならなくなったりすると。その点でどうしても職員に給料を払うだけの仕事をとりたいたとなると、たたき合いになってしまう。そういう面で、やはりたたき合いになってもその最低価格、今の現実の設計高は現状に応じた設計を組んでいるんですから、やっぱり当局としても余り最低価格を下げないように、ひとつ心配りなどをしていただければ、やはりとった業者はある程度の利益なり生き残りの一つの糧になるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺もひとつお伺いしたいと思います。

それから後期高齢者の方ですが、今、清楽苑が公的と申しますか、普通の民間の方に入る場合、清楽苑とかああいうところの公的なところに一応申し込みなさいということで、必ず

申し込みをさせられておるのが現状だと思います。なぜかという、公共的なことは値段の点とかいろんな面で入る方については便法があるということと、収入によって金額がずっと違うということの点もあると思うんですが、いろんな施設に入るには臨時的といいますか、清楽苑みたいなところ2カ所に申し込みなさいというふうになっておるようです。しかし清楽苑とかに申し込むと、2年、3年はかかっているというのが現状なわけでございますので、やはり高い施設に長年入って待機してはくなくちゃいけないというのが現状だと思います。そういう面で、第二清楽苑というものの計画があるのかどうか、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

次に、学校の夢の持てる体験教育なんですが、山形の戸沢村を私もちょっと見てきたんです。縄を張って、生徒たちは皆、もう自分たちの庭みたいにしてつくっているんですよ。だから先ほど教育長さんが蔵王とか山の方に行っていると言うんですが、今、浦戸では玄関をあけても年寄りはないかな出てこないです、年寄りの方ばかりで。だからもうそういうのを待っているわけです。ぜひそういう時間があるのであれば、ひとつ浦戸の方に目を向けていただいて、戸沢村の場合、そこへ東北大か何かを出た若い人が向こうへ戻っているという経験もあるものですから、やはり浦戸の開拓、これから浦戸に目を向けてもらう、子供たちもずんずんそういう面で、今、浦戸には特認校というのがあって、わざわざ本土こちらの塩竈から通っている子供がおります。ああいう子供らに聞いてみても、もう本当に喜んでやっぱり体験できるということで、今、かなりおるんじゃないですか、体験している、行っているのは。だからそういう人を参考にして聞いていただいて、浦戸のよさということを大きくPRしていただいて、やっぱり塩竈の宝の島を塩竈から発信してもらわなければならないんじゃないかなと私は思うんで、先ほど教育長さんはいろんな調査、民宿とかも調査していると言いますが、もうこれは何回も私にご質問をしているわけですから、ひとつ調査をして、できる時間がとれるのであれば月に1回なり2カ月に1回なり、やはり2泊3日とかかなりの宿泊にしてそういう農作物も体験させると。まして浦戸の場合、海にも面していますので海の作業もできるんじゃないかなというふうに思っております。

あともう一つ、命の大切さ。これは人間が生きていくからには、人間の生きていくルールがあります。これは道徳だと思うんです。道徳なくして生きていく権利がないというわけじゃないんですが、やっぱり道徳が先じゃないかなと私は思っております。そんな関係で、やっぱり人間として生きるからには、道徳をしっかり身につけるということが大事じゃないか

なと思います。その辺は学校の方でもよくお考えをしておると思いますが、ご答弁があればひとつよろしくお願ひしたいと思います。

あと最後の防犯ですが、そういう手違いがあつて、市長さんからもお話があつたように、いろんな救援物資なんかではいろんな方々が担当になり、縦割り方式といいますか縦横の連絡が十分つきにくいということがあるんじゃないかなと。つくづく今度も、栗原の総務課だったんですけれども、やっぱり私ら方からこういうふう連絡しても返事がないとか、そんなのは余りにも矛盾しているんじゃないかなというふうにもとっております。そんな関係で、いざ本当に防災訓練とかマニュアルはあるんですけれども、今ここで宮城沖地震、グラツときたら皆さんどうするかということで、本当にそういう面をひとつもう少し徹底的に訓練なり連絡方法を考えていただきたいと思います。

それで一応、2回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（今野恭一君） 内形副市長。

○副市長（内形繁夫君） それでは、私の方から入札制度につきましてご回答申し上げたいと思います。まず入札制度につきましては、常々、透明性あるいは公正性・競争性を確保するために改善を行つてきておるところでございます。そういう中で、地元の建設業者の優先的な発注が可能かどうかというので常々、発注の際には検討させていただいておるところでございます。今、議員よりご指摘のあつた最低価格の引き上げが必要じゃなからうかというようなご指摘もございましたが、我々、一定の入札制度の中で、適正な最低価格を設定いたしまして発注させていただいております。これまで最低制限価格に抵触したような入札はございませんでした。また一方、19年度9月決算でもご報告しておりますとおり、500万円以上の工事では一般競争入札を行ったものが落札した平均が77.1%、そして指名競争入札を行ったもので平均が89.8%ということで、最低制限価格そのものはご存じのとおり、もうちょっと低いところでの設定でございますので、決して最低制限価格が建設業者の経営を圧迫しているというような状況ではございません。

なお、我々先ほども申し上げましたように地元企業を優先発注ということで今、取り組んでおりますが、一方で、平成18年度から小規模工事等契約希望者登録制度を導入いたしまして、20社ほど登録してございます。その中で19年度では10件、小さいんですが、約300万円ほどの発注をしておるところでございます。また、この議会で債務負担行為を入れれば8,000万円ほどの補正を組ませていただいておりますが、こういったものにつきましても、まずは地元で

年内に発注できるか、発注するようにまずは早急に取り組んでおります。いかばかりでも地元経済の活性化にこの予算がつながるように、我々努力しておりますのでご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○副議長（今野恭一君） 小倉教育長。

○教育委員会教育長（小倉和憲君） それでは、まず浦戸第二小学校、浦戸中学校の特認校の児童生徒は、現在、在席児童26名中、12名の子供が特認校制度を活用してこちらの方から通学しておるわけでございますけれども、今後、今の12名の子供たちの保護者の方にとり、島のよさをご理解し、島の教育をご理解していただいて、そのくらい人数がふえてきておるところでございます。今後もそれらについていろいろPRをしながら、そのよさを広めながら、それらの拡大・充実に努めてまいりたいと思いますけれども、浦戸のその他の体験等についても、これまで以上に保護者等にも学校等にもいろいろと指導してまいりたいと思っております。ただ、全体の議員のお話の中で、浦戸全体の振興とも関係がありますので、今後、学校教育の面からは、そういう点で関係部局との話し合いを進めていくことが大事なのかなという感じはしております。

次に、道徳教育については、まず年間35時間の道徳の時間を確実にこなし、その中で子供たちの実践力等の実践しようとする気持ちを養うということを強調し、また学校教育活動全体でも道徳教育の大切さということを充実させていきたいと思っております。以上です。

○副議長（今野恭一君） 荒川産業部長。

○産業部長（荒川和浩君） 水産業、水産加工業の相談窓口があるのかということでありまして、融資関係については商工観光課が中心となりまして、その他商工会議所、それから各金融機関が窓口になっております。そのほか、いろいろな分野においては水産課が中心となりまして、日ごろから水産業界と連絡調整をしている状況になっております。以上であります。

○副議長（今野恭一君） 棟形健康福祉部長。

○健康福祉部長（棟形 均君） お答えいたします。まず入所の基準についてお答えいたします。入所の基準でございますけれども、基本的には緊急性の高い人、こういった方が優先的に入所ができるという状況になっていることがまず第一でございます。

それから、第二清楽苑のような考え方はないのかということについての質問についてお答えいたします。現在、塩竈地区への特別養護老人ホームについては5カ所ございます。二市三

町におきまして塩竈市の清楽苑、それから七ヶ浜町に第二清楽苑、それから多賀城に多賀城苑、それから松島に松島長松苑、それから利府町に民間の特別養護老人ホームということで5カ所ございます。新たな第二清楽苑、いわゆる特別養護老人ホームの取り組みにつきましては、これまでの二市三町の枠組みでの整理というのをどうするのかという問題もありますし、それから現在進めております高齢者の福祉計画、その中でどういう位置づけをすべきなのかということになっておりますので、一つの検討課題になっているということでございます。

○副議長（今野恭一君） 14番伊藤栄一君。

○14番（伊藤栄一君） 今度は3回目をひとつ、もう一回ちょっとお願いしたいんですが。

やはり建設業関係ですが、昔は県の方から設計額の端数切りということでわざわざ通達まで来たのが、今、市町村で少しでも歩切りをすれば市町村がそれだけ浮くんじゃないかというような借り上げになってきたのが現実じゃないかと。国の方から競争性というのが逆になってきたのが今の現実だと思うんですが、やはりそういうものを国の方でもやっているからじゃなく、塩竈は先ほど副市長さんから答えてもらったように、市内業者は88%くらいというような、本当に現実味を帯びているんじゃないかなと。この77とかああいうものでやった場合は、業者も利益も何も出ないというのが本当だと思うんです。

それともう一つ。入札の予定価格とか最低価格を決めるのに、どこでも首長さんとか副市長さんが決めているようですが、これは提案なんですけれども、3人か4人の部長さんが同じように入札日までに、設計に対して100%でやれとか、95%とか97%とか、3人ならそういう3人のやつを開封と同時に平均すれば、最低の平均額が出てくるんじゃないかと。案外、1人だから福島みたいな人、おかしいことが出てくるんじゃないかと。知事さんが1人でやっているからみんなこうやって、いろんな問題が出てくるんじゃないかなと。だからそういう各部長さんたち3人くらいで一応、中積算をするんじゃなく作業効率の掛け方で、今回は入梅時期だからみんな100%やっていいんじゃないかといったときに、3人が100%であれば最低は100%でいいんじゃないかなと。そんな考え方の方式をひとつ、これは提案ですが副市長さん考えてみてはいかがでしょうか。1人でやるよりもみんなで責任を負ってもらって、いろいろあるんでしょうが、組織の中でいろいろのそういう責任分野というのがあるんでしょうけれども、そんな方法もあるんじゃないかなと。これはご提案だけしておきます。

それから清楽苑が今度出た阿部勘さんだのああいうところに入っても、どこか清楽苑の方を

申し込みなさいということで一回言われるんです。そうすると清楽苑、塩竈は一つだけ。あとは多賀城と2カ所くらい申し込んでおくと。そしてあいたときにそっちに入るといようなのが今の入居希望の建前みたいです。だからそういうのはなぜかという、やっぱり料金問題だと思います。そんな関係から私申し上げたので、何か二市三町でそういう打ち合わせ会があれば、それとも今、民間でやっている方がもっと値段的に下げられるのか、その辺をひとつお考えいただければと思います。ご回答は結構でございますので。

以上で第3回目の質問を終わりました、何かご回答があれば。なければこれで質問を終わります。

○副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） ただいま入札制度につきまして再度確認と、それからご提案いただきました。建設業法によりますと、発注者と受注者というのは対等の立場になっております。そういったこともあり、総務省からは既に歩切りはやめなさいと。歩切りは犯罪でありますと大変厳しいご指導をいただいております。過去においてはまた別であります、昨今、恐らくすべての自治体ではもう歩切りというのはやっておらない。例えば理由もなく設計見積もり価格から10%を歩切りしますなんていうものはもう許されないわけであります。会計検査等でもそういったものが見つかりますと、先ほど申し上げました建設業法に発注者がみずから違反をするということになりますので、本当に適正な取り扱いをさせていただいているということについて、ぜひご理解をいただければと思います。

また、予定価格についてであります。予定価格につきましてもそのような観点から、例えば作業現場のふくそうの状況。車の交通量が多い、比較的車の交通量が少ない、あるいは周辺に家屋があるかないか等々の最低限の条件を加味させていただきながら、適正に策定をさせていただいておるつもりであります。なお、ご提案の趣旨については後ほど内部で検討させていただきたいと思っておりますし、最低制限価格につきましても一定のルールがございます。これはルールを申し上げられないのが建前でありますので、具体的にこういうふうなことですということは申し上げられませんが、例えば一般管理費とか現場管理費ぐらいを落とした形で、原価を割るようなことは絶対ないというような形で最低制限価格を設けさせていただいておりますので、ぜひ我々の取り組みについてご理解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。（拍手）

○3番（小野絹子君）（登壇） 私は日本共産党市議団を代表しまして、中川議員に続いて一般質問を行います。最後の質問のようでございますので、質問が前の方と重複する部分もありますので、ご答弁の方よろしくお願いを申し上げます。

最初に、NEWしおナビ100円バスの利便性についてお伺いいたします。

本塩釜駅とバス空白地域を結んで走るNEWしおナビバスは、地域住民から大変喜ばれております。バス空白地域の住民にとって長年の願いが実現し、病院通いに、中心部へのお出かけに利用され、反対に中心部から青葉ヶ丘の親の介護に、友人宅にとさまざまに利用されております。特に高齢者にとって外出する機会が多くなり、高齢者の健康にも大いに役立つものと思います。試験運転は12月までは無料で、来年1年間は100円になりますが、この間に利用者や市民の意見をよく聞き、利便性を高めて再来年の本格運転に生かしてほしいと思います。試験運転はまだ1カ月半であります。当議員団に幾つかの要望が寄せられております。通勤・通学にも対応できるように朝の早い便を、午後の便をもう1便ふやしてコースの反対回りも、バス停の表示はもっと大きいものに、バス停にイスの設置を、バス路線の冬場の除・融雪は大丈夫かなどなど、要望や意見が寄せられております。市は来年の8月ごろまでに要望意見の取りまとめをしていく考えを協議会で示しましたが、アンケート調査も含めて十分に市民や利用者の意見を聞いて、利便性を高められることを切に願うものでございます。利便性を図る上で今後の対応についてお伺いいたします。

次に、少子化対策で3点お伺いします。

1点目は、外来の子供医療費無料化の年齢拡大についてお伺いします。私が訪ねた藤倉のある家のお孫さんが、小学校高学年で発病して長期間入院、退院後は通院をしましたが、お孫さんの住んでいる鶴岡市は子供の医療費が小学校卒業まで無料になっており、大変助かったとお話をお聞きしました。私は宮城県でも色麻町や女川町では中学卒業まで、また大衡村では18歳まで無料ですとお話ししました。ところで、外来の二市三町の子供の医療費の無料化は、9月議会で曾我議員が紹介しましたように、利府町、松島町、七ヶ浜町の3町は小学校就学前までは無料、多賀城市は来年4月から小学校就学前まで無料にすることが決まっております。塩竈市だけが依然として3歳児までが無料になっております。子育て支援の観点からも、二市三町足並みをそろえた外来の子供の医療費無料化を求めてお伺いするものです。ご答弁をお願いいたします。

2点目は、妊婦健診の回数の拡大についてであります。妊婦健診は子供の出産まで14回の健

診が望ましいとされております。これは10カ月間という長い期間の母子の発育状況や健康状態を把握し、健やかな出産に至るまでの当然の健診ではないでしょうか。市長は妊婦健診について回数を新年度からふやす方向で検討していると答弁しておりますが、既に国は5回の妊婦健診を地方交付税で見ているにもかかわらず、なぜ塩竈市は新年度からなのでしょう。また、きのうの答弁では助成回数の拡大について、独自の支援策も視野に入れてと答弁しておりましたが、塩竈市の独自の支援策の中身についてお伺いします。妊婦健診は宮城県の平均健診回数は5回であります。二市三町の健診状況は塩竈の産科以外は皆、5回の健診を行っております。拡大する健診回数を明確にお答え願いたいと思います。

3点目は、子育てママリフレッシュ事業についてお伺いします。利府町では出生届けの際、6カ月から2歳までの間に利用できる母親の子育てリフレッシュタイム事業として、昨年からは1回5時間の乳幼児を保育所に預けられる無料券を2枚、交付しております。子育てに疲れて少しのんびりしたい、パーマ屋さんに行ってリフレッシュしたい、上の子の授業参観にも安心して行けると、乳幼児を抱えている母親に大変喜ばれております。何よりもひとりぼっちの母親が保育所の利用で子育てのネットワークもでき、喜ばれているそうです。私は塩竈でもぜひ取り入れてほしいと訴えられまして、塩竈市の状況を調べました。塩竈市では、新浜保育所とあゆみ保育園で1歳4カ月以上の乳幼児を対象に、緊急時及びリフレッシュのための一時預かりと母親の就労が1カ月64時間以上、100時間以内で預かる特定預かりをしており、二つの保育所でそれぞれ10名ずつの枠をとっているとのこととあります。保育料金は8時半から5時まで預かる場合は1,700円、半日の場合は1,000円で、給食を食べない場合は300円安くなります。ことし既にあゆみ保育園では97名、新浜保育所では57名利用しているとのこととあります。これらの塩竈市の一時預かりの制度も大変喜ばれていますが、無料券は発行されていません。利府町の子育てママのリフレッシュ事業を参考に、塩竈市も取り入れるよう求めますが、いかがでしょうかお伺いします。

次に、国民健康保険事業について3点お伺いします。

塩竈市の国民健康保険税は、佐藤市長になって平成16年度に平均10.3%値上げしたのに続いて、平成17年度で5.88%の値上げをしました。さらに、平成21年度で13.76%の値上げを今議会に上程中とあります。平成15年当時、国保税が10万円の世帯は16年度で11万300円になり、17年度では11万6,785円に、そして今回の提案では13万2,855円となるもので、15年度比と見ますと32.85%の値上げになるものであります。この経済不況の中で、市民は高過ぎる国保税

に悲鳴を上げているのが実態です。国保は吉川議員が総括で述べましたように、セーフティネットの役割を果たしています。国保の世帯は低所得者の世帯が多いのであります。塩竈市の国保税の所得金額別を19年度決算で見ますと、所得が150万円以下の世帯は国保世帯、1万1,931世帯の65.45%を占めています。さらに所得200万円以下は78.15%の世帯にもなっている所以であります。払いたくとも高過ぎて国保税が払えないという世帯がふえているのであります。19年度の滞納状況を見ますと、国保世帯の21.7%に当たる2,592世帯が滞納しており、さらに滞納世帯を所得階層別で見ますと、所得金額がゼロが620世帯です。所得が100万円以下が542世帯、所得100万円以上より200万円以下が640世帯になっております。所得200万円以下の滞納世帯は何と69.5%の1,802世帯にもなっています。しかも決算で明らかのように、滞納状況は生活困窮世帯が69.96%の世帯で2億4,857万円となり、他の理由と合わせますと19年度の滞納金額は3億3,860万円になり、不納欠損で1億1,450万円をおろしても19年度の滞納累計金額は9億8,698万円、約10億円になっているのが現状であります。

そこでお聞きしますが、保険税滞納の現状についての認識と滞納者へどのように対応してきているのかお伺いいたします。保険税滞納者問題は、国民健康保険証が短期保険証や資格証明書の発行につながることです。短期保険証や資格証明書の発行は制裁ではなく、市役所窓口に来てもらって税の相談をする機会をつくるためと述べておりますが、塩竈市の国保の資格証の発行世帯は17年度で58世帯、18年度で118世帯、19年度で149世帯、そして20年11月までで165世帯と年々ふえております。資格証だと病院窓口で10割の支払いをすることになり、窓口で払うお金がなければ病気になっても病院にかかれない状態になります。

2点目でお伺いするのは、資格証明書の発行についてです。9月議会で我が党の曾我議員が子供の無保険をなくすよう求めましたが、今や社会問題となっており、厚生労働省も短期保険証への切りかえへの通達を出していますし、10日の衆議院の厚生労働委員会で中学生以下の子供がいる世帯には、一律に6カ月の短期保険証を交付する国保法改正案が全会一致で可決されました。塩竈市は子供の無保険をなくすために、子供のいる家庭の保険証の交付についてどのようにしているのか、6カ月の保険証なのかお聞きします。さらに、資格証明書発行について、厚生労働省は機械的な発行を行わないと述べておりますが、塩竈市はどのような状況で発行しているのでしょうかお伺いいたします。

3点目は、さらに国保税が高過ぎて払えない生活困窮者に対しての税の軽減、減免についてであります。7割・5割・2割の法定軽減がされても払えない世帯があります。また滞納の

理由の生活困窮者、特に所得200万円以下の低所得の世帯への減免や軽減措置を行って国保税を納め易くすべきだと思います。党市議団は申請減免について再三要望してきましたが、申請減免を実効あるものにすべきだと思います。法定軽減以外の減免や軽減措置について、市の対応をお伺いします。

次に、後期高齢者医療制度についてお伺いします。

75歳以上のお年寄りを差別する後期高齢者医療制度が始まって9カ月がたち、見直しや廃止を求める議会での採決は市町村の3分の1を超える515自治体になっております。厚生労働省も国民の納得が得られず、保険料も含めて後期高齢者医療について二転三転し、しかも後期医療制度の見直しを有識者で構成する検討会を1年がかりで行うなど、取り組みを進めているようであります。国会の参議院では廃止法案が可決し、今、衆議院で審議中であります。4月から始まった後期高齢者医療制度の保険料の滞納者が全国的に生まれ、数十万人に上ると報じられております。このままでは来年4月に保険証を交付されない人が多数出ると心配されているのです。後期高齢者医療制度ができるまでは、滞納しても75歳以上の高齢者から保険証を取り上げることは法律で禁止されておりました。しかし、新制度では法律によって保険証の取り上げが可能となったのであります。保険証が取り上げられたら、高齢者には資格証明書が発行されますが、医療機関窓口で医療費の全額を支払わなければならないため、お金のない人は受診ができなくなります。病気になりがちな高齢者を医療から排除させることとなります。高齢者からの保険証取り上げは命に直結するものであります。資格証明書ではなく保険証の交付をすべきです。そこでお伺いしますが、塩竈市の後期高齢者の保険料の滞納の実態と心配されている資格証明書について、どのような対応を考えているのかお聞きします。

次に、地元水産、商業、企業の現状と支援策についてお伺いします。

9月議会で党市議団が7月に行った各業界の緊急アンケート調査の結果をもとに、営業が困難86%、原材料の値上げの影響がある83%に達していることを紹介し、地域経済、地場産業を守るための市の施策を求めました。9月4日に高橋ちづ子衆議院議員ら党国会議員団とともに水産庁との交渉を行い、塩竈市の水産界の現状や原材料高、燃料高に苦しむ状況を訴え、セーフティーネットの拡大を求めてきました。11月に党議員団は加藤幹夫党県政策委員長、高橋卓也党地区県政対策委員長とともに党が発表しました、景気悪化から国民生活を守る日本経済の提言を各業界に届けながら懇談しました。自転車操業で銀行の貸しどめ倒産がふえ

ている、人件費を削減するしかなくて過労運転による事故の要素がふえている。営業は今までにない急激な悪化だなど、困難な経営状態がこもごも語られ、金融庁は銀行を強力に指導すべきだ、何がなんでも消費税引き上げというのはEUに比べても異常だなどと政府の施策への怒りも語られました。政府は、10月末に中小企業向けに原材料価格高騰対策と緊急保証制度を創設し、12月5日には業種を拡大していますが、年の瀬を迎え、業者の方々へのこの制度の周知をどのように行っているのか、現在の利用状況はどのようになっているのかお伺いするものであります。

さらに、燃油高騰対策とあわせて利子補給をしました中小企業振興資金の活用状況について、また銀行の貸し渋りはないのかどうかお伺いいたします。国や県からの効果的な対策が打ち出されないために、自治体が緊急の不況対策として貸付金の補助の創設をして中小企業の年末の資金繰りに対応している自治体もふえてきております。塩竈市は地元の中小零細業者への年末への対応策をどのようにお考えになっているのかお聞きします。

最後に、市立病院のあり方審議会の答申を受けて3点についてお伺いします。

まず第1点目は、あり方審議会で答申しました救急医療体制についてお伺いします。最初に、あり方審議会では平成19年度の救急車の搬送状況について次のように述べております。塩竈市の医療機関への搬送は全体の55%で、45%が市外への搬送だったこと、市内55%のうち坂総合病院への搬送は約62%、塩竈市立病院への搬送は15%であった。仙台市の医療機関への搬送は全体の23%で、そのうちの約44%が東北厚生年金病院へ、約28%が仙台医療センターへの搬送であると。答申では第5次宮城県地域医療計画の見直しを受けて、旧塩釜医療圏は仙台医療圏へ統合されたが、これを受けて救急医療体制についても新たな枠組みの構築が求められており、圏域の救急医療体制については市立病院が単独で検討する問題ではなく、宮城県・仙台市・旧塩釜医療圏の公共団体・当該医師会が主導して体制整備を行う必要があると述べ、救急での搬送患者への対応については疾病別、重症別に仙台市の高度急性期病院と旧塩釜医療圏の病院とか役割を分担することが望ましい。急性期の脳卒中や心筋梗塞などの三次医療は仙台市の救急センター病院に任せ、二次救急の受け入れについては平日も含めて市立病院と旧塩釜医療圏の病院とで輪番制を再編することで対応するとしております。

さらに、救急搬送以外の時間外患者については平日の17時から22時まで、土日の9時から17時の時間帯が全体の6割に集中している。このことから入院を必要としないような軽症患者は極力、塩釜医師会などで対応できるような体制づくりを検討すると述べているのでありま

す。救急医療体制については、まさに答申で述べているとおりだと私は思います。塩竈の救急体制については、一次救急、二次救急は旧塩釜医療圏内で、三次救急は仙台へとすみ分けをし、輪番制をとることが必要だと述べているのです。救急告示病院の6病院を入れた地域医療対策協議会を開いて6病院の協力のもと、一次・二次の救急医療体制を確立すべきだと思います。市長の対応をお聞きします。

2点目は、あり方審議会の答申を踏まえて院内では検討会を開いていると聞いておりますが、院内では答申をどのように受けとめられて対応しようとしているのかお伺いします。

3点目は、答申を受けとめて市長は実効性のある取り組みを行う姿勢が必要だと思います。改革プランは病院と当局での策定が必要ではないかと考えますが、どのような議論のもとプランの策定を考えているのかお伺いしまして第1回目の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から6点にわたるご質問をいただきました。

初めに、NEWしおナビ100円バスの利便性向上についてございました。おかげさまで10月28日の試験運行以来、1日平均約180名、70%超の乗車率であります。今後もなお一層、利用促進が図られますよう努力をいたしてまいりたいと思います。そういった中で、利用者や市民の意見要望の集約と実施についてご質問いただきました。特に通勤・通学の方々の利便性あるいはバスの停留所等についてのご質問でありました。先ほどのご質問でもお答えをさせていただきました。利用状況を調査し、運行形態を検討するための試験運行期間中があります。この期間中にしっかりと改善すべき課題を整理させていただきますとともに、市民の方々から多くのご意見をちょうだいし、再来年からの本格運行に結びつけてまいりたいと考えているところでございます。手法につきましてはアンケート調査あるいは委託業者からの運行実態の聞き取り、また市民の方々との意見交換の場等を通じましてこのような対応をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、少子化対策につきまして、子ども医療費の無料化の年齢拡大についてご質問いただきました。子育て支援の重要性、私も議員と全く同様の意見であります。乳幼児医療費助成制度、県の補助事業として乳幼児の適正な受診機会の確保を目的につくられた制度であります。現在、本市におきましては外来につきましては2歳児まで、入院は就学前まで医療費の自己負担を無料化いたしておりますが、本市独自の策として外来につきましては3歳児まで拡大

して助成をさせていただいているところでもあります。少子化対策、本市を初めすべての自治体の共通の課題であります。特に乳幼児医療費助成制度につきましては、議員の方からもご紹介ありましたように県内で就学前まで拡大している市町村等々もあります。私もこのご質問に対しまして本市におきましても助成制度の拡大につきましてぜひ積極的な対応をさせていただきたいというようなご回答をさせていただいております。子育て家庭の経済的負担の軽減、あるいは子供さん方を安心して産み育てることができる環境ということから喫緊の課題と認識をし、今後さまざまな角度から検討し、21年度の予算の際にしっかりとした提案をさせていただきたいと考えております。

妊婦健診の拡大についてであります。本市はまだ3回の助成であります。金額といたしましては3万5,750円に20年度は拡大をさせていただいたところでもあります。このような中、国におきましては妊婦健診を14回、無料で実施できるよう補助を行うとのマスコミ報道等がございましたが、現在まで補助要綱等の通知が残念ながらまだ来ておりません。県におきましては県医師会と来年度の実施に向けたさまざまな協議を始めたというふうにお伺いをいたしております。昨日の小野幸男議員にもお答えをさせていただきましたが、それらの動向も踏まえながら来年度の拡大について決定をさせていただき、議会にお示しをさせていただきたいと思っております。予算が伴いますので新年度予算にそのような考えを反映させていただきたいと考えております。

また、少子化対策としてママリフレッシュ事業についてご提案いただきました。本市、子育て世代の方々を支援するため、子供さんたちを一時的にお預かりして保育する例えばファミリーサポート事業、あるいはヘルパーを派遣させていただきます日常生活支援事業、子育て親子の居場所づくりの集いの広場事業、そして地域子育て支援センター事業と各種の施策に取り組ませていただいているところでもあります。その支援策の一環として議員にもご紹介をいただきましたが、公立は新浜町保育所、私立はあゆみ保育園、1日当たり約10名、園児をお預かりしているところでもあります。昨年度の実績、両施設合わせまして1,240名に利用いただいております。利用料金1日当たり1,700円を基本とさせていただいているところでもあります。二市三町の中で利府町が新たな取り組みをされております。公立保育所の1カ所で一時保育を無料で利用できるクーポン券2枚を配付し、お子さんが2歳に達するまでの間に2枚を使い切ってもらう制度と理解をいたしております。ご提案の一時保育の無料化につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

国民健康保険事業についてであります。過去にわたりまして二度、値上げをさせていただきました。このたび再度、値上げをお願いいたしておりますが、これは国民健康保険事業をしつかりと堅持する上のご提案であります。利用者の方々には大変厳しいお願いになるかもしれませんが、繰り返しになりますがこの制度を堅持していく上で必要であるということで提案をさせていただいております。そういった中で保険滞納者が増加していることも事実であります。議員の方から保険滞納の状況、現状についてご質問いただきました。19年度、単年度では滞納世帯が2,600世帯となっており、滞納の主な理由といたしましてはやはり事業不振や失業、収入不安定など、現在の社会状況を反映している内容が約7割となっております。これらの滞納世帯につきましては、いつでも面接の機会を設けさせていただくとともに、文書等でのお願いもさせていただいております。また、家族構成や収入の状況等も踏まえながら、職員が例えば夜間でありますとか休日等にも訪問をさせていただき、状況の把握に努めますとともに納税の相談をさせていただいております。なお、来年度からは県との合同徴収機構に本市職員を派遣するなど、市税全般にわたる収納率の向上に向けた取り組みをなお一層強化いたしてまいりたいと考えております。権利と義務はまさに一対であります。市民の皆様方のさまざまな権利を維持していくためには、やはり一方で義務を果たしていただくということも大変肝要であることをぜひご理解をいただければと思います。

次に、資格証明書の発行につきましてご質問いただきました。国民健康保険法で災害やその他特別の事情がある場合などを除き、1年以上滞納されたときに行わせていただくこととなっております。本市におきましては滞納世帯に対し、まず短期被保険者証を交付し、納税相談や指導を行わせていただいております。それでも納税や相談に応じていただけず、多額の滞納をしている世帯もありますので、このような場合には資格証明書に切りかえることとさせていただきます。今年、11月末時点での資格証明書交付世帯は165世帯となっております。なお、市といたしましては資格証明書を発行した後も、事情を説明していただく機会を設けるなど納税の働きかけに努めているところであります。その結果、例えばありますが、平成19年10月から20年9月末までの間に資格証明書から短期被保険者証に切りかえていただきました世帯、66世帯となっております。今後ともこのような取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、無保険になっている子供さんへの対応についてであります。10月末に厚生労働省から通知があり、本市では中学生以下の子供さんのいる8世帯に交付をいたしておりました資格

証明書を11月から試行的に家族の収入状況などを調査、個別訪問し、順次短期被保険者証に切りかえさせていただいたところであります。しかし、親権者等の方々につきましてはやはり税の公正性の観点から、引き続き資格証明書での対応とさせていただいているところであります。

減免についてご質問いただきました。国民健康保険税の減免につきましては収入の少ない世帯に対し、前年の所得に応じ保険税の均等割と平等割を7割・5割・2割軽減する制度を設けており、平成19年度におきましては7割軽減世帯が3,907世帯、5割軽減世帯が646世帯、2割軽減世帯が1,327世帯、合わせまして5,880世帯がこの軽減を受けております。市といたしましてはこのような軽減制度の利用や個々の世帯に応じた納税指導を行いながら、今後とも適正な対応に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度についてご質問いただきました。老人保健制度からかわり、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となって本年4月1日から始まっております。保険料につきましては年金から徴収をされる特別徴収の方は、4月から仮算定で徴収が始まり、7月の本賦課で保険料が確定をいたしておりますが、20年度の経過措置として低所得者の方々への保険料軽減措置が講じられ、最終的には8月末に保険料が確定をいたしております。保険料の収納状況につきましては、低所得者の方々への軽減措置が講じられたことによりまして約450名の被保険者の方々に対し、保険料の還付が発生をいたしました。10月末現在で特別徴収、普通徴収を合わせた収納率で見ますと98.12%の収納率となっております。資格証明書についてであります。被保険者証等の交付及び保険料減免等の決定につきましては宮城県後期高齢者医療広域連合の所管事務となっております。本市といたしましては保険料滞納者への督促状の発送、保険料分納等の納付相談を行っておりますが、これらの方法によりましても納付意思を確認できない場合や接触の機会が得られない場合などは、最終的に広域連合の判断でこのような措置をとらせていただくこととなります。

次に、地元水産、商業、企業の現状、支援策についてであります。初めに、本年8月の臨時会におきまして燃油高騰に対する緊急対策として中小企業振興資金を借り入れた事業者に対する利子の一部補給を議決いただきました。これまでの利用実績であります。対象となる事業者は28社に上り、現時点での利子補給額は概算で180万円程度と見込んでおります。微力ではございますが中小企業者の皆様への支援になったものと考えているところであります。

セーフティーネット保証制度についてご質問いただきました。これは中小企業信用保険法に

基づき経済環境の変化で経営に支障をきたしている業種を営む中小企業者が、低金利・保証付きの融資を受けられる国の施策であります。おかげさまで4月から水産練り製品製造業、塩干・塩蔵品製造業を指定業種に加えていただき、その他の水産関係業種につきましても引き続き市内の各業界団体のご協力をいただき、製造量、販売量などのデータ収集を行い、国に働きかけを行ってきました結果、10月には新たに冷凍水産食品製造業及びその他の業種が指定をされ、水産加工業のほぼ全業種が保証制度の対象になっております。現在、水産加工関係企業を含む13社の中小企業者の皆様方にご活用いただいております。

また、金融機関の貸し渋り、貸しはがしということについてであります。全国的な問題となっており、中小企業を取り巻く経営環境、非常に厳しいものとなっておりますことから、過日、私から市内金融機関に対し中小企業の経営基盤の強化安定について理解を求め、ご協力をお願いしたところでございます。なお、今回、国が定めました緊急保証制度の趣旨や市内の中小企業の資金繰りの現状を踏まえまして、融資手続が円滑に行われますよう担当の商工観光課につきましては金融機関の窓口営業時間に合わせて年末の29日・30日もセーフティネット等の保証認定業務に当たらせていただくことといたしております。

次に、市立病院の答申について3点ご質問いただきました。まず、救急の方向性についてであります。仙台医療圏内のすみ分けをしっかりと行いながら、旧塩釜地区医療圏につきましては輪番制で対応させていただくという議員のご質問のとおりであります。なお、入院を必要としない軽症患者については医師会などのご協力もいただきながら、この地域全体の救急医療水準の高揚に努めてまいりたいと考えているところであります。

院内の受けとめ方についてのご質問でありました。あり方審議会の議論の経過につきましてはその都度、院内に報告をいたしており、また病院職員も審議会の傍聴するなど病院の将来を左右するであろう議論を注目いたしてまいったところであります。答申内容は、基本的には院内の考え方と同じであるという認識を私はいたしておりますが、答申をより実効性あるものに具体化するための議論を引き続き院内の経営健全化会議の中で深めてまいりたいというふうに考えておりますし、でき得るものは本日からでも直ちに取り組むという強い姿勢で臨んでまいりたいと思っております。

次に、市の実効性と改革プランについてのご質問であります。市立病院の医療機能を補完する保健や福祉との政策の調整、あるいは民間医療機関との連携構築、さらには市民への情報提供や健康指導をバックアップしながら市民の皆様方と包括的な地域医療をぜひ供給させて

いただきたいと考えております。また救急医療、小児医療、高齢者医療など、不採算部門の分野につきましては今後とも一定程度の一般会計からのご負担をお願いしながら、できる限り市立病院が健全な経営ができますよう早速の取り組みを行ってまいり、本当に市民の方々に安心して医療を受けていただきますような環境づくりになお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 今、ご答弁いただきました。それで2回目の質問をさせていただきます。

時間もないことですので、2回目の質問については子供の医療費それから妊婦健診を含めて新年度の予算でということで市長はこの場を逃れているというかそういう感じがします。私が求めているのは、一つは妊婦健診について言えば多賀城は9月議会でこれが問題になりまして、多賀城では1,000万円あれば5回までできるということになってこの10月から実施しております。そういう素早く対応することが必要ではないかというふうに思うんです。ですからそれが一つ。それから子供医療費の無料化については曾我議員の質疑の中でも小学校入学前までやるとすれば2,800万円ぐらいかかるというふうに回答をされたと思います。そういう点でお金はかかるけれどもそれなりにやらずにやらない、市長が盛んに国の方にも要請してくれというので、私ども行くたびに国の方にも行って国の方できちんと子供の無料化の創設をなささいということで要望もしてきていますが、いずれにしましてもこの分野についても少しははっきりとしたご回答をいただきたいというふうに思います。

それから国民健康保険のかかわりですが、先ほど資格証明書を発行されている149世帯の方のことを言っているのかどうか、ああ違う、失礼。資格証明書の66世帯を短期保険証にかえたということですね。私はこの中身は実はどういう形でかというのを知りたかったところですが、時間のない関係上、市長、19年度の決算で100万円未満が49世帯あったんです、資格証明書の発行。100万円未満ですよ。100万円未満でいろんな生活をして保険料が払えない、そういう状況の中で49世帯、これを一体どういうふうに考えるかということ。先ほどそういう点で厚生省もどう言っているかということ、滞納状況についてはきちんと把握してもらおうので来てもらうというふうに言っていますね。これは舛添大臣が述べていることですが、とにかく窓口に来てもらって、またこちらから行く、家庭がどういう状況であるか特別な事情があって払えない、そういうときにはさまざまな減免措置があるわけですから、そういうことをやっていただきたいということで、市町村の福祉部門の連携とか保険部門だけでなく

云々ということで述べているわけです。ですから100万円以下の人に対して納税相談をしているのであれば、当然家族構成にもよりますけれどもそうであれば生活保護にならざるを得ない状況だってあるわけですよ。そういうことで救済されている部分があるのかどうか。そういった点で収納する窓口の対応は大変です。税が一本ですからいろんな税をそこでやるわけですから。国民健康保険はそういう中でやっぱりこれは命とのかかわりのあるものですから、普通の税と取り扱いは違うという認識を持ってやられているとは思いますが、まずこの分野について市長はどういうふうを考えているかということです。

それから後期高齢者については滞納者はわずかだということですが、その実態をつかみながら、とにかく保険証がなくて病院にかかれない、その結果云々なんていうことが絶対あってはならないと思います。それについて再度、ご答弁を願いたいと思います。

それから市立病院の救急医療の問題ですが、これは今回の答申に書かれていたことは私も議会で何回か述べてきました。それはやっぱり第一次の分では医師会にお願いするといってもきちんと6病院も含めて協力をもらわなければなかなかできないというふうに思うんです。先生方も高齢者になっている方も年齢のいっている方もおりますでしょうし、そういう点で私は第一次の夜間を含めてそういった点をその6病院も含めた地域医療対策会議と申しませうか、ここでは地域医療委員会という形でやっているようでありますけれども、そういったことをきちんと対応すべきじゃないかというふうに思うんです。もちろん二次救急についてはきちんと輪番制をとるということを含めて、そういうことが今、やろうと思えばすぐできることなんです。そのできることをすぐできますと言うだけじゃなくて、実際にそういう会議を持ちながらやる気持ちがあるのかどうか。今、そこまで迫られていると思いますよ。そういう点でその分野をお答え願いたいと思います。以上です。

○副議長（今野恭一君） 佐藤市長。

○市長（佐藤 昭君） 私からお答えいたします。

子供さんの医療費それから妊婦健診につきましては政策的な転換でありますので、21年度の当初予算にしっかりと計上させていただき、議員の皆様方にご審議をいただいた上でというはっきりとした回答を申し上げたつもりではありますが、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

それから短期被保険者証の発行であります。確かに資格証明書交付世帯数も100を超える世帯があります。一方では職員のこういう地道な努力によりまして資格証明書から短期被保険

者証に切りかえていただいた方々も66世帯あるということをご説明申し上げたところであります。期間につきましては19年10月から20年9月までの1年間という期間にこういった方々がおられましたということをご説明させていただきました。

また後期高齢者の問題であります。98.12%が高いか低いかということについては、これはまた別な議論であるかと思いますが、広域連合として資格証明書あるいは短期被保険者証の発行につきましては広域連合あるいは広域連合の議会の中でしっかり議論をして対応をしていただくということをお話をさせていただいたところであります。よろしくご理解をお願いいたします。

それから救急医療についてであります。残念ながら旧塩釜医療圏の中では三次救急には対応できる体制がないということが今回の会議の中で明らかになったわけであります。このような方々についてはもう救急は一刻を争うということではそのような例えば心筋梗塞でありますとか脳出血でありますとか、そういった方々につきましては三次というような救急医療を提供すべきではないかというようなお話であったかと思っております。二次医療については圏域内、旧塩釜医療圏の中に6病院ございます。今日までも輪番制によりまして救急医療が維持されてきたというふうに私は理解をいたしておりますが、なおそのような取り組みを強めてまいるといことであります。昼間帯・準夜帯・夜間帯、それぞれの課題があると思っております、今後ともしっかりとした議論をしてまいりたいと考えております。一次医療につきましては病院で受けるということも大切ではあるかと思っておりますが、ぜひ地域内の皆様方にもご理解をいただきながらそれぞれの診療所等の活用をもというような内容であったというふうに理解をいたしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（志賀直哉君） 3番小野絹子君。

○3番（小野絹子君） 救急医療の今の部分ですが、第一次診療について今、市長からそれぞれの病院で一次を受ける、その分野についてはちょっと私、前から申し上げていた一次診療所の方ですね、それを活用してそこで医師会の先生方や6病院の先生方の協力もいただいて、一次医療もきちんと確立していくというふうなことを含めたことを考えているのかなと思っただんですが、そういうことではなくてですか、その辺のところ私は地域医療についてはこれは市立病院の問題だけじゃなくて当然、全体的な医療の問題で大きな課題ですので、ここでちょっとやりとりしている時間もなさそうですから、そういう点では地域医療の問題についてはとにかく地域6病院の協力をもらわないとなかなか困難だというのはありますので、ぜ

ひそいった点での会議をやっていたきたいというふうに思います。

それから国保の関係は、上げれば上げるほど収納率が下がるんですね。それはもう今は収納率が幾らになっているかという点ではこれは上げた年からして出ているわけですが、15年度に87.82%の収納率が15年で86.7、そして18年86.31、18年は85.34、19年は84.14なんです。上げれば上げるほどそれは収納率が落ち込んでいく。特に今度は後期高齢者が抜けていますから、7,000人からの人が。しっかりと払う人たちが抜けているということがあり別枠になっているというのがありますから、ますますこれは大変な状態になる……時間ですか。

○議長（志賀直哉君） 時間ではなくて、国保の問題は委員会に付託されていますよね。そのこのところの議論を。きちっと区別をつけて。

○3番（小野絹子君） はいはい。それでね、それでそういう状態の中で払えないような状態が出てきている。そういう状況の中で資格証をさっき言いました所得100万円以下が49世帯の資格証明書が発行されているということについて、私は非常に胸が痛むわけです。そういう点で実際にどういうふうな形でこのところを収納について、またその方々と対応してどういう指導をなさってこの発行に至っているのかということをお聞きしたいということです。ありましたらお願いします。

○副議長（今野恭一君） 佐藤市長。委員会の付託されている問題と区別して答弁願います。

○市長（佐藤 昭君） 徴収義務に当たりましては、個々の皆様方の実情等も十分お伺いをさせていただきながら、そういった方々に対しましては本市から逆にこういう制度がありますよというようなこともご説明をさせていただき、でき得る限り相談に乗りながら収納活動を進めさせていただいているつもりでございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○副議長（今野恭一君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、15日、16日を休会とし、17日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（今野恭一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、15日、16日を休会とし、17日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年12月12日

塩竈市議会議長 志賀直哉

塩竈市議会副議長 今野恭一

塩竈市議会議員 曾我ミヨ

塩竈市議会議員 中川邦彦



平成20年12月17日（水曜日）

塩竈市議会12月定例会会議録

（第4日目）

## 議事日程 第4号

平成20年12月17日(水曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員会委員の選任
- 第3 議案第76号ないし第89号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第4 請願第8号(産業建設常任委員会委員長請願審査報告)
- 第5 議員派遣の件

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第5

---

### 出席議員(21名)

1番	曾 我 ミ ヨ 君	2番	中 川 邦 彦 君
3番	小 野 絹 子 君	4番	吉 川 弘 君
5番	伊 勢 由 典 君	6番	佐 藤 貞 夫 君
7番	東海林 京 子 君	8番	伊 藤 博 章 君
9番	浅 野 敏 江 君	10番	小 野 幸 男 君
11番	嶺 岸 淳 一 君	12番	志 賀 直 哉 君
13番	佐 藤 英 治 君	14番	伊 藤 栄 一 君
15番	菊 地 進 君	16番	今 野 恭 一 君
17番	阿 部 かほる 君	18番	鈴 木 昭 一 君
19番	鎌 田 礼 二 君	20番	木 村 吉 雄 君
21番	香 取 嗣 雄 君		

---

### 欠席議員(なし)

---

### 説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐 藤 昭 君	副市長兼水道部長	内 形 繁 夫 君
総 務 部 長	三 浦 一 泰 君	市民生活部長	大 浦 満 君

健康福祉部長	棟形均君	産業部長	荒川和浩君
建設部長	菅原靖彦君	総務部政策調整監	小山田幸雄君
会計管理者 兼会計課長	大和田功次君	総務部次長 兼行財政改革推進専門監	吉田直君
総務部次長 兼政策課長	田中たえ子君	総務部危機管理監	佐々木真一君
市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君	産業部次長 兼水産課長	福田文弘君
建設部次長兼 建築課長	千葉伸一君	総務部総務課長	桜井史裕君
総務部財政課長	神谷統君	健康福祉部 社会福祉課長	会澤ゆりみ君
総務部総務課長補佐 兼総務係長	安藤英治君	市立病院長	伊藤喜和君
市立病院事務部長	佐藤雄一君	市立病院事務部 業務課長	川村淳君
水道部総務課長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	渡辺誠一郎君	教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君
教育委員会教育部 総務課長	小山浩幸君	選挙管理委員会 事務局長	橋内行雄君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	丹野文雄君

---

#### 事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長 兼議事調査係長	伊藤喜昭君
議事調査係主査	戸枝幹雄君	議事調査係主査	斉藤隆君

午後1時 開議

○議長（志賀直哉君） ただいまから12月定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、日程第4号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（志賀直哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、3番小野絹子君、4番吉川 弘君を指名いたします。



日程第2 議会運営委員会委員の選任

○議長（志賀直哉君） 日程第2、議会運営委員会委員の選任を行います。

去る12月8日、佐藤英治議員から議会運営委員会委員を辞任したい旨の申し出がありましたので、委員会条例第13条の規定により同日付で議長において辞任を許可したところであります。よって、その欠員を補充するため、新たな委員を委員会条例第7条第1項の規定により議長から指名いたします。新たな議会運営委員には、19番鎌田礼二君を指名いたします。



日程第3 議案第76号ないし89号

○議長（志賀直哉君） 日程第3、議案第76号ないし89号を議題といたします。

去る12月4日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。13番佐藤英治君。

○総務教育常任委員会委員長（佐藤英治君）（登壇） 平成20年12月定例会総務教育常任委員長報告をいたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、12月8日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第76号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、地方公共団体が条例で指定する寄附金を個人住民税の寄附金控除の対象とする制度が創設され、福祉などの

面に関連の深い二市三町に主たる事務所を有する法人に対する寄附金をその対象とするなど、市税条例の関係部分について所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「平成20年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において土地開発公社保有地取得事業に伴う土地購入費、地域情報システム整備事業に伴う地元ケーブルテレビ設備整備補助金、公民館アスベスト対策工事に伴う工事請負費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号「塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について」は、塩竈市体育館及び塩竈市温水プールの指定管理者として申請のありました特定非営利活動法人塩釜市体育協会について審査した結果、適任と判断し、同協会を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たり各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定に当たっては、指定管理者が施設運営に係る危機管理や安全管理面においてさらに徹底した対応をとるよう指導するとともに、広く市民にとって利用しやすい施設とするため、積極的に市民の意見を聴取し、サービス向上に取り組むようより一層働きかけられたい。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の大要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 佐藤英治

○議長（志賀直哉君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。9番浅野敏江君。

○民生常任委員会委員長（浅野敏江君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、12月9日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

議案第77号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、医療制度改革や後期高齢者医療制度の創設など、国民健康保険事業を取り巻く状況が大きく変わる中、現行税率では平成21年度以降大幅な財源不足が見込まれることから、国民健康保険事業の安定した運営を図るため税率等の改定を行おうとするものであります。

まず、審査に当たりまして、各委員より述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1. 本市の国保税は現在でも県内で最も高い水準にあり、さらに税率を引き上げるにはその必要性について十分な検討が必要である。また、今回の改定案は、応益割を53.5%まで引き上げるため低所得者ほど改定率が高くなっている。後期高齢者医療制度導入の影響や、医療費抑制のための健康増進施策の成果等も踏まえ、今後の国保会計の収支見込みや改定率についてさらに慎重な審査が必要と考える。

1. 国保の安定運営は、保険者である市の責任であり、今後3年間の収支を均衡させるためには税率改定が必要である。また、現在42%の被保険者が国保税の軽減を受けており、応益割合が45%未満のままでは7割、5割、2割の軽減が適用できなくなって、低所得者の負担がふえるだけでなく後年度の税率改定幅も大きくなるので、今税率改定を行う必要がある。

以上の意見を踏まえ、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「平成20年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において月見ヶ丘霊園内の環境整備事業費、清掃工場のアスベスト対策事業費、国の「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」を活用して行う市内各保育所改修費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 月見ヶ丘霊園の環境整備に当たっては、墓参者の利便性向上を図るとともに、周辺の住環境にも可能な限り配慮した整備を行われたい。

次に、議案第81号「平成20年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」は、原油高騰に伴う船舶燃料費の計上により、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、総額を2億1,710万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「平成20年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」は、過年度分に係る国民健康保険税の還付金計上により、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、総額を63億6,609万2,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号「平成20年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」は、平成21年度の介護認定事務の見直しなど、制度改正に伴う介護認定システムの改修経費に係る消防事務組合への負担金の計上により、歳入歳出それぞれ261万円を追加し、総額を37億4,280万4,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 介護保険制度については、現在認定を受けていない高齢者についても突然認定が必要な事態になったときに慌てることのないように、高齢者本人やその家族に対して事前に介護保険の手続を十分周知されたい。

次に、議案第89号「塩竈市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、分娩により発生した重度脳性麻痺の子供を抱える家族の経済的負担を速やかに補償することを目的とし、「産科医療補償制度」が創設されることに伴い、同制度に加入している病院・診療所等で出産する場合、その保険料相当額が分娩費用に上乗せされることから、被保険者の費用負担を補うため出産育児一時金を3万円引き上げようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会で審査された案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

民生常任委員長 浅野敏江

○議長（志賀直哉君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。21番香取嗣雄君。

○産業建設常任委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、12月10日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第78号「塩竈市漁業集落排水事業条例の一部を改正する条例」については、野々島地区漁業集落の生活環境等の向上等を目的に進めてきた排水処理施設が、平成21年4月から供用を開始することに伴い、本条例に施設の名称、位置及び処理地域を追加するため所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「塩竈市営住宅条例の一部を改正する条例」については、現行の市営住宅に入居できる収入基準等は、公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令に基づき規定されているが、世帯の所得状況の変化により全国的に応募倍率が上昇し、住宅に困窮する低所得者の入居が困難な状況を生じていることに対応するため、これら施行令の入居収入基準を引き下げる改正が行われ、平成21年4月から施行されることに伴い、所要の改正を行うとともに

に、既に入居されている方の家賃が上がる場合には、段階的に家賃を引き上げ、5年後に改正後の新家賃となる激変緩和の措置を講じようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「平成20年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において旧徳陽シティ銀行建物への企業誘致に伴う設備改修費、市営住宅等のアスベスト対策事業費、魚市場事業特別会計の経営健全化に向けた繰出金等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 旧徳陽シティ銀行建物への企業誘致に伴う設備改修費については、アパレル企業の誘致のため、給排水、電気、消防法への適合など、施設所有者として必要最低限の工事を行い、新たな分野の企業進出による他業種への波及効果が都市イメージの向上と地域経済の活性化を図ろうとするものであるが、賃貸借等の契約の締結に当たっては、今後の経済事情の変動も十分に考慮しながら慎重に取り組みきたい。

次に、議案第83号「平成20年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算」については、一般会計からの累積赤字解消のための繰り出しに伴い、繰入金を2億6,139万9,000円増額するとともに、使用料及び手数料を同額減額するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「平成20年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、下水道使用料改定に伴う収入見込み額の精査により、使用料及び手数料を2億1,179万1,000円増額するとともに、繰入金を同額減額するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号「平成20年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」については、野々島排水処理施設の供用開始に伴い、水洗化の普及促進に向けた水洗化改造資金利子補給金の計上により、歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加し、総額を1億450万8,000円とするものである。また、債務負担行為においては、後年度における水洗化改造資金利子補給金及び損失補償金173万2,000円を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「塩釜港旅客ターミナルの指定管理者の指定について」は、塩釜港旅客タ

一ミナルの指定管理者として申請のあった塩釜港開発株式会社について審査した結果、適任と判断されたので、同社を指定管理者に指定しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であり、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 香 取 嗣 雄

○議長（志賀直哉君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」との声あり）

○議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第77号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、議案第77号について委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。13番佐藤英治君。

○13番（佐藤英治君）（登壇） 私は、12月に誕生しました会派塩風の佐藤英治です。

議案第77号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に反対する討論を、反対する3会派を代表して討論をいたします。市民の皆様にはわかりやすいように経過から述べてまいりますので、ご清聴よろしくお願い申し上げます。

まず、平成20年12月4日開会の定例会に提案され、9日の民生常任委員会で審議が行われました。その委員会審議で私どもが主張したのは、この議案に反対とか賛成とかの意見・意思を表示したのではなく、継続審議を求めました。委員会では、浅野委員長のお計らいで継続審議することについて採決をしていただきましたが、賛成少数という結果になり、結果、同議案に対する賛成か反対かという採決という形になったことから、同議案に反対という立場を表明いたしました。

では、なぜ継続審議を求めたかについてご説明申し上げます。その理由は、今回の当局提案や委員会審議でも明らかになっているように、少子高齢化に伴い、生産年齢世代の減少と高齢者人口の増加、そして平成20年には団塊の世代の方々が年金受給年齢に達する現状が明らか

かであるにもかかわらず、今回の当局提案には、医療費の適正化に関する具体的な計画が盛り込まれていなかったからであります。塩竈市は成人病対策など予防について取り組みを始めていることは存じておりますが、なぜこのような取り組みをするのかといえば、今後増加していく医療給付費の適正化を図り、負担と給付で成り立つ国民健康保険制度の安定的な経営を目指すことだと思います。

しかし、今回の提案では、平成21年度以降の医療給付費の伸びを年3%と予測し、その結果、当局の提案資料では平成20年度に国保税の改定を行いました。が、応益割いわば均等割、平等割の賦課割合が44%となり、現行税率での法定軽減いわば7割、5割、2割の実施条件を満たさなくなっています。このことにより、平成21年度以降の法定軽減は6割、4割となり、2割軽減がなくなってしまう。税率改定をしないと結果的に被保険者の税負担が増となります。このような事態を避けるためにも税率改定を行う必要があります、と、保険税の収納率の向上を目指します、という説明であります。

この説明は、国民健康保険の制度上の説明だけであり、本市が抱える現在と未来を見据えた少子高齢化という大きな課題に対して、それぞれの部署が縦割りでその仕事をこなしているとしか見えません。今回の国民保険税の問題は、市役所各課の横断的な取り組みと、市民と協働による医療費適正化を目指す政策的提言になるべきだと考えます。

宮城県は、本年4月、宮城県医療費適正化計画を策定し公表しております。その基本理念は、  
1. 医療費適正化のための具体的な取り組みは、一義的には今後の県民の健康と医療のあり方を展望し、県民の生活や医療の質を確保・向上する形で、医療そのものの効率化を目指すものでなければならない。1. 現在全国の国民医療費の約3分の1を占める老人医療費が平成37年までには約半分に占めるまでになると予測されております。このため、医療費適正化のための具体的な取り組みは、老人医療費の伸び率を適正にするものでなければならない。すなわち超高齢化社会の到来に対応するものでなければならない。として、その具体策を具体的に取り組みをして、一つは、一次予防の推進で、生活習慣病にならない健康な身体づくりに発病前から取り組む。二つ目は、早期に病気を発見し治療に結びつける二次予防の推進、そして、三つ目には医療の効率的な提供の推進となっております。確かに、本市でも一次予防及び二次予防には取り組みをしております。しかし、特に一次予防に関して現在どれだけの成果が上がっているのでありましょうか。また、その塩竈市としての組織体制や人的充足は十分なのでありましょうか。

平成16年厚生労働省社会保障審議会医療保険部会資料によれば、福島県二本松市や神奈川県藤沢市では、検査結果に基づき個別相談や個別健康相談の後に、運動増進施設を使用した運動指導や管理栄養士による個別栄養相談を実施するよう行政が介入することにより、2カ月間でレセプト点数及び日数を減らせる効果が出たり、1件当たりの費用額、1人当たりの費用額、1人当たりの日数に減少傾向が見られるなど、一次予防の取り組み充実により、その効果が紹介されております。

本市の保健予防体制は、市民個別に対応できる体制なのであるでしょうか。二次予防については本市は結構前向きに取り組んできましたが、補助金などの削減があると最近ではすぐに縮小する傾向が見られることは非常に残念に感じております。

さらに医療の効率的な提供の推進で、本市がすぐにでも進めなければならないのは、レセプトの縦覧点検体制の整備だと思います。受診率やひいては医療費を押し上げる要因として、同じ疾病の重複受診や、医療費の重複処方、あるいは不適切な、頻繁な回数の受診が挙げられております。レセプトの縦覧点検を実施し、その実施を把握し、保険事業担当課と十分連携を図りながら訪問指導活動を充実強化し、訪問指導後の効果的検証及び医療費分析を行う必要があります。また、レセプト点検は、医療費適正化計画を図るためには有効な手段であることから、レセプト点検員の資質の向上対策が必要であります。

これまで述べた内容に関しての本市の現状について調査し、その人的資源をどのように活用していくのか、また必要な財源対策などまだまだ議論を深める必要があるのではないのでしょうか。本市は、高齢化が速いスピードで進んでいるまちです。すなわち、現役世代を終え、年金で生活している方々が多いことが推測されます。このことは、所得水準が余り高くないことを意味しているのではないのでしょうか。それなのに、権利と義務ですからと負担だけを求めることは、住民生活の向上には結びつかないと考えます。

最も重要なことは、市民の皆さんに十分内容を理解していただき、一緒に医療費適正化に取り組んでもらうことが必要だと考えます。私たちは、塩竈市政に対し総合的な医療費適正化計画策定を求めます。そのための現状分析など、関連資料を議会に示してほしいものであります。

議会と市当局、そして市民の皆さんの英知を結集し、値上げに頼ることのない将来安定した健全なる国民健康保険事業をつくり上げる必要があります。

以上、さまざまな見解や提案、意見を述べました。最後に、この不況の中で生活に困惑して

いる市民が数多くおり、その中で、ことし5月の下水道料金の改定に続いて、来年4月から国民健康保険料13.7%の値上げに市民は納得できるでしょうか。議員の皆さん、市民に納得ある説明ができるでありませうか。しかも、今回の値上げとなれば、この五、六年で3回の値上げであり、まさに値上げに歯どめなき国保事業であり、市民生活に深刻な事態を招きます。私どもは、議会が慎重な審議を積み重ね、活発な議論をし、右肩上がりの医療給付費に歯どめをかける計画や政策をつくり、市民の負担を極力抑えることが責務と考えるものであります。議会を二分する値上げは市民の願いではありません。行政や議会の力量不足や不信感を招きかねません。

以上の観点から、議案第77号「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に反対することを申し上げます。議員の各位におかれましては、市民の思いを酌み上げ、良識あるご判断を切にお願い申し上げ、討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 次に、議案第77号について委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。15番菊地 進君。

○15番（菊地 進君）（登壇） 議案第77号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について賛成会派を代表し、賛成の立場で討論を行います。

今回提案されている国民健康保険税条例の改正案は、後期高齢者医療制度の創設あるいは退職者医療制度の廃止と前期高齢者財政調整制度の創設など、医療制度改革が実施され、国民健康保険事業を取り巻く状況が大きく変わる中で、平成21年度から平成23年度における国保事業の健全財政運営を図るため、最小限の税率改正等を行おうとするものであります。

塩竈市の国保は、高齢化などによって医療給付費が年々増加しており、平成19年度の1人当たりの医療給付費では本市が県内一となっております。これに対し、平成19年度には1億1,400万円の財政調整基金を取り崩して国保財政の運営を行っているものの、来年度にはその基金も底をつき、現行税率のままでは大幅な収支不足となり、国保事業の安定運営が図れない状況となっております。

反対者の意見では、慎重審議がなされていなくて継続審査というふうな話がありましたが、我々の議会は委員会が主体でございます。委員会に付託され、委員会で慎重審議したにもかかわらず、冒頭から自分の意見を言っただけで継続審査というのは議会軽視、委員会軽視ではないかと思っております。それを受け、我々は活発な議論をし、市民のためにやむなく値上げをしなくてはだめだというふうな結論に達したわけですので、市民の皆様にはご理解を

賜りたいと思っております。

また、国保の法定軽減制度により、現在一定所得以下の方については均等割、所得割の軽減制度が設けられており、所得に応じて7割、5割、2割が軽減されております。この軽減制度によって、被保険者の4割以上の世帯が軽減措置の適用を受けておりますが、応益割合が45%以上、55%未満の範囲におさまらない場合は、軽減の割合が7割軽減世帯については6割に軽減になり、5割軽減世帯については4割の軽減に、さらに2割軽減世帯については軽減措置がなくなり、国保会計全体では3,600万円の影響が出るものであります。値上げ以上に低所得者に負担がかかります。それでは大変なことになるので、我々は値上げについて慎重に賛成の方に考えが回ったわけです。

今回の提案では、この法定軽減措置が継続できるよう応益割合の設定が行われております。しかるに、反対を表明している議員は、市民受けのねらいの反対のように思います。今回反対されれば低所得者を苦しめることとなります。市民のためと言いながら、市民を苦しめるようになるのではないのでしょうか。いかがするのかお伺いしたいと思います。

国保事業については、被用者保険などと比べ保険税負担能力の低い加入者が多く、保険財政の基盤は脆弱であります。本市国保においては、このような中で応益割と所得割、資産割からなる応能割の設定において、応能割を高め、所得の低い方の負担軽減を図ってきた経緯があります。今回の改正案には、法定軽減措置の継続と、その一方で軽減措置が講じられない、いわゆる中間所得層の世帯にも配慮がなされております。また、土地や家屋などの資産にかかわる資産割については今回は改正せず16%であります。近隣市町村では30%から50%となっており、資産割にかかわる負担は本市の倍以上となっております。

いずれにいたしましても、我が国の国民健康保険制度を取り巻く環境は、少子高齢化によって全国的にも大変厳しい状況にあるものと考えます。この意味では、国保事業に対する国の財政措置の一層の拡充や保険事業の広域化など、本制度の維持向上が不可欠であると思っておりますが、現行制度の枠内では、国民健康保険の保険者としてこの制度の健全な運営を図り、病气やけが、出産など、いざというとき被保険者の方が安心して医療機関にかかれる国民健康保険制度を維持していかなければならないと考えます。

反対者の方は、先ほどは医療費高騰と言っておりますが、使えば医療費はかかります。先ほど医療費の抑制に言及しておりましたが、それは住民が医療を受ける機会を失うことになるんじゃないでしょうか。反対者の方。よくその辺を理解していただきたいと思っております。反対

者は、値上げをしないときでも反対、反対の一点ばかりでした。資格証のこと、悪意を持って国保税を払わない人にかばったり、国保税を払っている85%の善良な市民のことを考えていただきたいと思います。

また、平成18年6月に公布された高齢者の医療の確保に関する法律において、それ以前は老人保健法に基づいて実施してきた基本健診にかわって、生活習慣病予防に着目した特定健診、特定保健指導が開始されましたが、本市国保においても平成20年度からスタートし、40歳以上70歳未満の健診対象者の37%に当たる4,227人が健診を受けており、生活習慣病予防効果が期待されています。今後、事業がより一層充実され、住民の健康づくりと医療費の抑制が図られることを大いに期待するものであります。

また言いますが、値上げに反対する方は、運営そのものより健康推進員の高齢化のこととか、働きが悪いような印象の発言をしたりし、推進員の活動に言及しておりましたが、筋違いではないかなと思っております。ボランティアとして一生懸命頑張っている健康推進員の方に対して、私は反省していただきたいなと思っております。

そんな意味で、我々は真に国民健康保険事業が皆保険として市民の健康と命を守る大切で重要な事業でありますし、国民健康保険事業を滞らせることなく安定した運営を進めなければならぬと思っております。これが保険者としての市に課せられた役割であり、本市の国保は大変厳しい状況であります。その中で市民の皆様が安心して生活できるよう、本市の国民健康保険の安定かつ充実した事業運営を願うものです。

先ほど、反対の方が安定化と言っていますが、自分も言っている割に反対しているというのはおかしいと思います。そういった意味で、我々賛成する議員は、住民のためにこの国保事業が安定して医療を受けられる体制づくりに今後さらなる努力をし、行政側に安定した運営を願いながら、以上、国民健康保険税条例改正案に賛成する立場として討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 次に、議案第77号について委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。1番曾我ミヨ君。

○1番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、議案第77号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対し、反対討論を行います。

市は、今回の国保税値上げの理由として、平成20年4月からの医療改革の実施に伴い、後期高齢者医療制度の創設や前期高齢者に係る医療費の保険間での財政調整など大きく変わった

ことを挙げ、平成21年度以降大幅な財源不足が見込まれることから、国保事業の安定した運営を図るためだとしております。そして、平成21年度から平成23年度までの3年間の値上げとして、1世帯平均13.76%、2万6,384円の値上げで、国保加入者に大幅な負担増を強いる改定であります。

第一点は、この値上げによって市民に大変な負担になるという問題であります。今回の国保税率の改定は、この間の平成16年度の10.3%、平成17年度の5.88%を上回るものであります。平成19年度の県内の13市の国保税の1人当たりの保険税の調定額の比較では、塩竈市は9万4,215円で一番高い国保税となっております。国保加入者の所得水準は他の職域保険に比べますと低く、健康保険の約4割、政管健保の約6割の水準にすぎません。国保加入者の所得は150万円以下が65%と低所得者が多いのが実態です。

このように、塩竈市の国民健康保険税は、県内で最も高額になっているにもかかわらず、さらに13.76%、1世帯当たり2万6,384円の値上げというのは大変な負担を強いるものであります。今回の値上げによって、2人世帯のモデルケースで年金・給与収入年間135万円、総所得金額がゼロ円の世帯では、7割軽減となっても改定率が35.82%の引き上げになり、これまでの国保税年間3万2,160円ですが、4万3,680円となり、1万1,520円もの負担増になるものです。また、年金収入170万円の世帯では、総所得金額が50万円で、5割軽減されても改定率が26.33%になり、金額では7万6,465円が2万135円引き上がって9万6,600円になります。給与収入170万円、総所得金額102万円では2割軽減されても改定率は19.33%になり、3万4,515円増で17万8,565円から21万3,080円にもなるものであります。7割、5割、2割を軽減されるといっても、軽減されてもなお大変な負担増になるものであります。

なぜこのように低所得者ほど重い改定率になるかということについては、現在の応益つまり均等割、平等割が44%になるためと、現行のままでいくと、現在行われております7割、5割、2割の法定減免ができなくなり、6割、4割になるとしています。なぜこの現行のままでいくと現在の7割、5割、2割の法定減免ができなくなるのかという問題では、その背景には、後期高齢者医療制度に伴い75歳以上7,213人が国保から抜けていったことによるものと考えます。国の医療改革に伴う影響にある法定軽減を理由にして低所得者ほど重い負担、大幅な値上げでいいということにはなりません。国の医療改革に伴う影響を受けているなら、なおさら十分な検討が必要だと考えます。

このような大幅な値上げがされれば、その影響は滞納世帯と滞納額の増加につながるという

こととなります。平成19年度の現年度分の滞納額は3億3,860万円になり、そのうちの73.4%が生活困窮であり、1,817件で、その金額は2億4,857万円となっています。不納欠損額で1億1,450万円を落としても、それでも累積滞納額は9億8,699万円で、約10億円に近い金額です。これらの滞納者は、さらに資格証発行や保険証なしという危険性があり、まさに命にかかわる問題になってまいります。この間、国保税の大幅な引き上げは、平成19年度の本市の収納率は県内36市町村の中で84.14%となって最下位になることから見ても、滞納に結びつく結果となっております。高過ぎる国保税の値上げが、加入者にとって納められずに滞納になる、さらに国保税の値上げになるという悪循環になることが考えられます。

市長は、国保税の収納などに関して義務と権利があると述べました。義務と権利だからといって、負担に耐えられないような国保税では、払いたくとも払えない状況をつくり出してしまふこととなります。このような問題を解決する上でも、国保は社会保障という観点からの対応が求められます。その点でも日本共産党は、法定減免とあわせて申請減免も実効ある制度にすべきだという立場を一貫して主張してまいりました。

第二点は、今後の国保財政の見通しの検証についてです。平成20年度から国の医療改革によって大きく変わったと述べています。具体的には、75歳以上の後期高齢者医療制度の創設に伴って、国保会計から75歳以上の高齢者が抜けて、新たに後期高齢者への支援金が導入されて、老人保健拠出金が廃止されたこと、さらに前期高齢者の財政調整交付金の導入などの国の医療改革によって制度が大きく変わったとしております。他の医療保険の負担がふえて、国保は負担が減ると言われております。さらに、国保でも高齢者が多い自治体では、前期高齢者の交付金が入ることによって負担が軽減されます。このようなことから、今回の医療改革によって本市の国保財政は負担が軽くなると考えます。それだけに、今後の見通しについてもしっかりと時間をかけて検証すべきだと考えております。

国の医療改革の影響について、一つは、後期高齢者が国保から抜けたことによって保険税の税収は減少になること。二つに、これまでは国保会計で老人保健制度の医療費の5割を賄うということで、老人1人当たりの医療費が高いということで重い拠出金になっていたのが、後期高齢者支援金に切りかわることによって各保険者の加入数に比例して計算されて、各医療保険が4割を拠出することになり、これまで国保では5割見ていたのが4割になるということで、国保の負担が軽くなること。三つ目には退職者医療制度の廃止と前期高齢者医療財政調整交付金と納付金の導入です。この制度の導入で、政管健保、組合健保、共済の負担が

ふえる分、国保全体の支出は削減されることになります。

特に本市にとって大きいのは、前期高齢者財政調整交付金の影響です。本市は前期高齢者率が35%と多く、交付金を受ける団体となっておりますが、ことしの1月の民生協議会に出された財政見通しの資料では、交付金は平成20年度から平成24年度までの5年間で98億4,300万円と見込んでおりました。その後8月の資料では、交付金は5年間で87億2,000万円に下がるというもので、ここで約11億2,300万円もの減額となりました。11億2,300万円というのは、5年間の財政収支不足の11億5,700万円のほぼ同額になるものであります。なぜ大幅な減額になると見ているのか、納得のいく説明が必要です。

塩竈市は、国が定める調整率など不確定要素が多いとしながら、平成20年度の交付金17億4,400万円の同等の金額を平成24年まで見込むという試算をしております。多額の交付金については、国保会計に大きな影響を与えるものであり、交付金の動向をしっかりと見定めていくことが必要です。委員会では、前期高齢者の交付金の大幅な減額などについてどのような内容なのか、さらに他市との比較で1人当たりの医療費は出ておりますけれども、1人当たりの保険税調定額の比較、ことしの1月の保険給付費が8月の資料では3,300万円引き下がっており、このことによって、では来年の1月の財政見通しがどうなるのか、1月の段階での医療費の伸びの推移を見るなどを行うなど、十分な検討が必要だということで資料を要求して十分な検討を求めてまいりました。十分な検討もできないまま大幅な国保税値上げを行うことに対し反対し、議案第77号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に反対討論いたします。以上で終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（志賀直哉君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第76号、議案第78号ないし89号について採決いたします。

議案第76号、議案第78号ないし89号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、議案第76号、議案第78号ないし第89号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第77号について採決いたします。

議案第77号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（志賀直哉君） 起立多数であります。よって、議案第77号については委員長報告のとおり決しました。



日程第4 請願第8号

○議長（志賀直哉君） 日程第4、請願第8号を議題といたします。

去る12月4日の本会議において、産業建設常任委員会に付託されておりました請願審査の経過とその結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。21番香取嗣雄君。

○産業建設常任委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。今定例会において、本委員会に付託されました請願第8号については、12月10日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告をいたします。

請願第8号「防災・生活関連整備の地域間格差を無くし、安全安心な公共事業を国の責任で実施することを求める請願」については、今後の国の動き等を見ながら時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審査くださるようお願いを申し上げ、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 香 取 嗣 雄

○議長（志賀直哉君） 以上で、産業建設常任委員長の報告は終了いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」との声あり）

○議長（志賀直哉君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第8号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（志賀直哉君） 起立全員であります。よって、請願第8号については委員長報告のとおり決しました。



日程第5 議員派遣の件

○議長（志賀直哉君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

本件はお手元にご配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び塩竈市議会会議規則第153条の規定に基づき議員を派遣しようとするものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件については、質疑、委員会付託、討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、質疑、委員会付託、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議員派遣の件は、お手元にご配付のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（志賀直哉君） 異議なしと認め、お手元にご配付のとおり議員を派遣することに決しました。

以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後2時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年12月17日

塩竈市議会議長 志 賀 直 哉

塩竈市議会議員 小 野 絹 子

塩竈市議会議員 吉 川 弘